

# 先島避難住民の受入れに係る 受入れ基本要領(中間整理)の作成について

避難元地域(沖縄県・石垣市)⇔避難先地域(山口県)

## 留意点

- ※ 1 住民避難に係る要領や受入れの要領等を具体化するための前提であり、**特定の有事を想定したものではない。**
- ※ 2 要避難地域(どこの地域の方が避難の必要があるのか)や避難先地域(どこの地域が安全性が高いのか)、安全な避難経路と手段が確保できているのかなど、政府(事態対策本部)の避難措置の指示は、その時の情勢や関係諸外国の意図などを勘案して総合的に判断されるもの。訓練上の想定はあくまで仮定のものであり決定したものではない。
- ※ 3 本資料は中間取りまとめという位置づけであり来年度も検討を進めていく。

## 目次

- ・初期的な計画の更なる具体化  
山口県国民保護対策本部について…3P
- ・沖縄県・先島5市町村からの  
要配慮者の受入れ調整に関する検討…105P
- ・中長期の収容施設の  
提供に関する検討…136P
- ・就学再開に関する  
検討方針ペーパー…177P
- ・就労支援に関する作業部会検討方針…189P

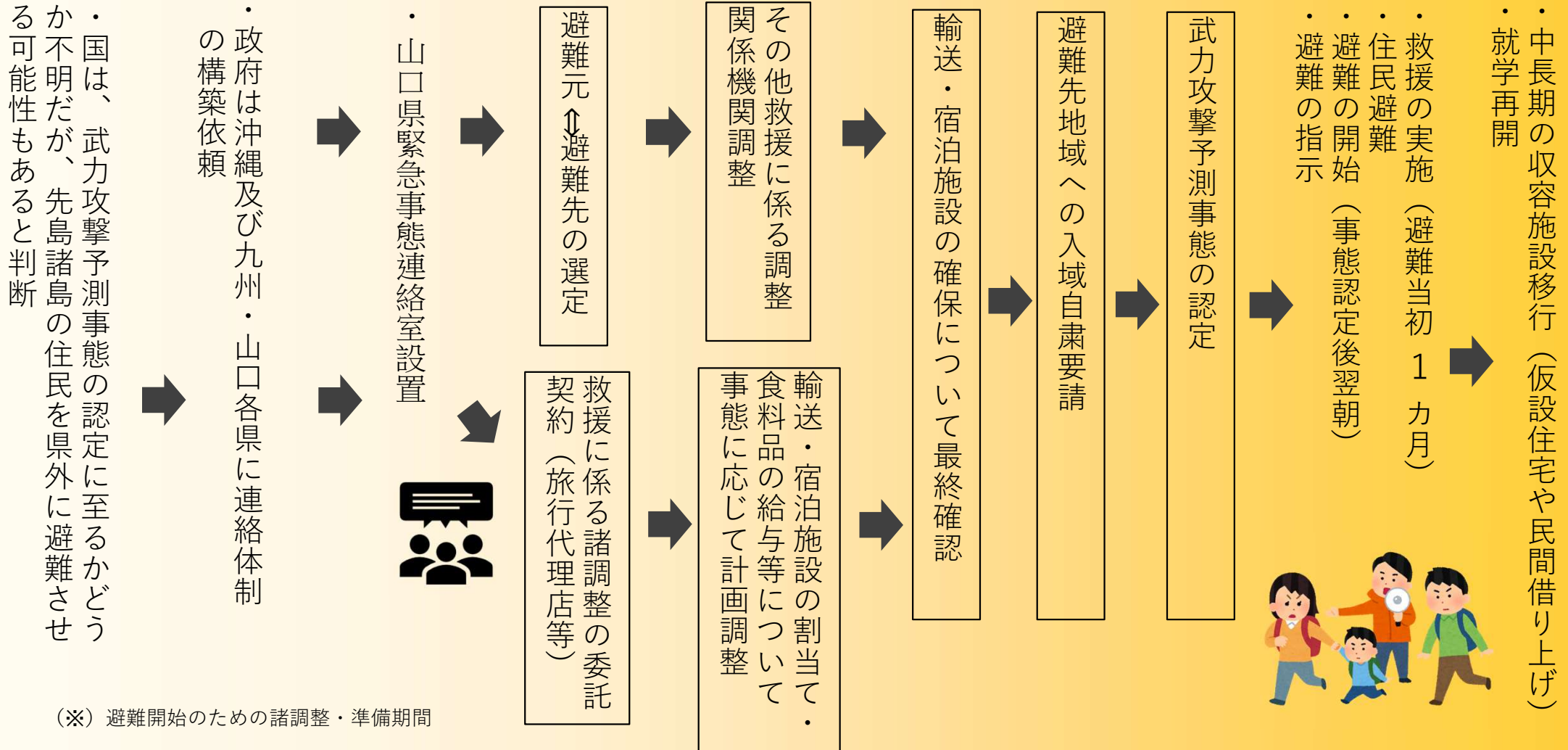
# 初期的な計画の更なる具体化 山口県国民保護対策本部について

令和7年度中間取りまとめ  
山口県

# 検討における時系列

情勢悪化

武力攻撃予測事態



県は国による財政措置を前提に対処（措置のタイミングは定められていない）

# 要領作成上の条件付与について(前提条件)1/2

## 1 避難元地域を沖縄県石垣市の一部、避難先地域を山口県に設定

- ▶武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下、国民保護法)に基づき対策本部長(内閣総理大臣)は沖縄県の実地先島諸島を要避難地域、九州・山口各県を避難先地域と設定して避難措置の指示を行う(国民保護法第52条)
- ▶国民保護法第58条に基づき沖縄県及び山口県は避難住民の受入れについて協議を行い、山口県は避難先地域を決定し、避難先地域管轄の市町長に通知を行う
- ▶避難元の石垣市の一部について山口県を避難先に設定
- ▶避難住民は福岡空港を經由し山口県への避難を行う
- ▶山口県は平時の状態であり、**通常どおり社会経済活動が行われている**

## 2 救援の実施期間と検討対象について(救援の内容は第3項を参照)

- ▶救援については「避難当初1カ月」を中心に検討
- ▶救援の検討は一部のコミュニティをモデル地区として選定し、受入れ市を設定し検討を行う
- ▶救援の検討は選定したモデル地区と受入れ市以外にも活用できる汎用性のあるものとなるように留意する
- ▶**モデル地区は「白保地区」とし、受入れ市は「山口市」とする**

## 3 輸送計画及び救援(国民保護法第75条の第1～4号、第7号)の検討

- ▶輸送計画の検討
- ▶第1号 収容施設の供与
- ▶第2号 食品の給与及び飲料水の供給
- ▶第3号 生活必需品の給与及び貸与
- ▶第4号 医療の提供及び助産
- ▶第7号 電話その他の通信設備の提供

# 要領作成上の条件付与について(前提条件)2/2

## 4 福岡空港から山口県内までの輸送力は山口県にて検討

- ▶国民保護法上、原則的には避難先である山口県までの輸送手段の確保は避難元である沖縄県が役割を担うところであるが、本要領では避難先である**山口県にて経由空港到着以後の検討を行う**ものとし、輸送計画を作成する
- ▶武力攻撃予測事態認定前の調整期間を用いて輸送力の確保を行う

## 5 宿泊施設は「全室空室」が前提条件

- ▶武力攻撃予測事態認定に先立ち、避難先地域（九州・山口）には**入域自粛要請**がかかる
- ▶避難先としてはホテル・旅館等の宿泊施設を基本とし、上記要請により**宿泊施設は全室が空室となっている前提**
- ▶宿泊費用やキャンセルのための**補填等の費用について要領上は考慮しない前提**
- ▶資料上の宿泊施設等のキャパシティは事実として存在する**ある時点の数字であって、なんらかの契約行為が存在するものではない**

## 6 初期的な計画において、R7年度以降の検討としていた項目について作業部会において検討を開始

- ▶要配慮者への対応について
- ▶中長期の収容施設の検討
- ▶児童の就学再開について
- ▶就労支援について

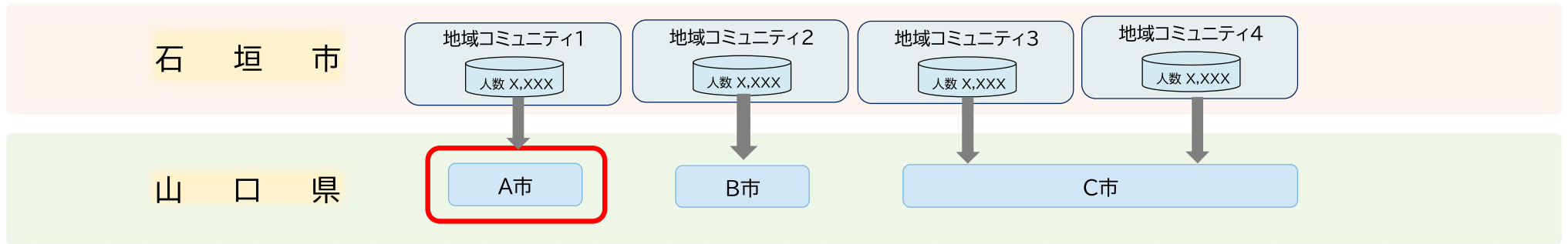
## 7 その他

- ▶情勢悪化から武力攻撃事態認定までの調整期間について、本要領上では**検討に要する時間は制約要因とならない前提**
- ▶本要領を作成する上での組織体制・役割分担は、原則、山口県国民保護計画等の既存の計画やマニュアルに準ずるが、大規模な広域避難という前例のない検討であることから、要領の内容が必ずしも既存の計画やマニュアルに依らない部分も生じうる
- ▶国民保護法75条第2項において救援を現金支給をもって行うことができると規定されているが、当該要領上は現金支給による救援は前提とせず、**現物支給**によって行うことから検討を行っていく
- ▶災害対策本部とは異なり、**平時の住民サービスの維持と避難住民の対応の両立を考慮することが前提**

# 検討の2段階について

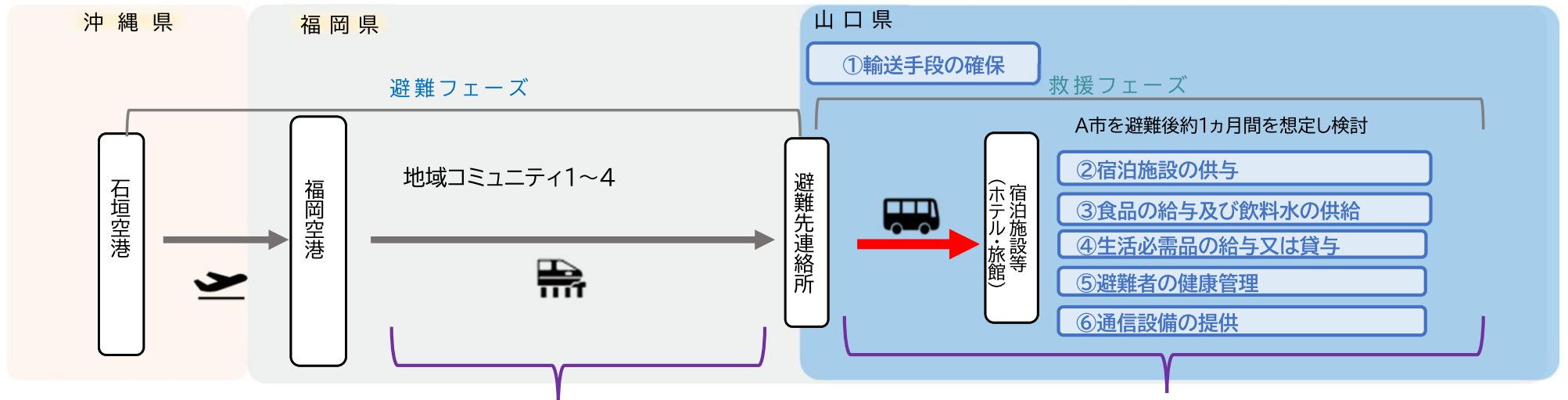
## 第1段階

- ・ 山口県に割り当てとなる避難住民を県下の市町に割り振る（法第58条に基づく手順確認）
- ・ モデル地区を選定する



## 第2段階

- ・ コミュニティを維持した状態での避難を検討の重点項目とする
- ・ 石垣市住民を対象に避難先連絡所までの輸送計画を作成する
- ・ 石垣市の一部のコミュニティを対象に、救援の要領を検討する



輸送フェーズにおいては避難住民全員を対象に避難先連絡所までの到達の計画を作成する

避難先連絡所から先の救援(①~⑥)に関しては、選択したコミュニティ単位で検討を進める。

R7年度からは避難者の就学・就労などについても検討を開始

# 県内受入れ市町の割当て及び計画の作成対象について

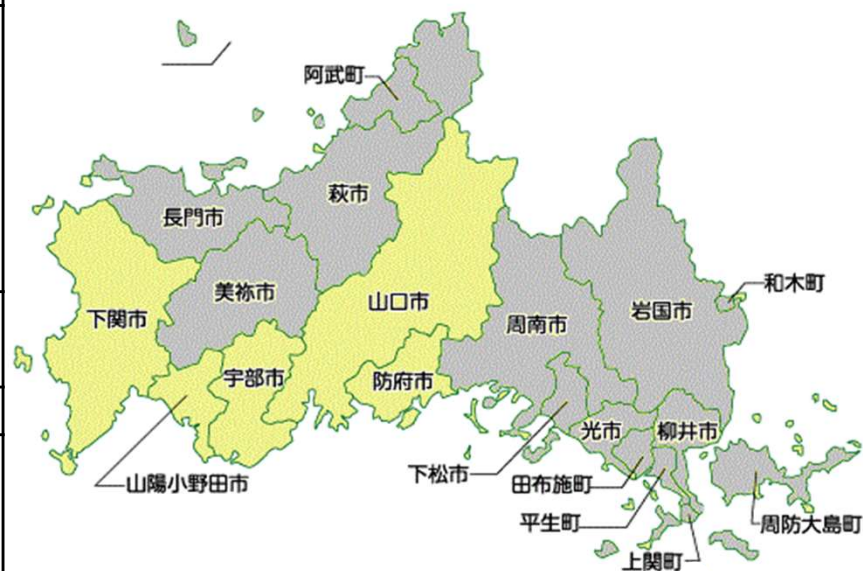
## 1. 初期的な計画

- 当該要領上の設定において山口県の受入れ住民は石垣市住民の約12,600人。
- 石垣市約12,600人を山口県内の市町に割当てを行う。（法58条に基づく手順の確認）
- コミュニティの維持の観点から、避難元の小学校区を基準に宿泊施設＋公営住宅等で受入れ市の設定（優先：コミュニティ維持）

## 2. 中間整理

- R7年度国と協議の上、宿泊施設のキャパシティをベースに割当ての設定を行った（優先：滞在施設の種別）
- 宿泊施設を基準とする理由は、ある程度設備の保証がされることから、準備段階での即応性が高いため
- 県内には基礎的資料の調査からも石垣小学校区6,000人を収容可能な宿泊施設のキャパシティを有する自治体は存在しない
- そのため、石垣小学校区は分割して受入れを行うことで石垣市と調整
- 計画の作成モデルとする地区は白保地区であり白保地区を受入れるのは山口市で変更なし

小学校区	地区人数	計	設定市	宿泊施設キャパシティ
石垣小(石垣・大川地区)	3,782	4,241	下関市	4,698
名蔵小	459			
石垣小(新川地区)	2,224	4,892	山口市 ※	5,418
富野小	189			
白保小 ※	1,573			
崎枝小	122			
大本小	106			
川平小	678			
吉原小	262	534	山陽小野田市	647
川原小	272			
宮良小	1,751	1,751	宇部市	1,959
伊野田小	429	1,193	防府市	1,469
平久保小	113			
明石小	266			
野底小	385			
合計		12,611		14,191



※ モデル地区

# 県内の旅館・ホテル等のキャパシティ状況

- ・ 県内の宿泊施設のキャパシティ状況を表にしたもの（R7.4月県調査）
- ・ 当該要領上の受入れ市町を設定する上での数値であり、広域避難の用途での確保が約束されるものではない
- ・ R7.4月時点の数値であり、宿泊施設の開業・閉業・改装等により数値は変動する

No		部屋数	キャパシティ
1	下関	2,483	4,698
2	宇部	1,219	1,959
3	山口	2,683	5,418
4	萩	1,005	3,329
5	防府	1,051	1,469
6	下松	323	444
7	岩国	1,318	2,297
8	光	272	503
9	長門	848	2,580
10	柳井	190	349
11	美祢	183	520
12	周南	1,881	2,914
13	山陽小野田	446	647
14	周防大島	162	586
15	和木町	0	0
16	上関町	62	139
17	田布施	6	20
18	平生町	62	84
19	阿武町	8	27
	計	14,202	27,983

# 救援の検討対象とする地区の選定について

## 1. 検討対象地区(モデル地区)の位置づけと考え方

- 救援の検討は避難元地域の一部の地区をモデル地区として選定し、検討を行う
- モデル地区の検討をもって、他避難元、他避難先においても活用できる横展開可能な汎用性のある要領の作成を目指す
- モデル地区に選定する規模は、概ね住民数1,000人以上の地区を基準

## 2. 選定地区及び受入れ先について

### 選定地区について

- 山口県に避難を行う石垣市14地区について1,000人以上の住民数の地区は石垣、宮良、白保の3地区
- 石垣地区(約6,000人)、宮良地区(約1,750人)、白保地区(約1,573人)
- コミュニティの維持に配慮した検討となるよう、山口県内の一つの市町で受入れ可能な規模を選定
- 以上から、候補は宮良地区もしくは白保地区
- 避難元の沖縄県、石垣市と協議を行い「白保地区」をモデル地区と決定
- 受入れ先は県対策本部と検討を進めていくうえでの地理的な条件を考慮して「山口市」と設定

石垣市・白保小校区の世帯構成								計
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	
世帯数	364	214	83	52	32	18	8	771
世帯人数	364	428	249	208	160	108	56	1,573

# 山口県国民保護対策本部の組織体制について

※ 山口県国民保護計画に準じる

対策本部	本部長	県知事
	副本部長	副知事
	その他本部員	総務部長、総合企画部長、環境生活部長、健康福祉部長、産業労働部長、観光スポーツ文化部長、農林水産部長、土木建築部長、会計管理局長、公営企業管理者、企業局長、教育庁、副教育長、警察本部長、東京事務所長

対策部	対応組織	主な業務内容
総務部	総務部	職員派遣関係、職員の健康管理、岩国基地からの情報収集、財政措置、本部長及び副本部長調整…等
総合企画部	総合企画部	政府・中央省庁等からの情報収集、全国知事会との連絡調整、広報、安否情報の照会・受付…等
環境生活対策部	環境生活部	ボランティア・NPO支援、国民保護措置に関する相談、生活関連物資等の需給状況の把握…等
救援対策部	健康福祉部	救援活動、市町救援指導、医療・助産、避難住民の健康管理、高齢者・障害者避難等の市町支援…等
産業労働対策部	産業労働部	電力の安定供給の事業者要請、火薬類取扱事業者に対する保安対策の指示…等
観光スポーツ文化対策部	観光スポーツ文化部	県内観光客への情報提供、運送の確保・手順、県内外国人への対応、外務省との連携調査…等
農林水産対策部	農林水産部	災害用主食の調達、家畜の管理・防疫、災害対策用船舶の把握、救護物資の荷揚げ漁港確保・斡旋…等
土木建築対策部	土木建築部	資機材の調達・確保、道路使用に関する自衛隊等との調整、公営住宅等の提供、応急仮設住宅の建設…等
経理部	会計管理局	生活必需品を除く必要物資の調達、緊急通行車両確認証明書の発行、応急救助経費の出納…等
電気工水対策部	企業局	発電施設・工業用水道施設の保安対策・応急対策…等
文教対策部	教育庁	児童生徒の保護、応急教育、被災児童生徒に対する医療・防疫・給食…等
県警察本部		情報収集、避難の指示・誘導、緊急輸送路の確保、避難住民の援助、交通規制…等
東京連絡部	東京事務所	政府・中央省庁等からの情報収集…等

事務局	事務局長（総務部理事）	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護対策本部の設置・運営・廃止、本部員会議に関すること</li> <li>関係市町、その他関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>国民保護措置の総合調整に関すること</li> <li>国民保護措置の実施状況、被災情報その他情報のとりまとめに関すること …等</li> </ul>
	事務局員 （防災危機管理課職員） （消防保安課職員） （広報広聴課職員）	

# 山口県国民保護対策本部内の役割整理

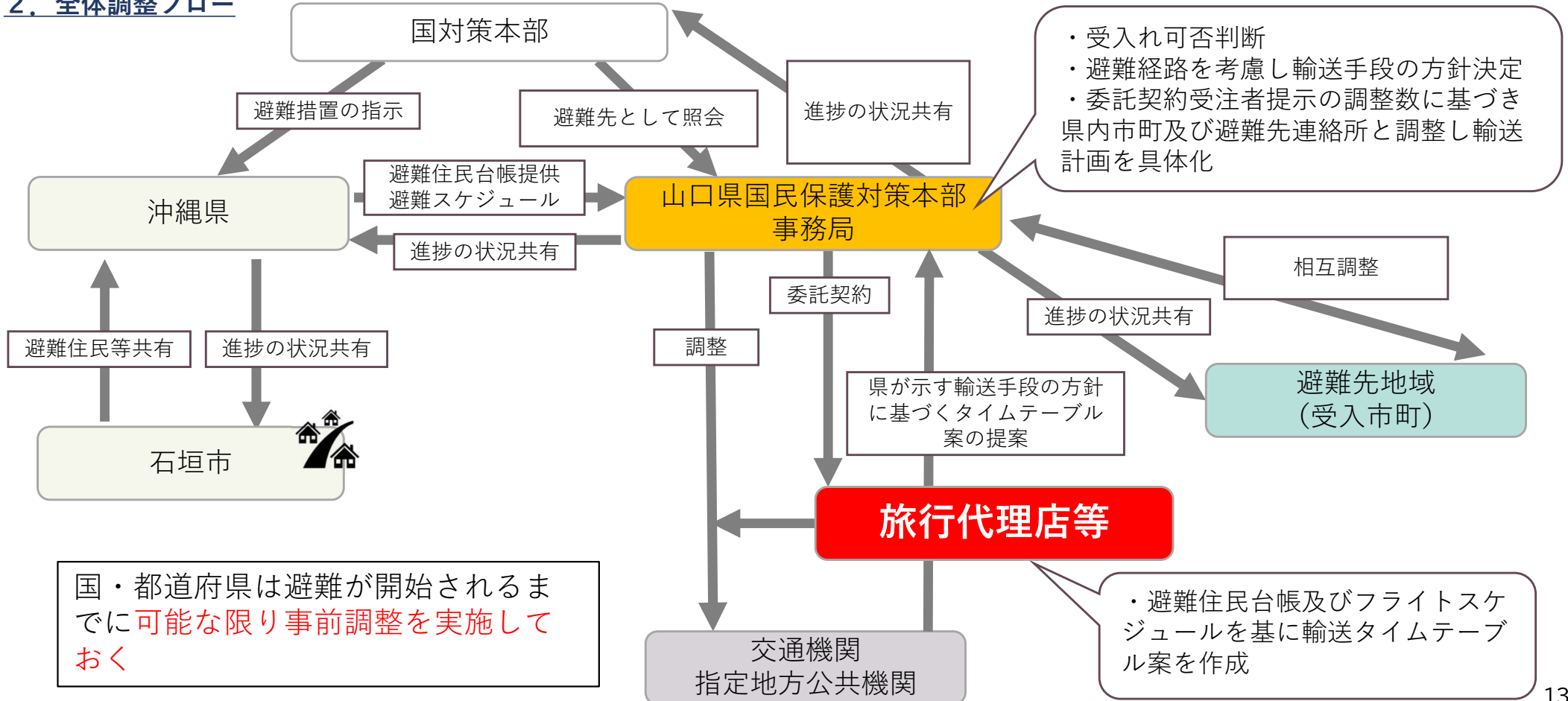
実施項目	対応する部	具体的な業務内容
避難元連携	事務局	避難住民情報等、避難先情報の相互連携
輸送経路	事務局	輸送経路及びタイムテーブルの決定及びそれに伴う交通関係事業者との調整
避難先連絡所	事務局・救援対策部	避難先連絡所の設営・運営
旅館・ホテル等	事務局	ホテル・旅館の割り振り
	救援対策部	避難住民（要配慮者）の健康管理
	環境生活対策部	ホテル滞在住民の生活相談
食品・飲料水	事務局 救援対策部	食事の提供方法の調整、必要となる物資・要員の確保、食料品の調達（小売事業者からの調達を含む）
生活必需品	事務局 救援対策部	飲料水・生活必需品の必要数の確認、調達（小売事業者からの調達を含む）、配送
医療・助産	救援対策部	（医療措置を必要とする）要配慮者の医療機関等への割り振り 医療の提供状況に関する情報収集、医療班の派遣調整・支援要請
福祉	救援対策部	（介護・福祉を必要とする）要配慮者の社会福祉施設等への割り振り 社会福祉施設の入所者以外の要配慮者の健康状態の定期観察・情報収集、介護士等の派遣調整・支援要請
通信設備	事務局	避難先連絡所・旅館・ホテル等の収容施設における通信設備の設置状況の確認
生活相談	環境生活対策部	避難住民の生活相談
中長期住宅施設	救援対策部 土木建築部	中長期の収容施設の確保計画の作成（賃貸型応急住宅・公営住宅・建設型応急住宅） 中長期の収容施設確保の実作業
就学の再開	文教対策部	就学の再開について検討

# 輸送計画の作成について～条件整理・調整の流れ

## 1. 輸送計画の作成に関する基本的考え方

- 山口県へ避難する住民は約12,600人で**避難開始から5日で避難**を終える（初期的な計画の6日間からタイムテーブル変更）
- 山口県への避難は福岡空港を経由して行われる
- 国は避難の指示に先立ち、**避難先地域への入域の自粛要請**をかける
- 要配慮者の輸送については作業部会にて分類別に検討を進める
- 上記基準は要領作成上の設定であり、必要な手順を確認するための整理（**便の確保が将来的に約束されるわけではない**）

## 2. 全体調整フロー



※ 国の費用負担については、国民保護法第168条等の規定による。

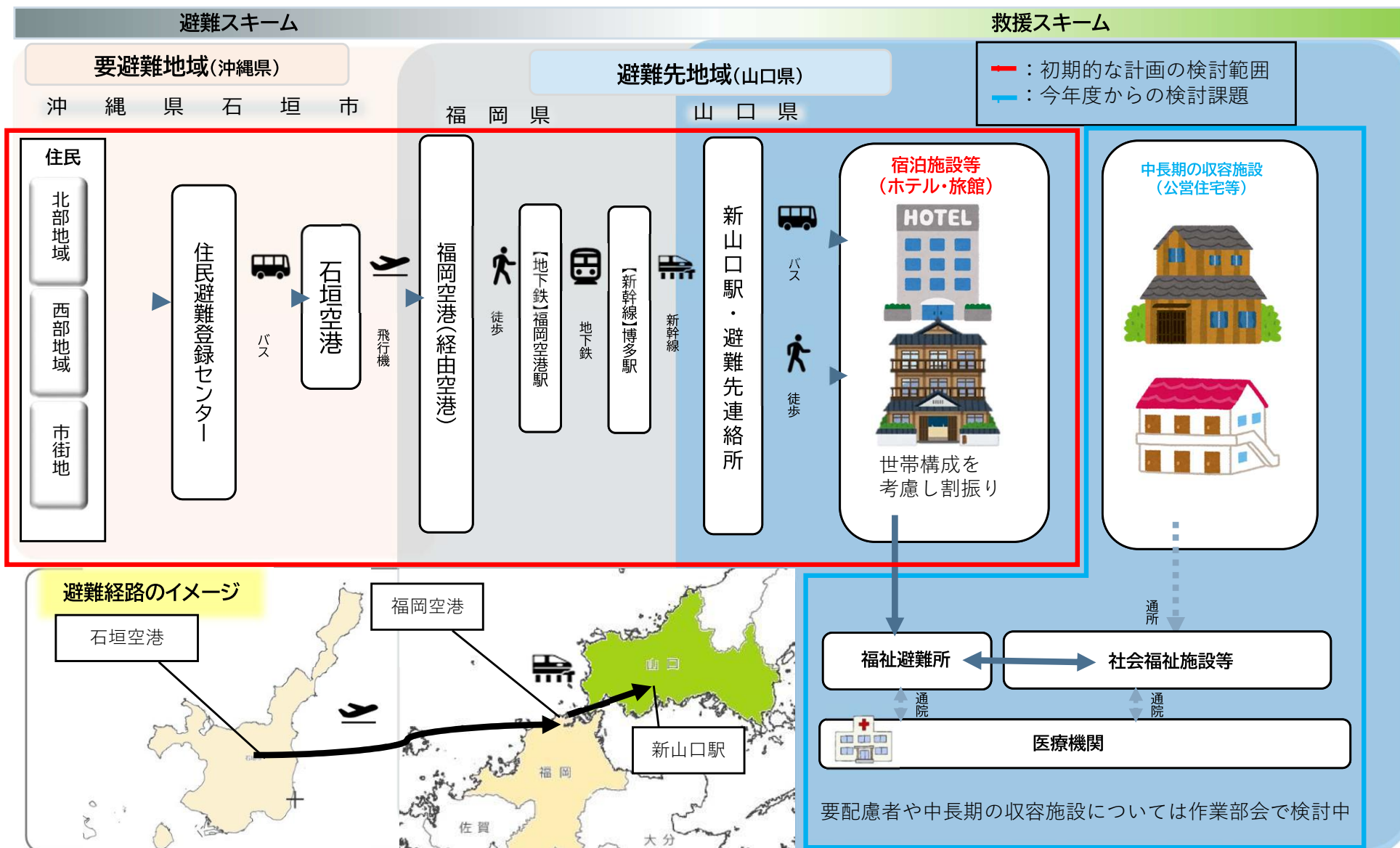
# 輸送計画の作成について～役割分担

## 3. 関係者の役割分担

所属	対応組織	役割
山口県	山口県対策本部 事務局	避難住民情報、避難先情報の相互連携 輸送手段の方針決定 委託事業者との調整 輸送計画の具体化
	山口県対策本部 総務部	輸送計画に基づき、誘導人員や現地連絡調整員の確保（応援職員による）
民間	委託事業者	事務局の示す方針に基づき輸送計画作成のための情報収集及び案作成
	福岡市交通局	地下鉄輸送に係る関係事業者
	西日本旅客鉄道	新幹線輸送に係る関係事業者（※指定公共機関）
	防長交通等県内バス事業者	バス輸送に係る関係事業者（※防長交通は指定地方公共機関）
沖縄県	沖縄県対策本部 総括情報部	避難住民情報の提供、山口県対策本部と進捗状況の共有 避難元市町村との連携
国	内閣官房 国家危機管理室	関係府省庁間の全体総括
	総務省 消防庁	避難に関する連絡調整、避難に関する費用負担
	内閣府政策統括官（防災担当）付	ホテル等の収容施設に関する受入れ体制等への支援、救援に関する費用負担

# 石垣市を山口県で受入れる場合の流れの全体イメージ

沖縄県石垣市（人口約12,600名）が、山口県に島外避難することとなった場合の、避難から受入れまで一連の流れは以下のイメージ



# 石垣市を山口県で受け入れる場合の全体イメージ

区 間	対 象
福岡空港～博多駅～ 新山口駅	石垣市住民 12,611人
避難先連絡所から 宿泊施設(又は周辺)まで	石垣市白保地区住民 1,573人



小学校区	地区人数	計	設定市	施設キャパシティ
石垣小(石垣・大川地区)	3,782	4,241	下関市	4,698
名蔵小	459			
石垣小(新川地区)	2,224	4,892	山口市	5,418
富野小	189			
白保小	1,573			
崎枝小	122			
大本小	106			
川平小	678			
吉原小	262			
川原小	272	534	山陽小野田市	647
宮良小	1,751	1,751	宇部市	1,959
伊野田小	429	1,193	防府市	1,469
平久保小	113			
明石小	266			
野底小	385			
合計		12,611		14,191

具体化対象コミュニティ人数  
**1,573人**

# 4.避難住民の受け入れ輸送計画

## ・ 1日目

自治体	便名	機体	搭乗人数	コミュニティ	出発空港	空港発	移動所要1時間程度		所要5分		移動所要20分		避難先				
							福岡着	地下鉄 福岡空港駅発 分割乗車最終組	地下鉄 博多駅着	新幹線 博多駅発	新山口駅着						
石垣市	8-2	ANA788	335	平久保・明石	石垣	11:05	→	13:05	→	14:14	→	14:19	→	14:36	→	15:10	防府市
	6-3	ANA788	335	明石・伊野田	石垣	11:45	→	13:45	→	14:51	→	14:56	→	15:36	→	16:10	防府市
	8-3	ANA788	138	伊野田	石垣	12:25	→	14:25	→	15:29	→	15:34	→	15:54	→	16:45	防府市
	6-4	ANA788	335	野底	石垣	13:05	→	15:05	→	16:15	→	16:20	→	16:36	→	17:10	防府市
	8-4	ANA788	239	野底・富野	石垣	13:45	→	15:45	→	16:49	→	16:54	→	17:23	→	17:57	防府市・山口市
	6-5	ANA788	335	吉原・川平	石垣	14:25	→	16:25	→	17:28	→	17:33	→	18:22	→	18:57	山陽小野田市
	8-5	ANA788	335	川平	石垣	15:05	→	17:05	→	18:07	→	18:12	→	18:36	→	19:10	山陽小野田市
	6-6	ANA788	335	川平・崎枝	石垣	15:45	→	17:45	→	18:44	→	18:49	→	19:30	→	20:04	山陽小野田市・山口市
	8-6	ANA788	57	崎枝	石垣	16:25	→	18:25	→	19:14	→	19:19	→	20:32	→	21:18	山口市
1日計			2,444人														

## ・ 2日目

自治体	便名	機体	搭乗人数	コミュニティ	出発空港	空港発	移動所要1時間程度		所要5分		移動所要20分		避難先				
							福岡着	地下鉄 福岡空港駅発 分割乗車最終組	地下鉄 博多駅着	新幹線 博多駅発	新山口駅着						
石垣市	8-2	ANA788	335	名蔵	石垣	11:05	→	13:05	→	14:14	→	14:19	→	14:36	→	15:10	山口市
	6-3	ANA788	230	名蔵・大本	石垣	11:45	→	13:45	→	14:51	→	14:56	→	15:36	→	16:10	山口市・宇部市
	8-3	ANA788	272	川原	石垣	12:25	→	14:25	→	15:29	→	15:34	→	15:54	→	16:45	宇部市
	6-4	ANA788	335	宮良	石垣	13:05	→	15:05	→	16:15	→	16:20	→	16:36	→	17:10	宇部市
	8-4	ANA788	335	宮良	石垣	13:45	→	15:45	→	16:49	→	16:54	→	17:23	→	17:57	宇部市
	6-5	ANA788	335	宮良	石垣	14:25	→	16:25	→	17:28	→	17:33	→	18:22	→	18:57	宇部市
	8-5	ANA788	335	宮良	石垣	15:05	→	17:05	→	18:07	→	18:12	→	18:36	→	19:10	宇部市
	6-6	ANA788	335	宮良	石垣	15:45	→	17:45	→	18:44	→	18:49	→	19:30	→	20:04	宇部市
	8-6	ANA788	76	宮良	石垣	16:25	→	18:25	→	19:14	→	19:19	→	20:32	→	21:18	宇部市
1日計			2,588人														

# 避難住民の受け入れ輸送計画

## ・ 3日目

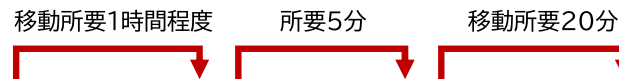
自治体	便名	機体	搭乗人数	コミュニティ	出発空港	空港発	移動所要1時間程度			所要5分		移動所要20分		避難先			
							福岡着	地下鉄福岡空港駅発 分割乗車最終組	地下鉄博多駅着	新幹線博多駅発	新山口駅着						
石垣市	6-3	ANA788	335	白保	石垣	11:45	→	13:45	→	14:51	→	14:56	→	15:36	→	16:10	山口市
	7-3	JAL738	165	白保	石垣	11:50	→	13:50	→	15:06	→	15:11	→	15:36	→	16:10	山口市
	9-3	JAL738	165	白保	石垣	12:00	→	14:00	→	15:14	→	15:19	→	15:45	→	16:20	山口市
	5-3	ANA738	165	白保	石垣	12:10	→	14:10	→	15:29	→	15:34	→	15:54	→	16:45	山口市
	8-3	ANA788	335	白保	石垣	12:25	→	14:25	→	15:51	→	15:56	→	16:36	→	17:10	山口市
	6-4	ANA788	243	白保	石垣	13:05	→	15:05	→	16:15	→	16:20	→	16:45	→	17:20	山口市
	7-4	JAL738	165	白保	石垣	13:10	→	15:10	→	16:29	→	16:34	→	16:54	→	17:45	山口市
1日計			1,573人														



内は同一便に乗車

# 4.避難住民の受け入れ輸送計画

• 4日目



自治体	便名	機体	搭乗人数	コミュニティ	出発空港	空港発	→	福岡着	→	地下鉄福岡空港駅発 分割乗車最終組	→	地下鉄博多駅着	→	新幹線博多駅発	→	新山口駅着	避難先
石垣市	6-3	ANA788	335	石垣	石垣	11:45	→	13:45	→	14:51	→	14:56	→	15:36	→	16:10	下関市
	7-3	JAL738	165	石垣	石垣	11:50	→	13:50	→	15:06	→	15:11	→	15:36	→	16:10	下関市
	9-3	JAL738	165	石垣	石垣	12:00	→	14:00	→	15:14	→	15:19	→	15:45	→	16:20	下関市
	5-3	ANA738	165	石垣	石垣	12:10	→	14:10	→	15:29	→	15:34	→	15:54	→	16:45	下関市
	8-3	ANA788	335	石垣	石垣	12:25	→	14:25	→	15:51	→	15:56	→	16:36	→	17:10	下関市
	6-4	ANA788	322	石垣	石垣	13:05	→	15:05	→	16:15	→	16:20	→	16:45	→	17:20	下関市
	7-4	JAL738	165	石垣	石垣	13:10	→	15:10	→	16:29	→	16:34	→	16:54	→	17:45	下関市
	9-4	JAL738	165	石垣	石垣	13:20	→	15:20	→	16:44	→	16:49	→	17:23	→	17:57	下関市
	5-4	ANA738	165	石垣	石垣	13:30	→	15:30	→	16:55	→	17:00	→	17:23	→	17:57	下関市
	8-4	ANA788	335	石垣	石垣	13:45	→	15:45	→	17:09	→	17:14	→	17:36	→	18:10	下関市
	6-5	ANA788	335	石垣	石垣	14:25	→	16:25	→	17:28	→	17:33	→	17:55	→	19:01	下関市
	7-5	JAL738	165	石垣	石垣	14:30	→	16:30	→	17:38	→	17:43	→	18:22	→	18:57	下関市
	9-5	JAL738	165	石垣	石垣	14:40	→	16:40	→	17:45	→	17:50	→	18:22	→	18:57	下関市
	5-5	ANA738	165	石垣	石垣	14:50	→	16:50	→	17:58	→	18:03	→	18:22	→	18:57	下関市
	8-5	ANA788	335	石垣	石垣	15:05	→	17:05	→	18:15	→	18:20	→	18:36	→	19:10	下関市
6-6	ANA788	298	石垣	石垣	15:45	→	17:45	→	18:44	→	18:49	→	19:30	→	20:04	下関市	
1日計			3,780人														

# 避難住民の受け入れ輸送計画

## 5日目

自治体	便名	機体	搭乗人数	コミュニティ	出発空港	空港発	→	移動所要1時間程度		→	所要5分		→	移動所要20分		避難先	
								福岡着	地下鉄福岡空港駅発 分割乗車最終組		地下鉄博多駅着	新幹線博多駅発		新山口駅着			
石垣市	6-3	ANA788	335	石垣	石垣	11:45	→	13:45	→	14:51	→	14:56	→	15:36	→	16:10	下関市
	7-3	JAL738	165	石垣	石垣	11:50	→	13:50	→	15:06	→	15:11	→	15:36	→	16:10	下関市
	9-3	JAL738	165	石垣	石垣	12:00	→	14:00	→	15:14	→	15:19	→	15:45	→	16:20	下関市
	5-3	ANA738	165	石垣	石垣	12:10	→	14:10	→	15:29	→	15:34	→	15:54	→	16:45	下関市
	8-3	ANA788	335	石垣	石垣	12:25	→	14:25	→	15:51	→	15:56	→	16:36	→	17:00	下関市
	6-4	ANA788	231	石垣	石垣	13:05	→	15:05	→	16:15	→	16:20	→	16:45	→	17:20	下関市
	7-4	JAL738	165	石垣	石垣	13:10	→	15:10	→	16:29	→	16:34	→	16:54	→	17:45	下関市
	9-4	JAL738	165	石垣	石垣	13:20	→	15:20	→	16:44	→	16:49	→	17:23	→	17:57	下関市
	5-4	ANA738	165	石垣	石垣	13:30	→	15:30	→	16:55	→	17:00	→	17:23	→	17:57	下関市
1日計			1,891人														

# 避難住民の受け入れ輸送計画

## バス総括表

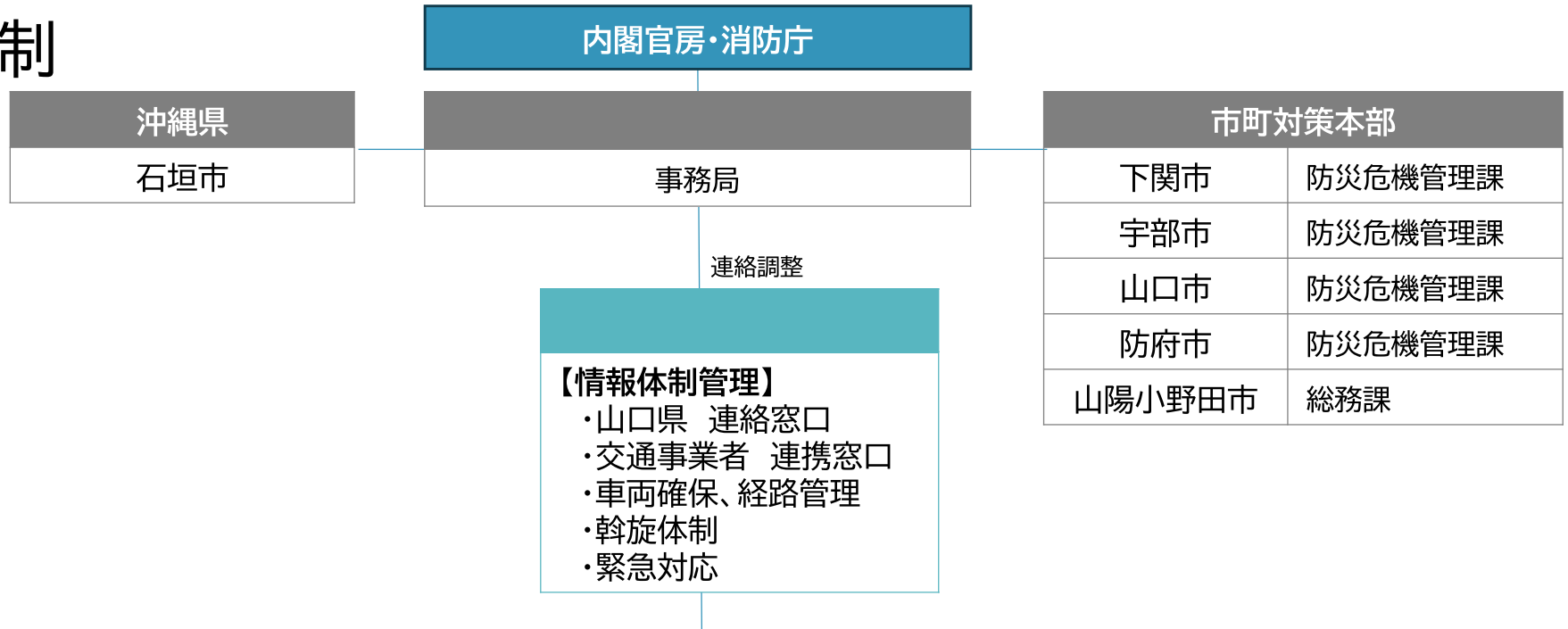
	避難先自治体	避難元自治体地区名	人数	バス台数	日計
1日目	防府市	平久保 明石 伊野田 野底	2,444	-	-
	山陽小野田市	吉原		-	-
	宇部市	川平		-	-
	山口市	富野 崎枝		-	-
2日目	山陽小野田市	川原	2,588	-	-
	宇部市	宮良			
	山口市	大本			
	下関	名蔵			
3日目	山口市	白保	1,573	22台	22台
4日目	下関市 山口市	石垣	3,780	-	-
5日目	下関市 山口市	石垣	1,891	-	-

要避難地域	人口	避難受入県	受入数
与那国町	1,700人	佐賀県	1,700人
竹富町	4,200人	長崎県	4,200人
石垣市	50,100人	山口県	12,600人
		大分県	10,500人
		福岡県	27,000人

※国及び沖縄県提示の  
令和7年度版フライトスケジュールによる

# 業務実施体制

## 輸送業務体制



## 連携先団体・事業者

運輸関係団体・事業者
全日本空輸
西日本旅客鉄道
福岡市
福岡市地下鉄

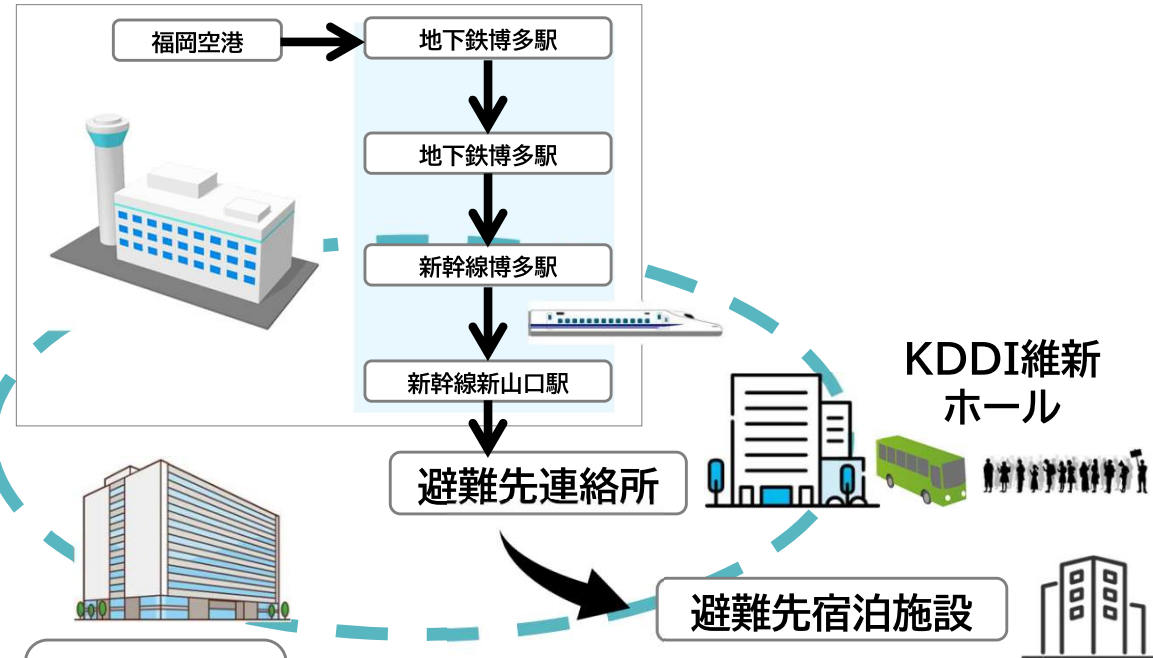
関係団体・事業者
KDDI維新ホール
一般社団法人 山口県バス協会
山口県警
山口県運輸局

バス事業者
防長交通

# 業務実施体制

## 幹旋体制・配置人数

	幹旋人員と役割	人数			
		責任者	リーダー	スタッフ	合計
1	総括責任者	1名	1名	1名	3名
2	空港誘導チーム	1名	2名	12名	15名
3	博多駅誘導チーム	1名	2名	7名	9名
4	新山口駅輸送チーム	1名	6名	52名	59名
	新幹線新山口駅誘導係	1名	1名	2名	4名
	新山口駅～避難先連絡所	0名	2名	20名	22名
	避難先連絡所～宿泊施設	0名	3名	30名	33名
<b>合計人数</b>					<b>86名</b>



	人数	役割
KDDI維新ホール	22名	受付/各宿泊施設連携 ・受付スタンバイ ・遅延対応 ・各宿泊施設への幹旋等
避難先宿泊施設等	33名	・バス降車後誘導 ・宿泊施設チェックイン対応
<b>合計人数</b>	<b>55名</b>	

# 輸送計画(福岡空港)

## 令和6年度の検討

- 訓練上の受入空港(福岡空港及び鹿児島空港)の具体的な検討に着手
- 避難元空港のスポット計画に基づく、受入空港のスポット計画及び駐機時間表をR6年12月に暫定案として関係機関と合意
- 避難住民の円滑な陸上輸送(バス又は鉄道)に繋げるための誘導パターンを整理し、R7年2月に現地空港関係者の協力のもと、国(事態室、航空局、消防庁)と沖縄県にてターミナル内動線やバス待機場所の候補などについて視察・打合せを実施

## 令和7年度の検討(案)

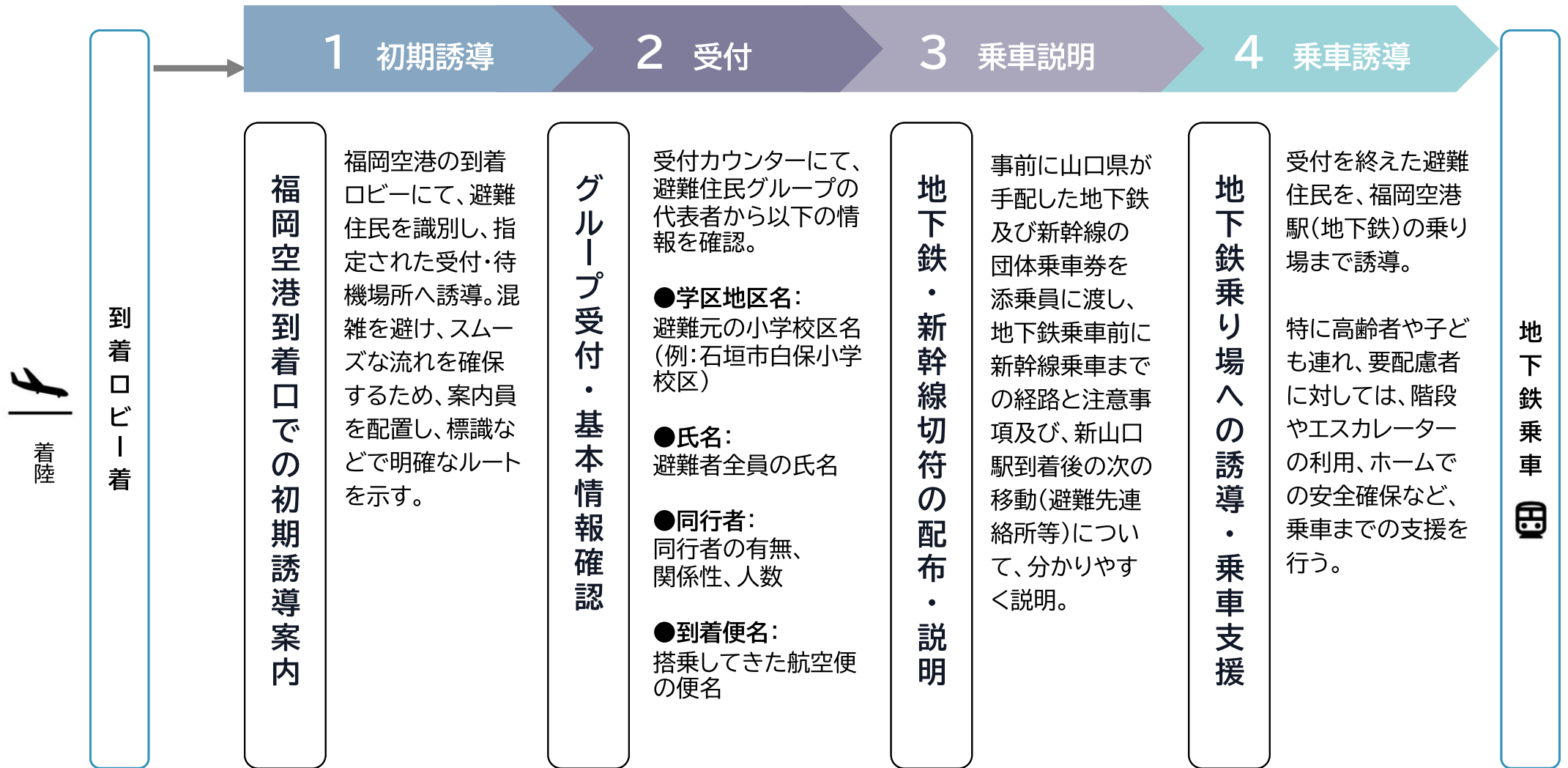
1. 福岡空港における避難住民の避難誘導や避難経路等の考え方の具体化
  - ① オープンスポットに駐機した場合のチャーターバス等への接続方法(Aパターン及びCパターン)
  - ② PBBを有するスポットに駐機した場合のチャーターバス等への接続方法(Bパターン)
  - ③ 誘導要員等の人員配置
2. 関係機関との連携方法のあり方の具体化
  - ① 関係機関の役割整理
  - ② 調整場所の整理及び連携方法の具体化

## 【受入側】民間航空機輸送力確保の基本的な考え方(前提)

- 1 受入空港の運用時間(離着陸時間)の設定
  - ▶ 原則として、避難元空港の運用計画に基づく離着陸時間を基本とし、弾力的な運用を行う。
  - 平時の空港運用時間(利用時間)
    - 福岡空港：24時間(利用時間7:00～22:00) □ 石垣空港：8:00～21:00 ※一部の空港は運用時間の延長を想定
2. 避難元空港からの受入空港までに要するフライト時間
  - 【フライト時間】▶ 石垣空港～福岡空港(2時間)
  - ※平時において定期便が就航していない路線があることから仮定的に航空会社等のご意見を踏まえフライト時間を設定
3. 空港の優先利用
  - ▶ 特定公共施設利用法に基づく飛行場施設として、国民保護措置に優先利用となるが、国際線及び離島路線は定期便の維持を追求する。
4. ナイトステイ(夜間駐機)
  - ▶ 使用される航空機は受入空港等にてナイトステイ(夜間駐機)することを基本とするが、乗務員入れ替え及び機体整備に応じて各航空会社にて設定する。

# 輸送計画(福岡空港)

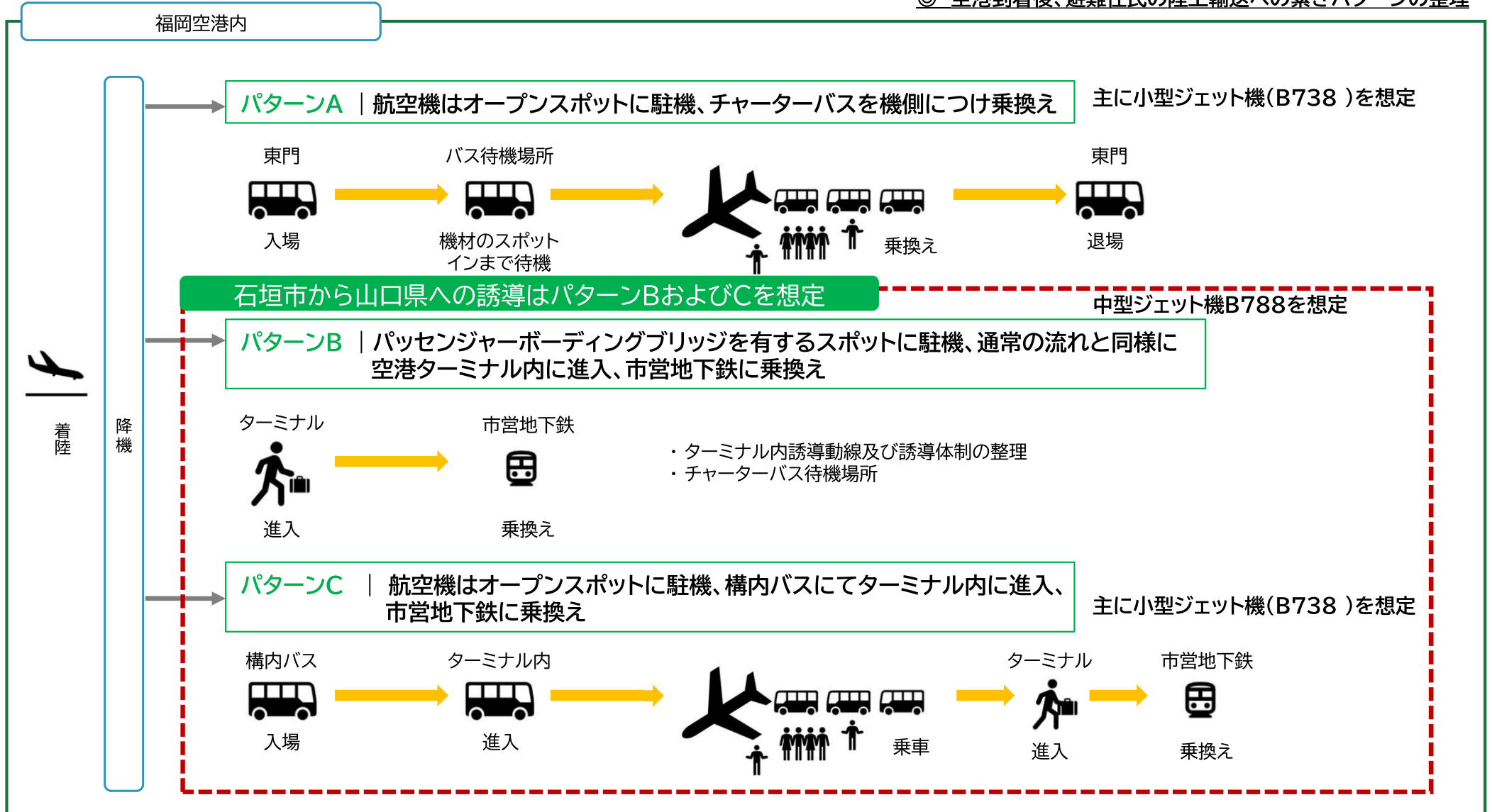
## ①受付手順



# 輸送計画(福岡空港)

## ②全体イメージ

◎ 空港到着後、避難住民の陸上輸送への繋ぎパターンの整理



# 輸送計画(福岡空港)

## 【参考】福岡空港全体図

名称	福岡空港
空港の位置	北緯33度35分 東経130度27分
面積	3,546,927㎡
基本施設	滑走路:2,800m×60m 南北1本

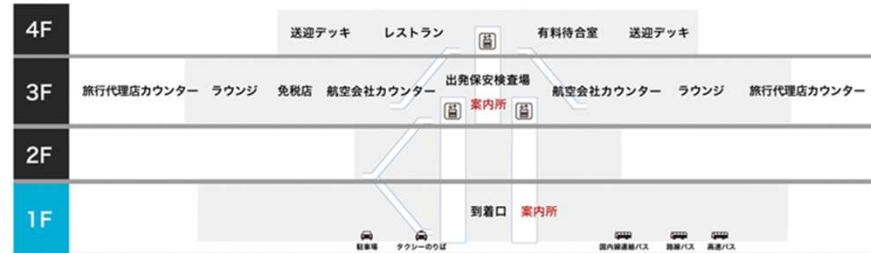


- 【給油方法】
- 国内線
    - ・固定スポット :ハイドラント方式
    - ・オープンスポット :レフューラー方式
  - 国際線
    - ・全てのスポット :ハイドラント方式

### 国内線旅客ターミナル



### 国際線旅客ターミナル

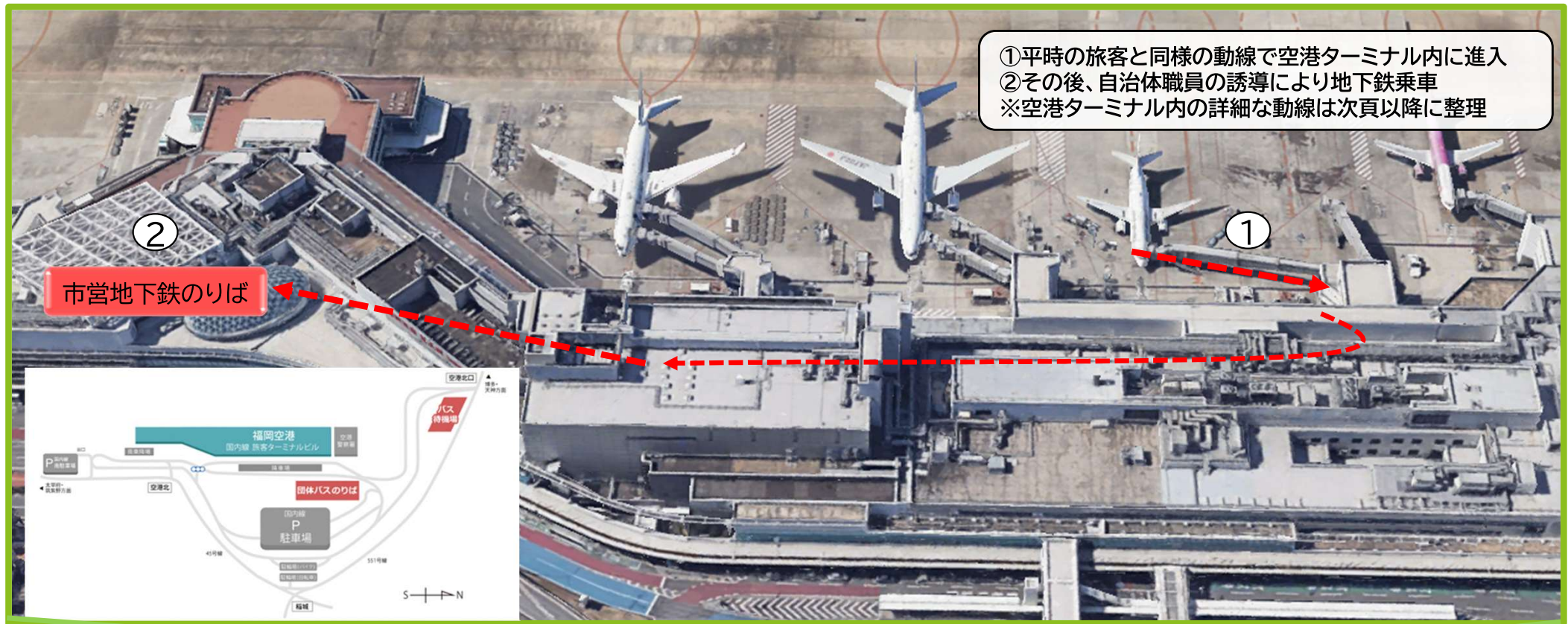


# 輸送計画(福岡空港)

## 福岡空港の陸上輸送への繋ぎパターンB

パッセンジャーボーディングブリッジを有するスポットに駐機、通常の流れと同様に空港ターミナル内へ進入、市営地下鉄に乗換え

中型ジェット機  
B788を想定



# 輸送計画(福岡空港)

## 福岡空港の陸上輸送への繋ぎパターンC

航空機はオープンスポットに駐機、構内バスにてターミナル内に進入、  
市営地下鉄に乗換え

主に小型ジェット機  
(B738)を想定

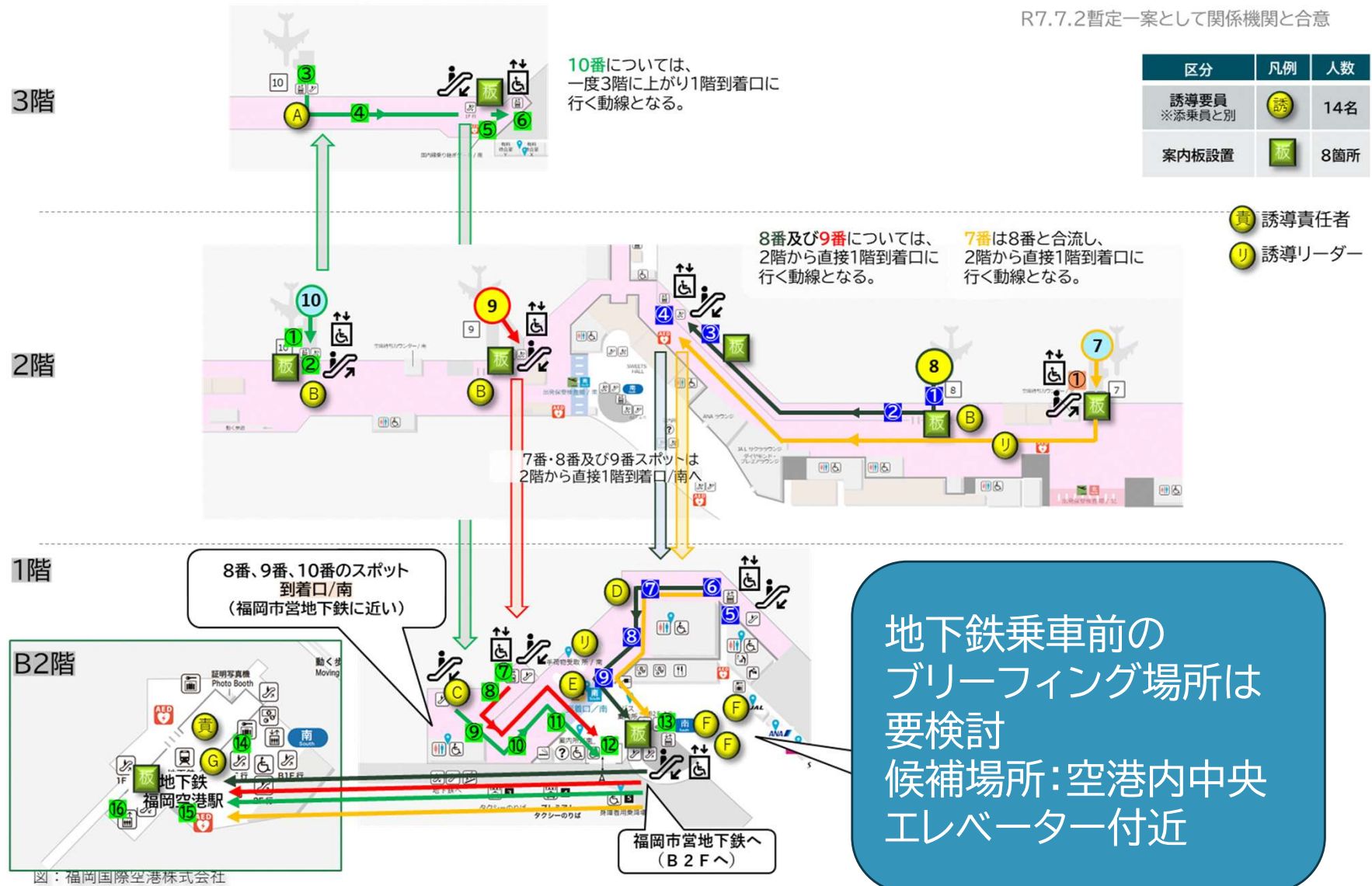


福岡空港(国内線ターミナル)及び周辺道路の状況

# 輸送計画(福岡空港)

## B 1-① PBB付スポットからの到着動線一案の全体像の整理(案)

R7.7.2 暫定一案として関係機関と合意



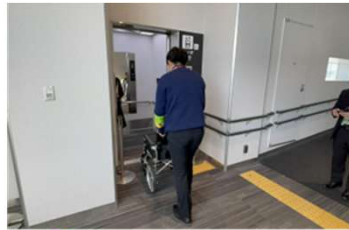
# 輸送計画(福岡空港)

## B 1-② 各スポットからの到着動線確認結果の概要

【参考:10番スポットから市営地下鉄ホームまでの動線写真※車椅子動線】



①10番スポットPBB内



②10番スポットELV(2階)



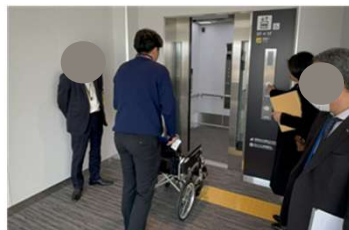
③10番スポット(3階)



④3階通路



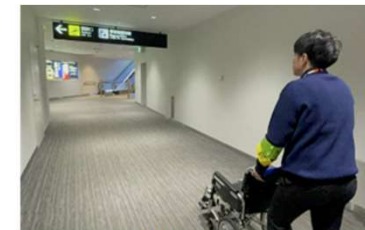
⑤3階通路からELVへ



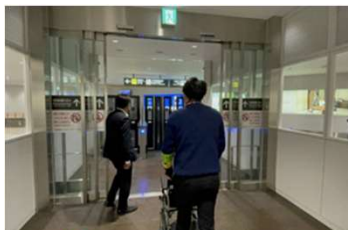
⑥ELV(3階)



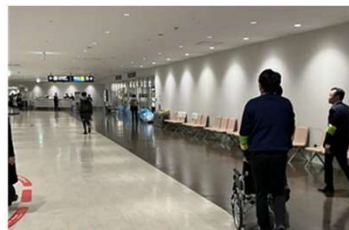
⑦ELV(1階)



⑧1階通路



⑨手荷物受取所(南)入口



⑩手荷物受取所(南)内



⑪手荷物受取所(南)出口



⑫到着口(南)



⑬1階(南側)ELVからBF2へ



⑭市営地下鉄改札へ



⑮改札



⑯改札内ELV(駅ホームへ)

# 輸送計画(福岡空港)

## B 1-② 各スポットからの到着動線確認結果の概要

【参考:8番スポットから到着口(南)までの動線写真※車椅子動線】※7番スポットからの導線も同じ



①8番スポットPBB内



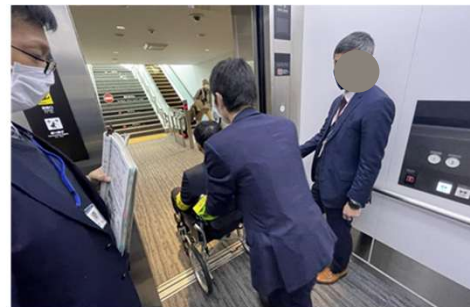
②8番スポットから2階通路



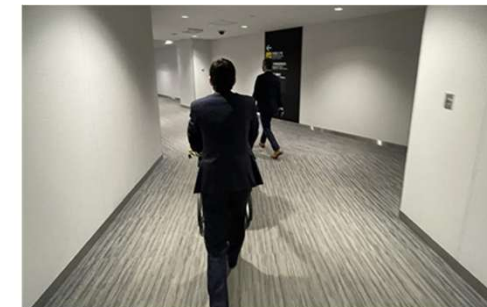
③2階通路(ELV・エスカレーター付近)



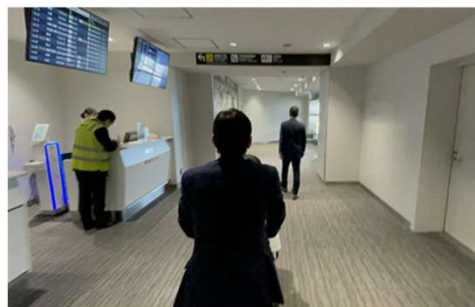
④2階ELV(乗り込み)



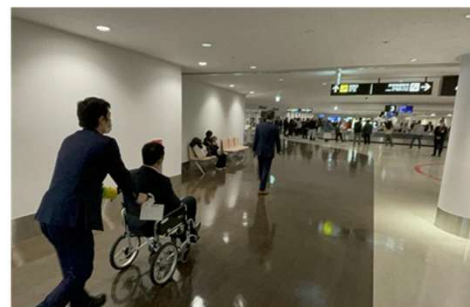
⑤1階ELV(手荷物受取所へ)



⑥1階通路(手荷物受取所へ)



⑦1階通路(乗継カウンター前)



⑧手荷物受取所(南)内



⑨手荷物受取所(南)出口

# 輸送計画(福岡空港)

## B 1-③ 誘導要員の役割及び派遣元の調整イメージ(案)

パッセンジャーボーディングブリッジを有するスポットに駐機、通常の流れと同様に空港ターミナル内に進入、市営地下鉄又はチャーターバスに乗換え

中型ジェット機  
B788を想定

### 誘導要員等の派遣元の調整について

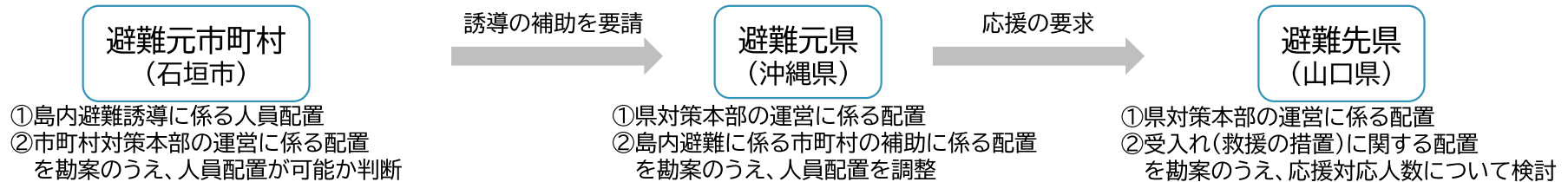
国民の保護に関する基本指針において、避難住民の誘導については、「市町村は、避難先地域において当該市町村の住民の受入れが完了するまで避難住民の誘導を行うものとする。」とされており、市町村が第1次的責任を担っているが、「都道府県知事は、都道府県の区域を越える住民の避難を行う場合や市町村長から要請があった場合で、必要と判断するときは、避難先地域の地方公共団体との連絡調整を緊密に行うとともに、都道府県の職員が避難先地域まで同道するなどにより、市町村による避難住民の誘導を補助するよう努めるものとする。」とされている。

また、国民保護法第12条にて「他の都道府県知事等に対する応援の要求」があることから、下記のとおり人員配置を検討する。

※誘導要員の他、バス待機場などの監視要員やバスのりば等の係員の配置についても要検討

※初便や避難開始直後(避難元自治体からの派遣が揃わない状況)の対応をどう整理するか要検討

### 配置に係る検討順位



### 誘導要員の配置場所及び役割

担当	配置場所	役割	人数	
誘導要員	A	10番スポット3階	10番スポットに到着した避難住民等を1階到着口(南)へ向かうエスカレーター等へ案内	1名
	B	7番8番9番スポット2階	7番、8番、9番スポットに到着した避難住民等を1階到着口(南)へ向かうエスカレーター等へ案内	3名
	C	到着口(南)エスカレーター付近	10番、9番スポットからエスカレーター等で降りてくる避難住民を出口へ案内	1名
	D	到着口(南)乗継カウンター付近	7番、8番スポットからエスカレーター等で降りてくる避難住民を出口へ案内	1名
	E	到着口(南)出口付近	各ルートから地下鉄乗車口への誘導	1名
	F	1階(南)到着ロビー	市営地下鉄又はチャーターバスへの乗り換え案内、人数確認、この語の流れの確認	3名
	G	市営地下鉄改札内	改札の誘導及びホームでの乗車誘導	2名

# 輸送計画(福岡空港)

フライトスケジュール



## 1日目

便名	機体	搭乗人数	コミュニティ	出発空港	空港発	→	福岡着	スポット	スポット種類	パターン	構内バス手配要否	避難先
8-2	ANA788	335	平久保・明石	石垣	11:05	→	13:05	10	PBB	B	-	防府市
6-3	ANA788	335	明石・伊野田	石垣	11:45	→	13:45	8	PBB	B	-	防府市
8-3	ANA788	138	伊野田	石垣	12:25	→	14:25	9	PBB	B	-	防府市
6-4	ANA788	335	野底	石垣	13:05	→	15:05	7	PBB	B	-	防府市
8-4	ANA788	239	野底・富野	石垣	13:45	→	15:45	10	PBB	B	-	防府市・山口市
6-5	ANA788	335	吉原・川平	石垣	14:25	→	16:25	8	PBB	B	-	山陽小野田市
8-5	ANA788	335	川平	石垣	15:05	→	17:05	9	PBB	B	-	山陽小野田市
6-6	ANA788	335	川平・崎枝	石垣	15:45	→	17:45	7	PBB	B	-	山陽小野田市・山口市
8-6	ANA788	57	崎枝	石垣	16:25	→	18:25	10	PBB	B	-	山口市

1日計

2,444

# 輸送計画(福岡空港)

フライトスケジュール

## 2日目

便名	機体	搭乗人数	コミュニティ	出発空港	空港発	→	福岡着	スポット	スポット種類	パターン	構内バス手配要否	避難先
8-2	ANA788	335	名蔵	石垣	11:05	→	13:05	10	PBB	B	-	山口市
6-3	ANA788	230	名蔵・大本	石垣	11:45	→	13:45	8	PBB	B	-	山口市・宇部市
8-3	ANA788	272	川原	石垣	12:25	→	14:25	9	PBB	B	-	宇部市
6-4	ANA788	335	宮良	石垣	13:05	→	15:05	7	PBB	B	-	宇部市
8-4	ANA788	335	宮良	石垣	13:45	→	15:45	10	PBB	B	-	宇部市
6-5	ANA788	335	宮良	石垣	14:25	→	16:25	8	PBB	B	-	宇部市
8-5	ANA788	335	宮良	石垣	15:05	→	17:05	9	PBB	B	-	宇部市
6-6	ANA788	335	宮良	石垣	15:45	→	17:45	7	PBB	B	-	宇部市
8-6	ANA788	76	宮良	石垣	16:25	→	18:25	10	PBB	B	-	宇部市

1日計 2,588

## 3日目

便名	機体	搭乗人数	コミュニティ	出発空港	空港発	→	福岡着	スポット	スポット種類	パターン	構内バス手配要否	避難先
6-3	ANA788	335	白保	石垣	11:45	→	13:45	8	PBB	B	-	山口市
7-3	JAL738	165	白保	石垣	11:50	→	13:50	14	オープン	C	○	山口市
9-3	JAL738	165	白保	石垣	12:00	→	14:00	15	オープン	C	○	山口市
5-3	ANA738	165	白保	石垣	12:10	→	14:10	13	オープン	C	○	山口市
8-3	ANA788	335	白保	石垣	12:25	→	14:25	9	PBB	B	-	山口市
6-4	ANA788	243	白保	石垣	13:05	→	15:05	7	PBB	B	-	山口市
7-4	JAL738	165	白保	石垣	13:10	→	15:10	27	オープン	C	○	山口市

1日計 1,573

# 輸送計画(福岡空港)

フライトスケジュール

## 4日目

便名	機体	搭乗人数	コミュニティ	出発空港	空港発	→	福岡着	スポット	スポット種類	パターン	構内バス手配要否	避難先
6-3	ANA788	335	石垣	石垣	11:45	→	13:45	8	PBB	B	-	下関市
7-3	JAL738	165	石垣	石垣	11:50	→	13:50	14	オープン	C	○	下関市
9-3	JAL738	165	石垣	石垣	12:00	→	14:00	15	オープン	C	○	下関市
5-3	ANA738	165	石垣	石垣	12:10	→	14:10	13	オープン	C	○	下関市
8-3	ANA788	335	石垣	石垣	12:25	→	14:25	9	PBB	B	-	下関市
6-4	ANA788	322	石垣	石垣	13:05	→	15:05	7	PBB	B	-	下関市
7-4	JAL738	165	石垣	石垣	13:10	→	15:10	27	オープン	C	○	下関市
9-4	JAL738	165	石垣	石垣	13:20	→	15:20	21	オープン	C	○	下関市
5-4	ANA738	165	石垣	石垣	13:30	→	15:30	16	オープン	C	○	下関市
8-4	ANA788	335	石垣	石垣	13:45	→	15:45	10	PBB	B	-	下関市
6-5	ANA788	335	石垣	石垣	14:25	→	16:25	8	PBB	B	-	下関市
7-5	JAL738	165	石垣	石垣	14:30	→	16:30	14	オープン	C	○	下関市
9-5	JAL738	165	石垣	石垣	14:40	→	16:40	15	オープン	C	○	下関市
5-5	ANA738	165	石垣	石垣	14:50	→	16:50	13	オープン	C	○	下関市
8-5	ANA788	335	石垣	石垣	15:05	→	17:05	9	PBB	B	-	下関市
6-6	ANA788	298	石垣	石垣	15:45	→	17:45	7	PBB	B	-	下関市

1日計 3,780

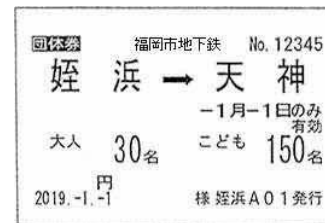
## 5日目

便名	機体	搭乗人数	コミュニティ	出発空港	空港発	→	福岡着	スポット	スポット種類	パターン	構内バス手配要否	避難先
6-3	ANA788	335	石垣	石垣	11:45	→	13:45	8	PBB	B	-	下関市
7-3	JAL738	165	石垣	石垣	11:50	→	13:50	14	オープン	C	○	下関市
9-3	JAL738	165	石垣	石垣	12:00	→	14:00	15	オープン	C	○	下関市
5-3	ANA738	165	石垣	石垣	12:10	→	14:10	13	オープン	C	○	下関市
8-3	ANA788	335	石垣	石垣	12:25	→	14:25	9	PBB	B	-	下関市
6-4	ANA788	231	石垣	石垣	13:05	→	15:05	7	PBB	B	-	下関市
7-4	JAL738	165	石垣	石垣	13:10	→	15:10	27	オープン	C	○	下関市
9-4	JAL738	165	石垣	石垣	13:20	→	15:20	21	オープン	C	○	下関市
5-4	ANA738	165	石垣	石垣	13:30	→	15:30	16	オープン	C	○	下関市

1日計 1,891

# 輸送計画(福岡空港～山口)

## ①地下鉄・新幹線団体乗車券類の手配手順



### ①必要情報の収集

項目	必要な情報
団体情報	団体名、代表者の住所氏名
個人情報	氏名、生年月日(年齢)、性別、住所、連絡先(固定・携帯)、世帯情報
配慮事項	要配慮者
	障害の種類・程度、該当項目の確認(乳幼児・妊婦・外国語)、持病の有無・状態、車椅子等の福祉用具の利用有無
その他の基本情報	現在の健康状態(発熱、感染症等)、滞在する避難所情報(避難所の住所、連絡先、アドレス)、親戚などのその他の連絡先(氏名、住所、連絡先)
乗車に必要な情報	乗車人員、乗車月日、乗車予定時刻

### ②旅行会社への手配依頼

収集した全ての必要情報に基づき、旅行会社に乗車券の手配を正式に依頼する。この際、団体割引の適用や、特定の座席配置などの要望があれば伝える。

### ③精算、団体乗車券の受領

旅行会社からの請求に基づき、運賃の精算を行う。精算後、発行された団体乗車券を旅行会社から確実に受領し、内容に誤りがないか確認する。

### ④当日の添乗員に団体乗車券を手交

輸送当日、避難住民の引率を担当する添乗員(または担当スタッフ)に、受領した団体乗車券を渡す。

# 輸送計画(福岡空港～山口)

## ②バスの手配手順



### ①必要情報の収集と必要台数の算出

項目	必要な情報
団体情報	団体名、代表者の住所氏名
世帯構成や要配慮者の有無	避難者の内訳(家族構成、高齢者、障がい者など)を把握し、必要なバスの台数やタイプ(車椅子対応など)
乗車に必要な情報	乗車人員、乗車月日、乗車予定時刻

山口県バス協会 バス保有台数一覧

事業者名	乗合	貸切		特定	合計
		大	大以外		
防長交通(株)	215	8	3	17	243
サンデン交通(株)	189	6		11	206
船木鉄道(株)	36	15	3	8	62
ブルーライン交通(株)	24				24
宇部市交通局	57	7	2		66
JRバス中国(株)	28	11			39
岩国観光バス(株)		7	8		15
サンデン観光バス(株)		13	4		17
日本交通産業(株)		1	4		5
(株)おすみ(おすみ観光)		3	4		7
萩近鉄タクシー(株)			3		3
周南近鉄タクシー(株)			3	2	5
第一観光バス(株)山口営業所	6	9			15
柳井三和交通(株)			3		3
長門山電タクシー(有)		3	2		5
(有)小野田観光		2	3		5
宇部山電タクシー(株)		2	3		5
(株)アサヒ観光		6	8	5	19
(有)観光レンタカー下関(関門観光バス)			5	2	7
(有)下関レンタカー(エル観光)		4	3	1	8
(有)ルート191観光			5		5
(株)下関中央観光バス		5	2		7
明徳観光(株)		9	8	1	18
(有)久観交通			5		5
西京観光		2	5		7
防長観光バス(株)		21		1	22
島地タクシー(有)			4		4
(有)光重機建設 観光部 ヒカリ観光		4	6	3	13
(株)オートマイカーランド		5			5
いわくにバス(株)	47	1	5		53
山口観光交通(株)		10	14	6	30
サザンセット交通(株)		5	9		14
新日本観光交通(株)		3	8		11
八幡岡争運輸(有)(はちまん観光バス)		4	1		5
オレンジ交通			3		3
(有)萩観光バス		2	5		7
アニバーサリー観光		3	2		5
37事業者	596	168	152	57	973

### ②ルート・乗車場所・降車場所の調整

項目	必要な情報
避難先連絡所(KDDI維新ホール)から宿泊施設までのルート設定	避難者の安全と効率を考慮し、最適な経路を決定する。
乗車場所(避難先連絡所)	避難者がバスに乗車する具体的な地点の調整
降車場所(湯田温泉宿泊施設、新山口駅周辺宿泊施設など)	避難者が目的地で降車する具体的な地点の調整

### ③旅行会社への手配依頼

収集した情報と調整済みのルートに基づき、バス会社または旅行会社にバスの手配を正式に依頼する。必要な台数、車種、運行スケジュールなどを明確に伝える。

### ④精算

バス会社または旅行会社からの請求に基づき、バスのチャーター費用などの精算を行う。

# 輸送計画(福岡空港～山口)

## ③航空便の到着計画[福岡空港]

### 条件整理

- ・タイムテーブルは今後変更の可能性あり
- ・他県が受入れ先となっている避難住民は別便となるため便や時間の重複・輻輳はない
- ・福岡空港から新山口駅間の引率は受入れ先である山口県及び受入れ先市町村で担う
- ・要配慮者については作業部会において検討
- ・避難開始前に入域自粛要請がかかる
- ・訓練上の設定であり必要な手順や論点を確認するための整理(便の確保が将来的に約束されたわけではない)
- ・地下鉄は100名程度を1回乗車上限数とし、2～3回に分けて輸送する



### 日別到着予定便

#### ・ 1日目

移動所要1時間程度

自治体	便名	機体	搭乗人数	コミュニティ	出発空港	空港発	→	福岡着	→	地下鉄福岡空港駅発 ①便	地下鉄福岡空港駅発 ②便	地下鉄福岡空港駅発 ③便	避難先
石垣市	8-2	ANA788	335	平久保・明石	石垣	11:05	→	13:05	→	14:00	14:07	14:14	防府市
	6-3	ANA788	335	明石・伊野田	石垣	11:45	→	13:45	→	14:37	14:44	14:51	防府市
	8-3	ANA788	138	伊野田	石垣	12:25	→	14:25	→	15:21	15:29	—	防府市
	6-4	ANA788	335	野底	石垣	13:05	→	15:05	→	16:00	16:06	16:15	防府市
	8-4	ANA788	239	野底・富野	石垣	13:45	→	15:45	→	16:37	16:44	16:49	防府市・山口市
	6-5	ANA788	335	吉原・川平	石垣	14:25	→	16:25	→	17:19	17:23	17:28	山陽小野田市
	8-5	ANA788	335	川平	石垣	15:05	→	17:05	→	17:58	18:04	18:07	山陽小野田市
	6-6	ANA788	335	川平・崎枝	石垣	15:45	→	17:45	→	18:38	18:41	18:44	山陽小野田市・山口市
8-6	ANA788	57	崎枝	石垣	16:25	→	18:25	→	19:14	—	—	山口市	
1日計			2,444人										

# 輸送計画(福岡空港～山口)

## 2日目

移動所要1時間程度

自治体	便名	機体	搭乗人数	コミュニティ	出発空港	空港発	→	福岡着	→	地下鉄 福岡空港駅発 ①便	地下鉄 福岡空港駅発 ②便	地下鉄 福岡空港駅発 ③便	避難先
石垣市	8-2	ANA788	335	名蔵	石垣	11:05	→	13:05	→	14:00	14:07	14:14	山口市
	6-3	ANA788	230	名蔵・大本	石垣	11:45	→	13:45	→	14:37	14:44	14:51	山口市・宇部市
	8-3	ANA788	272	川原	石垣	12:25	→	14:25	→	15:21	15:29	—	宇部市
	6-4	ANA788	335	宮良	石垣	13:05	→	15:05	→	16:00	16:06	16:15	宇部市
	8-4	ANA788	335	宮良	石垣	13:45	→	15:45	→	16:37	16:44	16:49	宇部市
	6-5	ANA788	335	宮良	石垣	14:25	→	16:25	→	17:19	17:23	17:28	宇部市
	8-5	ANA788	335	宮良	石垣	15:05	→	17:05	→	17:58	18:04	18:07	宇部市
	6-6	ANA788	335	宮良	石垣	15:45	→	17:45	→	18:38	18:41	18:44	宇部市
8-6	ANA788	76	宮良	石垣	16:25	→	18:25	→	19:14	—	—	宇部市	
1日計			2,588人										

## 3日目

移動所要1時間程度

自治体	便名	機体	搭乗人数	コミュニティ	出発空港	空港発	→	福岡着	→	地下鉄 福岡空港駅発 ①便	地下鉄 福岡空港駅発 ②便	地下鉄 福岡空港駅発 ③便	避難先
石垣市	6-3	ANA788	335	白保	石垣	11:45	→	13:45	→	14:37	14:44	14:51	山口市
	7-3	JAL738	165	白保	石垣	11:50	→	13:50	→	14:59	15:06	—	山口市
	9-3	JAL738	165	白保	石垣	12:00	→	14:00	→	15:06	15:14	—	山口市
	5-3	ANA738	165	白保	石垣	12:10	→	14:10	→	15:21	15:29	—	山口市
	8-3	ANA788	335	白保	石垣	12:25	→	14:25	→	15:37	15:44	15:51	山口市
	6-4	ANA788	243	白保	石垣	13:05	→	15:05	→	16:00	16:06	16:15	山口市
	7-4	JAL738	165	白保	石垣	13:10	→	15:10	→	16:22	16:29	16:37	山口市
1日計			1,573人										

# 輸送計画(福岡空港～山口)

## 4日目

移動所要1時間程度



自治体	便名	機体	搭乗人数	コミュニティ	出発空港	空港発	→	福岡着	→	地下鉄 福岡空港駅発 ①便	地下鉄 福岡空港駅発 ②便	地下鉄 福岡空港駅発 ③便	避難先
石垣市	6-3	ANA788	335	石垣	石垣	11:45	→	13:45	→	14:37	14:44	14:51	下関市
	7-3	JAL738	165	石垣	石垣	11:50	→	13:50	→	14:59	15:06	—	下関市
	9-3	JAL738	165	石垣	石垣	12:00	→	14:00	→	15:06	15:14	—	下関市
	5-3	ANA738	165	石垣	石垣	12:10	→	14:10	→	15:21	15:29	—	下関市
	8-3	ANA788	335	石垣	石垣	12:25	→	14:25	→	15:37	15:44	15:51	下関市
	6-4	ANA788	322	石垣	石垣	13:05	→	15:05	→	16:00	16:06	16:15	下関市
	7-4	JAL738	165	石垣	石垣	13:10	→	15:10	→	16:22	16:29	—	下関市
	9-4	JAL738	165	石垣	石垣	13:20	→	15:20	→	16:37	16:44	—	下関市
	5-4	ANA738	165	石垣	石垣	13:30	→	15:30	→	16:49	16:55	—	下関市
	8-4	ANA788	335	石垣	石垣	13:45	→	15:45	→	17:00	17:05	17:09	下関市
	6-5	ANA788	335	石垣	石垣	14:25	→	16:25	→	17:19	17:23	17:28	下関市
	7-5	JAL738	165	石垣	石垣	14:30	→	16:30	→	17:33	17:38	—	下関市
	9-5	JAL738	165	石垣	石垣	14:40	→	16:40	→	17:42	17:45	—	下関市
5-5	ANA738	165	石垣	石垣	14:50	→	16:50	→	17:50	17:58	—	下関市	
8-5	ANA788	335	石垣	石垣	15:05	→	17:05	→	18:04	18:11	18:15	下関市	
6-6	ANA788	298	石垣	石垣	15:45	→	17:45	→	18:38	18:41	18:44	下関市	
1日計			3,780人										

## 5日目

移動所要1時間程度



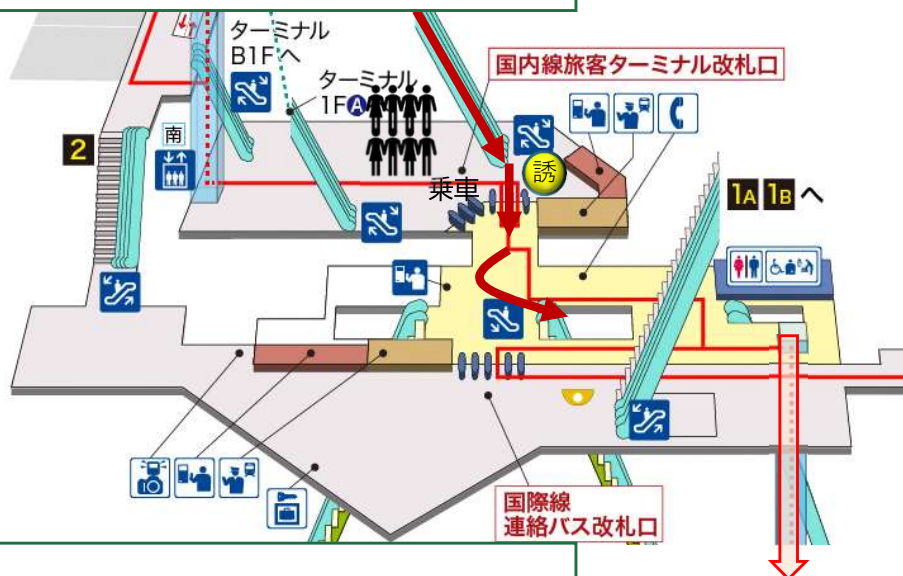
自治体	便名	機体	搭乗人数	コミュニティ	出発空港	空港発	→	福岡着	→	地下鉄 福岡空港駅発 ①便	地下鉄 福岡空港駅発 ②便	地下鉄 福岡空港駅発 ③便	避難先
石垣市	6-3	ANA788	335	石垣	石垣	11:45	→	13:45	→	14:37	14:44	14:51	下関市
	7-3	JAL738	165	石垣	石垣	11:50	→	13:50	→	14:59	15:06	—	下関市
	9-3	JAL738	165	石垣	石垣	12:00	→	14:00	→	15:06	15:14	—	下関市
	5-3	ANA738	165	石垣	石垣	12:10	→	14:10	→	15:21	15:29	—	下関市
	8-3	ANA788	335	石垣	石垣	12:25	→	14:25	→	15:37	15:44	15:51	下関市
	6-4	ANA788	231	石垣	石垣	13:05	→	15:05	→	16:00	16:06	16:15	下関市
	7-4	JAL738	165	石垣	石垣	13:10	→	15:10	→	16:22	16:29	—	下関市
	9-4	JAL738	165	石垣	石垣	13:20	→	15:20	→	16:37	16:44	—	下関市
5-4	ANA738	165	石垣	石垣	13:30	→	15:30	→	16:49	16:55	—	下関市	
1日計			1,891人										

# 輸送計画(福岡空港～山口)

## ④地下鉄輸送の手順[地下鉄博多駅⇒博多駅]

### 地下鉄博多駅の導線

#### 地下鉄博多駅改札での導線



#### 地下鉄博多駅ホームでの導線



- 改札に誘導員1名配置
- 改札で団体乗車券を持った添乗員が待機し地下鉄の便ごとに人数確認後入場誘導する
- 乗車する避難者ごとにホームへ誘導→ホーム誘導員の誘導に従い乗車
- 1回100名乗車で試算

# 誘導計画(空港～山口)

【参考：福岡空港駅到着口～地下鉄福岡空港駅写真】



1F到着口/南



1F到着口/南



1F到着口/南



1F到着口/南



1FからB2Fへ  
エスカレーター・エレベーター



1FからB2Fへ  
エスカレーター・エレベーター



B2F地下鉄福岡空港改札口



地下鉄福岡空港改札口



地下鉄福岡空港駅改札口



地下鉄改札内～ホームへ



地下鉄改札口～ホームへ  
エスカレーター・階段



地下鉄改札口～ホームへ  
エスカレーター・階段



地下鉄福岡空港駅ホーム



地下鉄福岡空港駅ホーム



地下鉄福岡空港駅ホーム

# 輸送計画(福岡空港～山口)

## 条件整理

- 1便の搭乗者335人のAパターンと165人のBパターンで想定
- 運賃は国負担で、避難開始前に避難者数と行程を把握し、山口県が切符を手配
- 1回の定員は100人で想定
- Aパターンでは2両使用、Bパターンでは1両使用の設定
- 約7分間隔で運行される通常便での対応



## 1日目

自治体	便名	機体	搭乗人数	コミュニティ	①便		②便		③便	
					地下鉄博多駅発	→ 地下鉄福岡空港駅着	地下鉄福岡空港駅発	→ 地下鉄福岡空港駅着	地下鉄福岡空港駅発	→ 地下鉄福岡空港駅着
石垣市	8-2	ANA788	335	平久保・明石	14:00	→ 14:05	14:07	→ 14:13	14:14	→ 14:19
	6-3	ANA788	335	明石・伊野田	14:37	→ 14:42	14:44	→ 14:49	14:51	→ 14:56
	8-3	ANA788	138	伊野田	15:21	→ 15:26	15:29	→ 15:34	—	→ —
	6-4	ANA788	335	野底	16:00	→ 16:05	16:06	→ 16:11	16:15	→ 16:20
	8-4	ANA788	239	野底・富野	16:37	→ 16:42	16:44	→ 16:49	16:49	→ 16:54
	6-5	ANA788	335	吉原・川平	17:19	→ 17:24	17:23	→ 17:28	17:28	→ 17:33
	8-5	ANA788	335	川平	17:58	→ 18:03	18:04	→ 18:09	18:07	→ 18:12
	6-6	ANA788	335	川平・崎枝	18:38	→ 18:42	18:41	→ 18:46	18:44	→ 18:49
	8-6	ANA788	57	崎枝	19:14	→ 19:19	—	→ —	—	→ —
1日計			2,444人							

【福岡市地下鉄2025年3月15日発表の改正ダイヤに準拠】

# 輸送計画(福岡空港～山口)

## 2日目

自治体	便名	機体	搭乗人数	コミュニティ	①便		②便		③便				
					地下鉄 福岡空港駅発	→	地下鉄 福岡空港駅着	地下鉄 福岡空港駅発	→	地下鉄 福岡空港駅着	地下鉄 福岡空港駅発	→	地下鉄 福岡空港駅着
石垣市	8-2	ANA788	335	名蔵	14:00	→	14:05	14:07	→	14:12	14:14	→	14:19
	6-3	ANA788	230	名蔵・大本	14:37	→	14:42	14:44	→	14:49	14:51	→	14:56
	8-3	ANA788	272	川原	15:21	→	15:26	15:29	→	15:34	—	→	—
	6-4	ANA788	335	宮良	16:00	→	16:05	16:06	→	16:11	16:15	→	16:20
	8-4	ANA788	335	宮良	16:37	→	16:42	16:44	→	16:49	16:49	→	16:54
	6-5	ANA788	335	宮良	17:19	→	17:24	17:23	→	17:28	17:28	→	17:33
	8-5	ANA788	335	宮良	17:58	→	18:03	18:04	→	18:09	18:07	→	18:12
	6-6	ANA788	335	宮良	18:38	→	18:42	18:41	→	18:46	18:44	→	18:49
	8-6	ANA788	76	宮良	19:14	→	19:19	—	→	—	—	→	—
1日計			2,588人										

## 3日目

自治体	便名	機体	搭乗人数	コミュニティ	①便		②便		③便				
					地下鉄 福岡空港駅発	→	地下鉄 福岡空港駅着	地下鉄 福岡空港駅発	→	地下鉄 福岡空港駅着	地下鉄 福岡空港駅発	→	地下鉄 福岡空港駅着
石垣市	6-3	ANA788	335	白保	14:37	→	14:42	14:44	→	14:49	14:51	→	14:56
	7-3	JAL738	165	白保	14:59	→	15:04	15:06	→	15:11	—	→	—
	9-3	JAL738	165	白保	15:06	→	15:10	15:14	→	15:19	—	→	—
	5-3	ANA738	165	白保	15:21	→	15:26	15:29	→	15:34	—	→	—
	8-3	ANA788	335	白保	15:37	→	15:42	15:44	→	15:49	15:51	→	15:56
	6-4	ANA788	243	白保	16:00	→	16:05	16:06	→	16:11	16:15	→	16:20
	7-4	JAL738	165	白保	16:22	→	16:27	16:29	→	16:34	—	→	—
1日計			1,573人										

# 輸送計画(福岡空港～山口)

4日目

自治体	便名	機体	搭乗人数	コミュニティ	①便		②便		③便			
					地下鉄 福岡空港駅発	→ 地下鉄 福岡空港駅着	地下鉄 福岡空港駅発	→ 地下鉄 福岡空港駅着	地下鉄 福岡空港駅発	→ 地下鉄 福岡空港駅着		
石垣市	6-3	ANA788	335	石垣	14:37	→ 14:42	14:44	→ 14:49	14:51	→ 14:56		
	7-3	JAL738	165	石垣	14:59	→ 15:04	15:06	→ 15:11	—	→ —		
	9-3	JAL738	165	石垣	15:06	→ 15:10	15:14	→ 15:19	—	→ —		
	5-3	ANA738	165	石垣	15:21	→ 15:26	15:29	→ 15:34	—	→ —		
	8-3	ANA788	335	石垣	15:37	→ 15:42	15:44	→ 15:49	15:51	→ 15:56		
	6-4	ANA788	322	石垣	16:00	→ 16:05	16:06	→ 16:11	16:15	→ 16:20		
	7-4	JAL738	165	石垣	16:22	→ 16:27	16:29	→ 16:34	—	→ —		
	9-4	JAL738	165	石垣	16:37	→ 16:42	16:44	→ 16:49	—	→ —		
	5-4	ANA738	165	石垣	16:49	→ 16:54	16:55	→ 17:00	—	→ —		
	8-4	ANA788	335	石垣	17:00	→ 17:05	17:05	→ 17:10	17:09	→ 17:14		
	6-5	ANA788	335	石垣	17:19	→ 17:24	17:23	→ 17:28	17:28	→ 17:33		
	7-5	JAL738	165	石垣	17:33	→ 17:38	17:38	→ 17:43	—	→ —		
	9-5	JAL738	165	石垣	17:42	→ 17:47	17:45	→ 17:50	—	→ —		
	5-5	ANA738	165	石垣	17:50	→ 17:55	17:58	→ 18:03	—	→ —		
	8-5	ANA788	335	石垣	18:04	→ 18:09	18:11	→ 18:16	18:15	→ 18:20		
6-6	ANA788	298	石垣	18:38	→ 18:43	18:41	→ 18:46	18:44	→ 18:49			
1日計			3,780人									

# 輸送計画(福岡空港～山口)

5日目

所要5分

所要5分

所要5分

自治体	便名	機体	搭乗人数	コミュニティ	①便		②便		③便				
					地下鉄 福岡空港駅発	→ 地下鉄 福岡空港駅着	地下鉄 福岡空港駅発	→ 地下鉄 福岡空港駅着	地下鉄 福岡空港駅発	→ 地下鉄 福岡空港駅着			
石垣市	6-3	ANA788	335	石垣	14:37	→	14:42	14:44	→	16:49	14:51	→	14:56
	7-3	JAL738	165	石垣	14:59	→	15:04	15:06	→	15:11	—	→	—
	9-3	JAL738	165	石垣	15:06	→	15:10	15:14	→	15:19	—	→	—
	5-3	ANA738	165	石垣	15:21	→	15:26	15:29	→	15:34	—	→	—
	8-3	ANA788	335	石垣	15:37	→	15:42	15:44	→	15:49	15:51	→	15:56
	6-4	ANA788	231	石垣	16:00	→	16:05	16:06	→	16:11	16:15	→	16:20
	7-4	JAL738	165	石垣	16:22	→	16:27	16:29	→	16:34	—	→	—
	9-4	JAL738	165	石垣	16:37	→	16:42	16:44	→	16:49	—	→	—
	5-4	ANA738	165	石垣	16:49	→	16:54	16:55	→	17:00	—	→	—
1日計			1,891人										

【福岡市地下鉄2025年3月15日発表の改正ダイヤに準拠】

# 輸送計画(福岡空港～山口)

## ⑤地下鉄輸送の手順[地下鉄博多駅⇒博多駅]

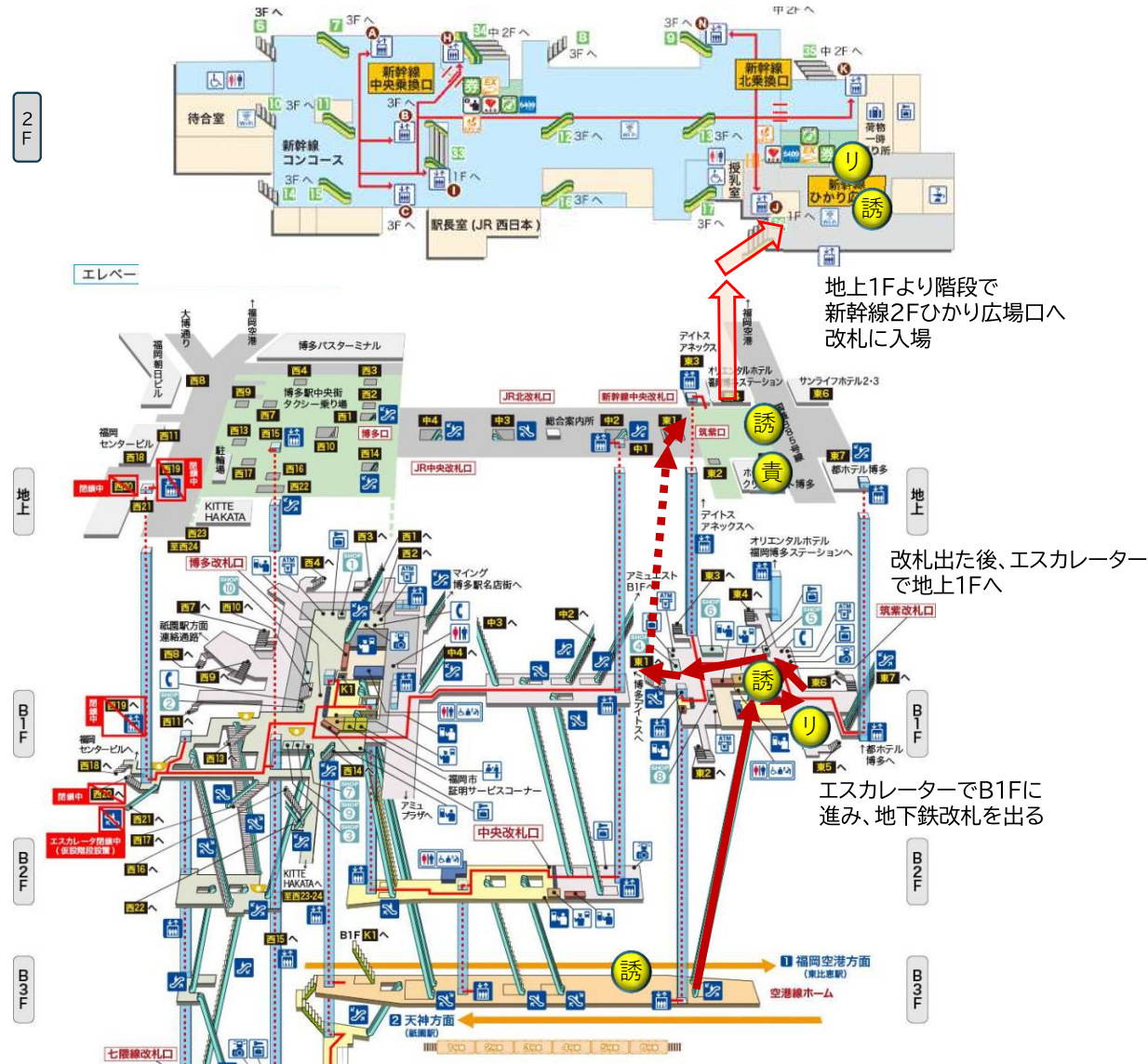
誘導リーダー

### 地下鉄博多駅フロアマップ

- 地下鉄改札から新幹線改札までは徒歩移動
- 基本的にはエスカレーターを活用した動線
- 新幹線ひかり改札口改札前で団体乗車券を持った添乗員が待機し新幹線の便ごとに人数確認後、入場誘導する

### 地下鉄博多駅から徒歩移動

地下鉄博多駅階層図 (博多改札口)



# 誘導計画(空港～山口)

【参考:地下鉄博多駅写真】



B3Fホーム



B3Fホーム



B3F地下鉄博多駅ホーム～改札  
エスカレーター



B1F地下鉄博多駅改札口



B1F地下鉄博多駅改札



B1F地下鉄博多駅改札～地上へ



B1F地下鉄博多駅～地上へ



B1F地下鉄博多駅～地上へ

# 輸送計画(福岡空港～山口)

## ⑥新幹線車両割当の手順[博多駅⇒新山口駅]

### 条件整理

- 山口県へ避難する住民は5日間に分けて避難
- タイムテーブルは今後変更の可能性あり
- 他県が受入れ先となっている避難住民は別便での福岡空港到着(便や時間の重複・輻輳はない)
- 福岡空港から新山口駅間の引率は受入れ先である山口県及び受入れ先市町村で担う
- 避難開始時に入域自粛要請がかかる
- 運賃は国負担で、避難開始前に避難者数と行程を把握し、山口県が切符を手配
- 福岡空港・博多駅間は地下鉄(通常便)を利用し新幹線乗車準備までの時間を1hに設定
- 【留意点】訓練上の設定であり必要な手順や論点を確認するための整理であって、座席の確保を確約したものでも今後の類似検討での個別調整を排除するものでもない
- 予約席の確保のためには避難開始の30日前に切符の予約ができることが望ましい

### 1日目

移動所要20分

自治体	便名	機体	搭乗人数	コミュニティ	地下鉄③便 博多駅着	→	新幹線 博多駅発	→	新山口駅着
石垣市	8-2	ANA788	335	平久保・明石	14:19	→	14:36	→	15:10
	6-3	ANA788	335	明石・伊野田	14:56	→	15:36	→	16:10
	8-3	ANA788	138	伊野田	15:34	→	15:54	→	16:45
	6-4	ANA788	335	野底	16:20	→	16:36	→	17:10
	8-4	ANA788	239	野底・富野	16:54	→	17:23	→	17:57
	6-5	ANA788	335	吉原・川平	17:33	→	18:22	→	18:57
	8-5	ANA788	335	川平	18:12	→	18:36	→	19:10
	6-6	ANA788	335	川平・崎枝	18:49	→	19:30	→	20:04
	8-6	ANA788	57	崎枝	19:19	→	20:32	→	21:18
1日計			2,444人						

### 2日目

移動所要20分

自治体	便名	機体	搭乗人数	コミュニティ	地下鉄③便 博多駅着	→	新幹線 博多駅発	→	新山口駅着
石垣市	8-2	ANA788	335	名蔵	14:19	→	14:36	→	15:10
	6-3	ANA788	230	名蔵・大本	14:56	→	15:36	→	16:10
	8-3	ANA788	272	川原	15:34	→	15:54	→	16:45
	6-4	ANA788	335	宮良	16:20	→	16:36	→	17:10
	8-4	ANA788	335	宮良	16:54	→	17:23	→	17:57
	6-5	ANA788	335	宮良	17:33	→	18:22	→	18:57
	8-5	ANA788	335	宮良	18:12	→	18:36	→	19:10
	6-6	ANA788	335	宮良	18:49	→	19:30	→	20:04
	8-6	ANA788	76	宮良	19:19	→	20:32	→	21:18
1日計			2,588人						

想定輸送力(博多～新山口): 新幹線 8両:約500名 16両:約1,300名

座席の確保: 入域自粛要請及び予約の日程を考慮した避難開始調整により確保に努める

【JR西日本2025年10月14日発表の改正ダイヤに準拠】

# 輸送計画(福岡空港～山口)

## 3日目

移動所要20分

自治体	便名	機体	搭乗人数	コミュニティ	地下鉄③便 博多駅着	→	新幹線 博多駅発	→	新山口駅着
石垣市	6-3	ANA788	335	白保	14:56	→	15:36	→	16:10
	7-3	JAL738	165	白保	15:11	→	15:36	→	16:10
	9-3	JAL738	165	白保	15:19	→	15:45	→	16:20
	5-3	ANA738	165	白保	15:34	→	15:54	→	16:45
	8-3	ANA788	335	白保	15:56	→	16:36	→	17:10
	6-4	ANA788	243	白保	16:20	→	16:45	→	17:20
	7-4	JAL738	165	白保	16:34	→	16:54	→	17:45
1日計			1,573人						

## 4日目

移動所要20分

自治体	便名	機体	搭乗人数	コミュニティ	地下鉄③便 博多駅着	→	新幹線 博多駅発	→	新山口駅着
石垣市	6-3	ANA788	335	石垣	14:56	→	15:36	→	16:10
	7-3	JAL738	165	石垣	15:11	→	15:36	→	16:10
	9-3	JAL738	165	石垣	15:19	→	15:45	→	16:20
	5-3	ANA738	165	石垣	15:34	→	15:54	→	16:45
	8-3	ANA788	335	石垣	15:56	→	16:36	→	17:10
	6-4	ANA788	322	石垣	16:20	→	16:45	→	17:20
	7-4	JAL738	165	石垣	16:34	→	16:54	→	17:45
	9-4	JAL738	165	石垣	16:49	→	17:23	→	17:57
	5-4	ANA738	165	石垣	17:00	→	17:23	→	17:57
	8-4	ANA788	335	石垣	17:14	→	17:36	→	18:10
	6-5	ANA788	335	石垣	17:33	→	17:55	→	19:01
	7-5	JAL738	165	石垣	17:43	→	18:22	→	18:57
	9-5	JAL738	165	石垣	17:50	→	18:22	→	18:57
	5-5	ANA738	165	石垣	18:03	→	18:22	→	18:57
	8-5	ANA788	335	石垣	18:20	→	18:36	→	19:10
6-6	ANA788	298	石垣	18:49	→	19:30	→	20:04	
1日計			3,780人						

## 5日目

移動所要20分

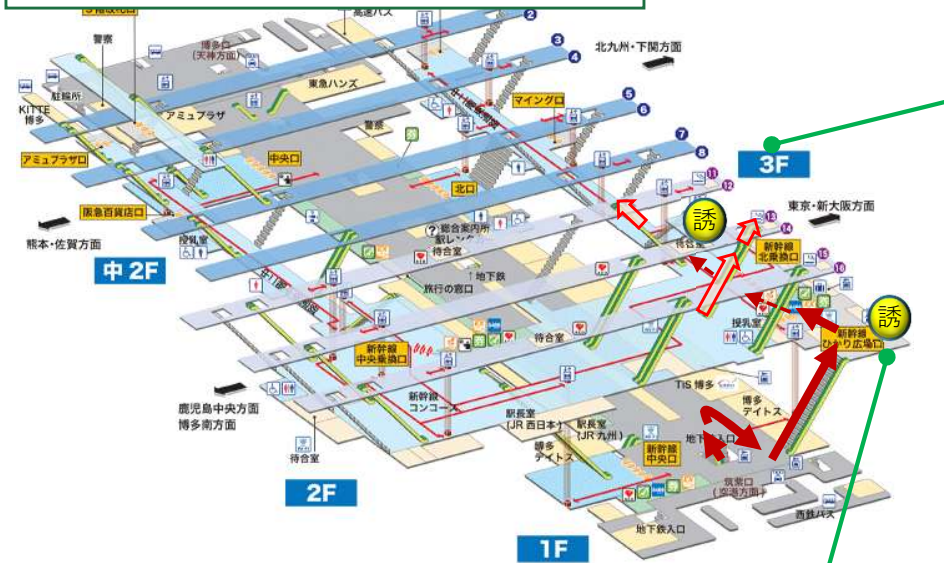
自治体	便名	機体	搭乗人数	コミュニティ	地下鉄③便 博多駅着	→	新幹線 博多駅発	→	新山口駅着
石垣市	6-3	ANA788	335	石垣	14:56	→	15:36	→	16:10
	7-3	JAL738	165	石垣	15:11	→	15:36	→	16:10
	9-3	JAL738	165	石垣	15:19	→	15:45	→	16:20
	5-3	ANA738	165	石垣	15:34	→	15:54	→	16:45
	8-3	ANA788	335	石垣	15:56	→	16:36	→	17:00
	6-4	ANA788	231	石垣	16:20	→	16:45	→	17:20
	7-4	JAL738	165	石垣	16:34	→	16:54	→	17:45
	9-4	JAL738	165	石垣	16:49	→	17:23	→	17:57
	5-4	ANA738	165	石垣	17:00	→	17:23	→	17:57
1日計			1,891人						

# 輸送計画(福岡空港～山口)

## ⑦新幹線車両割当の手順[博多駅⇒新山口駅]

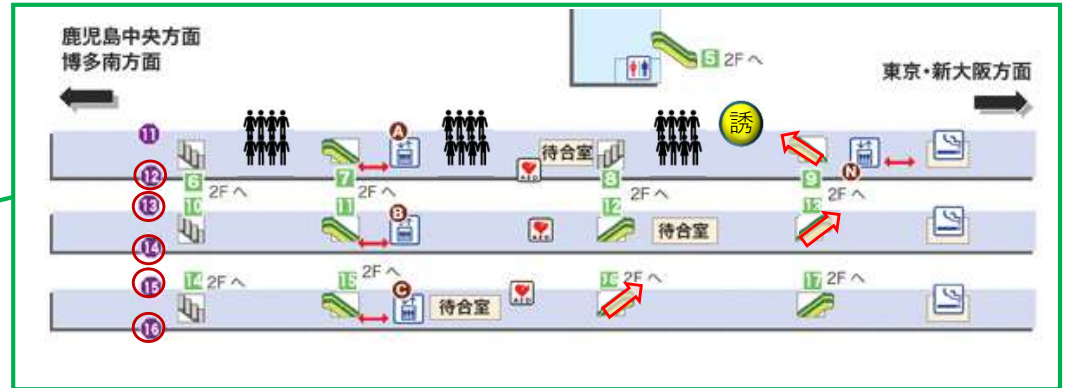
### JR博多駅フロアマップ

新幹線ひかり広場口からホームまでの移動



3F

改札入場後、ホームに誘導員1名が待機、乗車列車毎に誘導



### 車両編成イメージ(一例)



11.12のりばへ

13.14のりばへ

15.16のりばへ

線区名・方面		のりば
東海道・山陽新幹線	新大阪・東京方面	12番のりば
東海道・山陽新幹線	新大阪・東京方面	13番のりば
東海道・山陽新幹線	新大阪・東京方面	14番のりば
東海道・山陽新幹線	新大阪・東京方面	15番のりば
東海道・山陽新幹線	新大阪・東京方面	16番のりば

# 誘導計画(空港～山口)

【参考:Bひかり広場口多駅～2F新幹線博多駅ひかり広場口写真】



B2F→JR博多駅1F  
エスカレーター乗降エリア



JR博多駅1F  
徒歩にてひかり広場口へ向かう



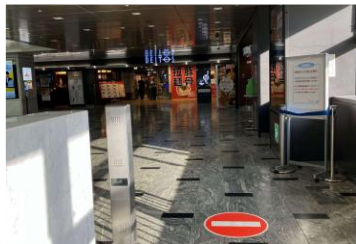
JR博多駅1F  
徒歩にてひかり広場口へ向かう



JR博多駅1F  
エスカレーターにて  
2Fひかり広場口へ向かう



1F→2Fひかり広場口  
エスカレーター・階段



1F→2F  
エスカレーター



1F→2Fひかり広場口  
エレベーター



エレベーター内



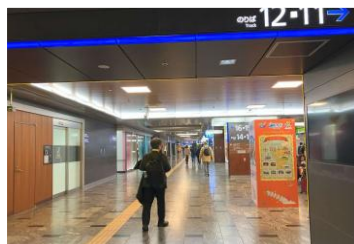
2Fひかり広場口  
エレベーター



2F新幹線ひかり広場口  
乗車人員確認想定エリア



2F新幹線ひかり広場口



2F新幹線ひかり広場口  
から入場後



2F新幹線ひかり広場口  
から11・12のりばへ



2F新幹線ひかり広場口  
から13・14のりばへ



2F新幹線ひかり広場口  
から15・16のりばへ

# 誘導計画(空港～山口)

【参考:新幹線博多駅構内ホーム写真】

11  
12  
のりば



2F新幹線ひかり広場口から  
3F11・12のりばへ



2F新幹線ひかり広場口から  
3F11・12のりばへ



2F新幹線ひかり広場口から  
3F11・12のりばホームへ  
エスカレーター



3F11・12のりばホームへ  
エレベーター



3F11・12のりばホーム

13  
14  
のりば



2F新幹線ひかり広場口から  
3F13・14のりばへ



2F新幹線ひかり広場口から3  
F13・14のりばホームへ  
エスカレーター



2F新幹線ひかり広場口から3  
F13・14のりばホームへ  
エレベーター



3F13・14のりばホームへ



3F13・14のりばホーム

16  
のりば



2F新幹線ひかり広場口から  
3F16のりばへ



2F新幹線ひかり広場口から  
3F16のりばへ

# 輸送計画(福岡空港～山口)

## ⑧新山口駅から避難先連絡所への誘導手順

### [新山口駅⇒KDDI維新ホール]

#### 条件整理

##### 【避難先連絡所まで&宿泊施設まで(案)】

- 新山口駅に隣接する避難先連絡所(KDDI維新ホール)に徒歩で移動。
- 新幹線ホームからは現地職員、山口県・山口市職員が引率。
- 避難先連絡所で受付を行い、待機。
- 貸切バスもしくは徒歩で宿泊先に移動。
- 徒歩グループも同様に1組/1名の職員が引率。



#### 新山口駅新幹線改札口から徒歩移動



#### KDDI維新ホールまでの道のり



# 輸送計画(空港～山口)



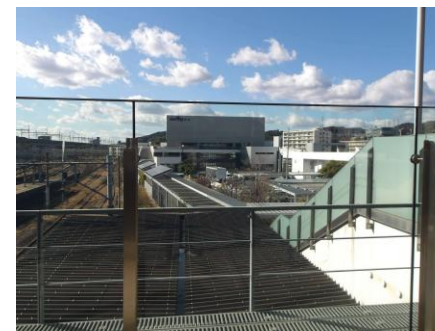
新山口駅新幹線改札口から  
維新ホール方面へ



新山口駅新幹線口→北口へ  
スロープ



新山口駅北口階段を下りる  
階段



新山口駅北口階段を下りる  
階段

①



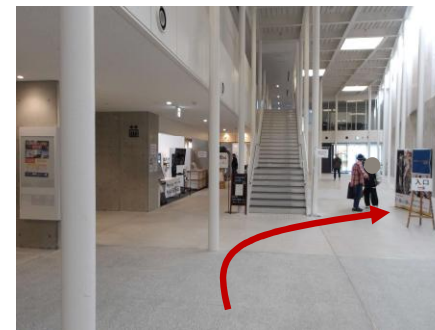
新山口駅新幹線改札口から  
維新ホール方面へ



北口階段を下りた後、直進



KDDI維新ホール入口

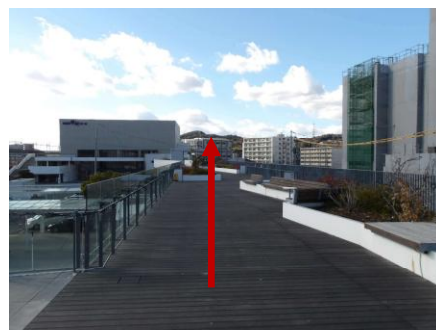


維新ホール入口→メインホール

②



新山口駅北口から  
維新ホール方面へ



新山口駅北口→KDDI維新ホール  
スロープ



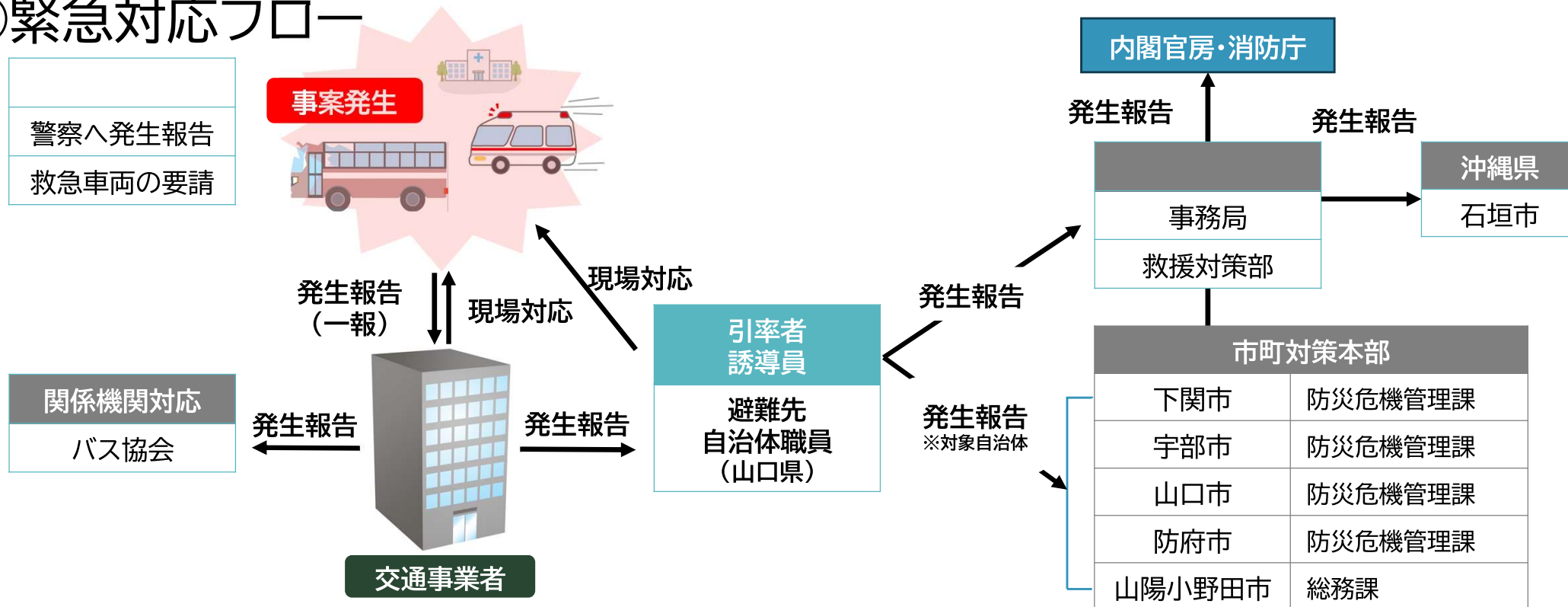
KDDI維新ホール入口



KDDI維新ホール入口

# 輸送計画(福岡空港～山口)

## ⑨緊急対応フロー



### <引率者が対応可能な場合>

- ① 事案発生後、直ちに「緊急通報(警察/消防宛)」を行うと共に、山口県対策本部へ報告
- ② 発生報告を受けた山口県対策本部は、速やかに「関係機関」へ報告

### <引率者が対応不可の場合:上記①の対応方について>

- ・無線にて所属営業所に連絡を取り、指示をあおぐ
- ・「業務用携帯」の使用が可能な状態であれば(携帯)にて連絡をいれ、指示を仰ぐ
- ・「無線/業務用携帯」いずれも使用が厳しい状況の場合は、「SOSボタン」で周囲に知らせる

# 避難先連絡所

## ①全体イメージ



建築構造:地上4階  
延べ面積:22,910㎡  
総収容人数:約2,600人  
ホール収容人数:2,000人  
ホール総面積:1,190㎡(座席収納時)  
会議室数:12室  
最大の会議室面積:265㎡  
最大の会議室収容人数:294人  
アクセス:新山口駅から徒歩3分(直結)

### 到着からのプロセス

#### 到着

- ・ 新山口駅到着
- ・ 徒歩でKDDI維新ホールへ

#### 受付

- ・ メインホールにて受付
- ・ 宿泊先等案内・待機
- ・ 健康相談(希望者)

#### 出発

- ・ 事前の配宿計画に基づき宿泊施設へ移動
- ・ 宿泊地区によりバスor徒歩



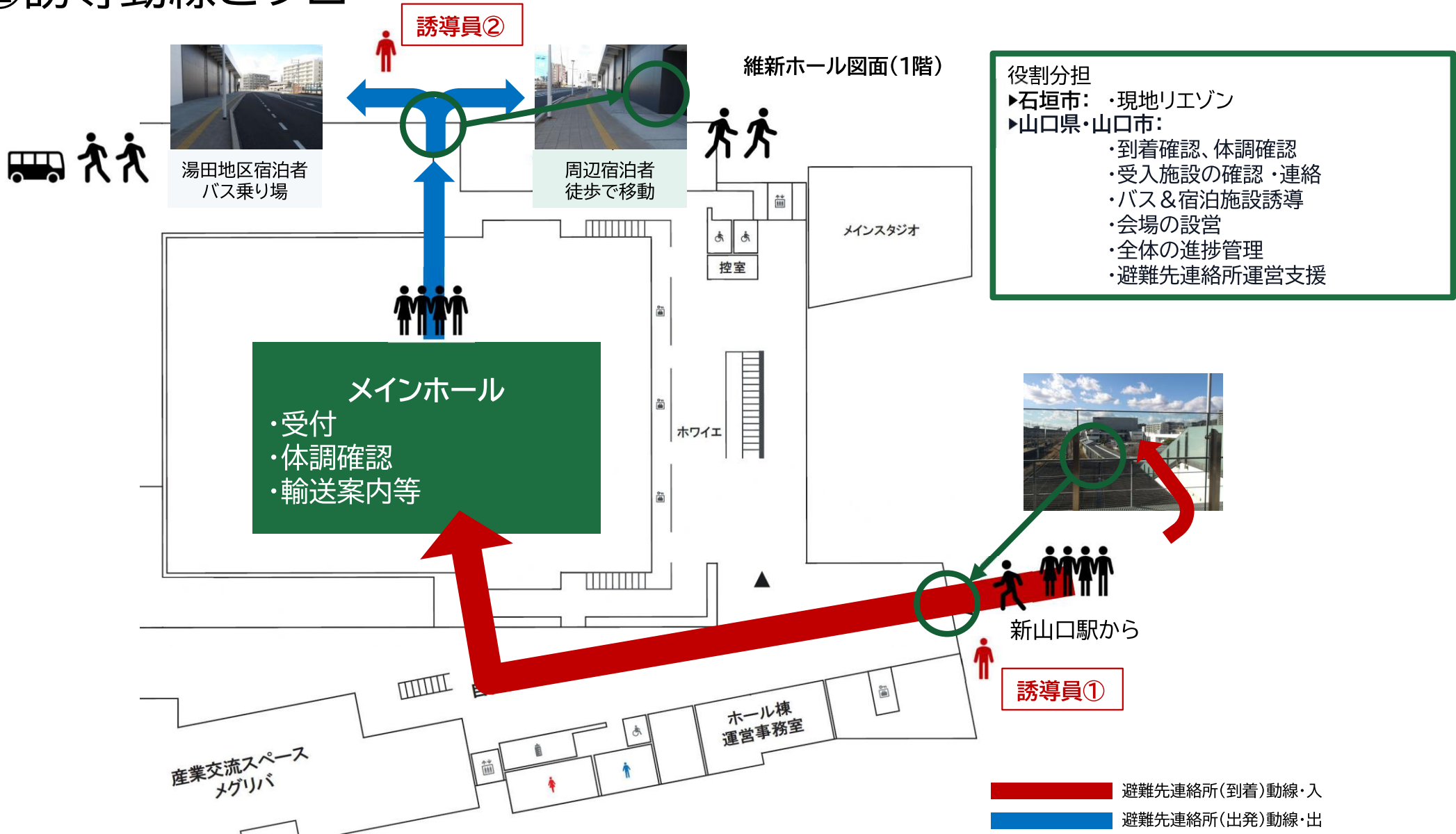
### 受入れに関する調整項目

- ① 職員等の配置体制  
→ 石垣市からは2名程度の職員を事前に派遣。自治体職員とともに避難先連絡所運営。  
※避難元自治体と避難先自治体との役割分担、人数配置等の調整は必要となる。
- ② 石垣市行政機能移転に伴う場所の選定及び通信環境等の整備  
→ 2階会議室(204A・204B会議室)を石垣市役所の臨時移転場所候補(その他、山口県庁舎内等、職員規模から柔軟に対応)  
山口県において通信環境等の整備。
- ③ 各受入施設への輸送手段及び誘導方法  
→ KDDI維新ホールを出発場所として、宿泊施設への輸送バスを運行。

# 避難先連絡所

## ②誘導動線とフロー

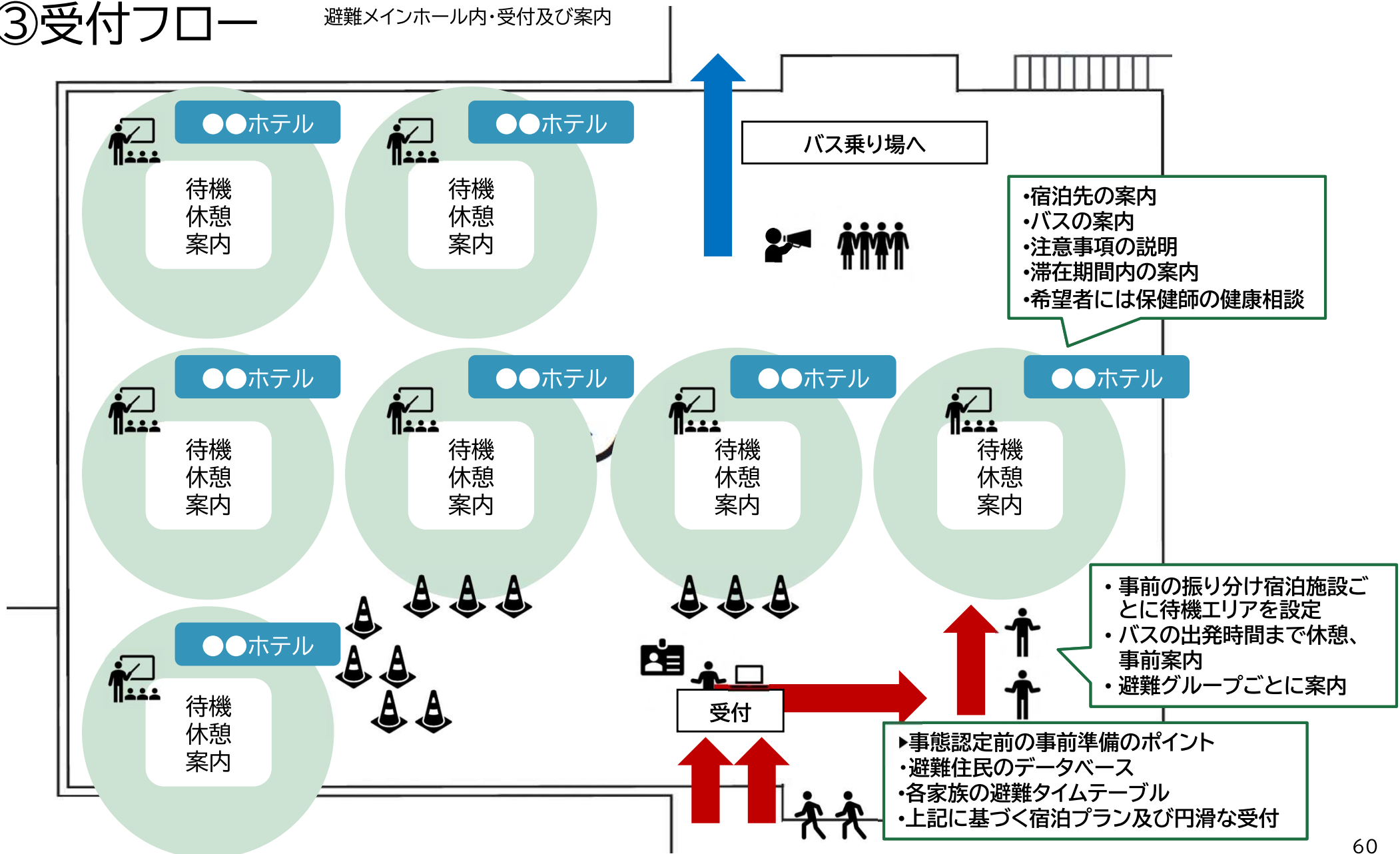
避難当日動線・当日中に宿泊施設まで移動



# 避難先連絡所

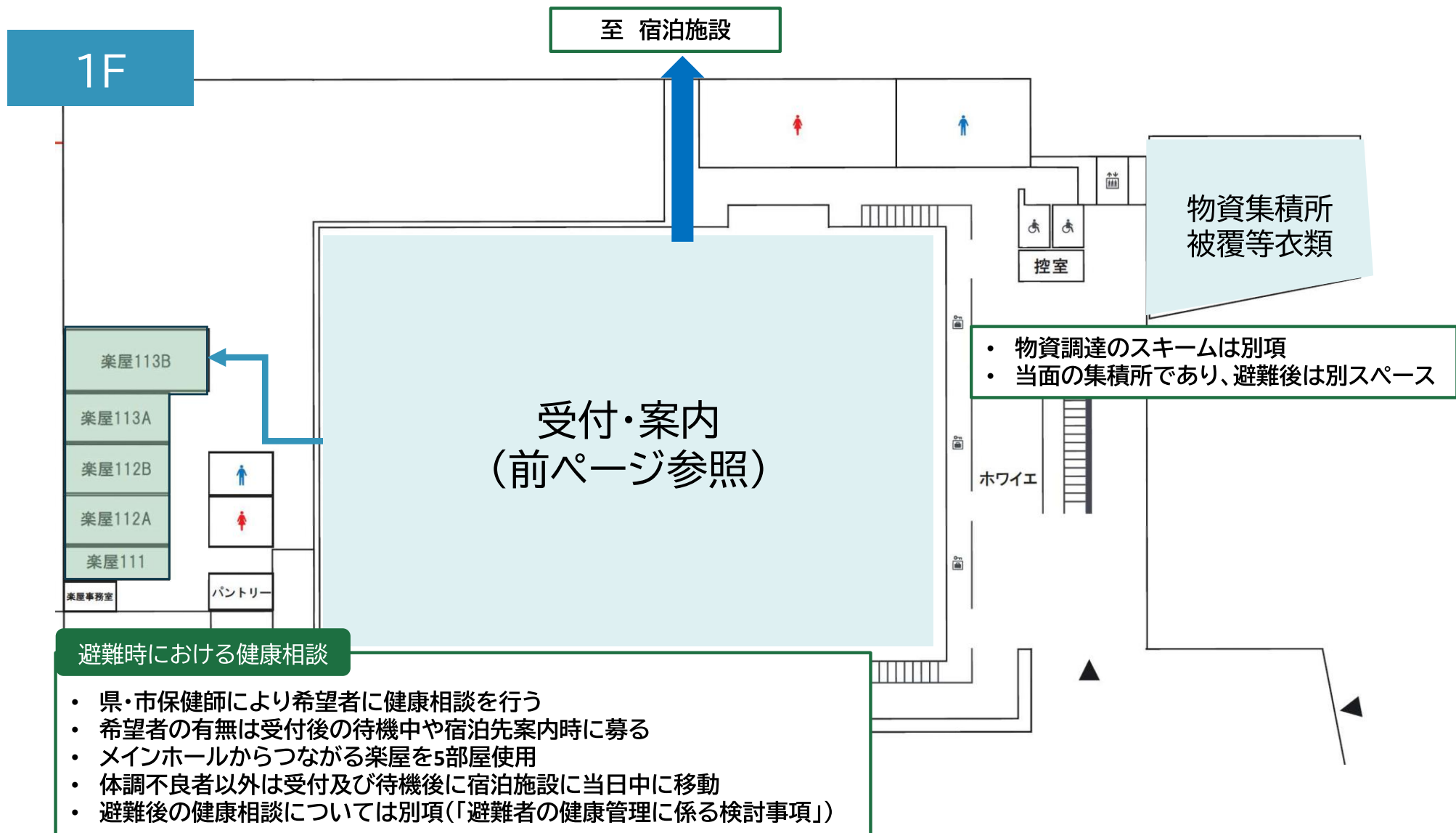
## ③受付フロー

避難メインホール内・受付及び案内



# 避難先連絡所

## ④その他健康相談及び物資集積



# 避難先連絡所

## ⑤避難所運営～避難後の生活支援等

### 石垣市行政機能の移転に係る調整事項等

○ 石垣市職員の執務執行の環境整備(通信環境含む)

【今後の整理課題】

① 避難先で行う行政機能の範囲(避難元市役所が想定する行政サービスのニーズの吸い上げ)

② 石垣市の配置職員(①の内容による変動要素)

③ 必要となる備品(①、②の内容による変動要素)



# 避難先連絡所

## ⑥準備品一覧(案)

カテゴリ	物品名	説明
1. 避難者受付・情報管理関連	受付カウンター・ブース	複数設置し、スムーズな受付を可能にする。
	避難者情報管理システム	PC、タブレット、プリンター、インターネット回線。避難者情報の登録、検索、集計、避難元自治体との連携用。
	避難者名簿(紙媒体)	システム障害時のバックアップ、緊急時対応用。
	筆記用具、クリップボード、ファイル	書類作成、整理用。
	個人情報保護対策	パーテーション、目隠し、情報管理規定。
	腕章・名札	避難者とスタッフの識別用。
	多言語対応ツール	翻訳アプリ、指差し会話帳、通訳スタッフ。
2. 一時滞在・生活支援関連	簡易ベッド・寝具	長時間の滞在や休憩用。毛布、枕など。
	パーテーション・間仕切り	プライバシー確保、家族単位の空間作り。
	飲料水・非常食	十分な量を備蓄。アレルギー対応食も考慮。
	給水設備	ウォーターサーバー、給茶機。
	トイレ・手洗い場	清潔に保つための清掃用品、消毒液、石鹸、ペーパータオル。
	衛生用品	マスク、ウェットティッシュ、生理用品、おむつ、粉ミルク、簡易シャワー設備(検討)。
	ゴミ箱・ゴミ袋	分別を徹底できるもの。
	携帯電話充電スペース	電源タップ、延長コード。
	休憩スペース	椅子、テーブル。
	娯楽・情報提供スペース	テレビ、ラジオ、書籍、新聞、子供向けのおもちゃ、絵本。
	授乳室・おむつ交換台	乳幼児連れ避難者用。
3. 役場機能移転・行政サービス関連	喫煙スペース	分煙を徹底。
	相談ブース。	生活相談、健康相談、法律相談など
	行政手続き窓口	住民票発行、罹災証明申請、各種補助金申請など。
	通信設備	電話、FAX、インターネット回線。
	コピー機・シュレッダー	書類作成、情報保護用。
4. 情報・物資集約拠点関連	金庫	重要書類、現金の保管用。
	物資保管スペース	支援物資の受け入れ、仕分け、保管用。
	物資搬送用具	台車、フォークリフト(必要に応じて)。
	情報掲示板	避難所内のルール、イベント、安否情報などを掲示。
	安否確認ボード	避難者自身が安否情報を記入できるもの。
	医療・救護スペース	簡易診療所、医薬品、医療器具、AED。
5. 安全・防災関連	ボランティアセンター	ボランティアの受付、活動調整。
	AED	緊急時に備える。
	消火器	初期消火用。
	非常用照明	停電時用。
	避難経路表示	明確な避難経路の確保。
	防犯カメラ	セキュリティ強化。
	警備員	施設内外の安全確保。
6. スタッフ関連	スタッフ控室	休憩、着替え、情報共有用。
	スタッフ用食料・飲料水	長時間勤務に備える。
	スタッフ用資機材	救急箱、工具セットなど。

# 輸送計画(避難先連絡所～宿泊施設)

## ①全体イメージ

	事業者名	保有台数			日本バス協	県バス協	安全評価	営業エリア
		大型	中型	小型				
1	防長交通株式会社							

### Step【1】

県内バス事業者へのヒアリング実施

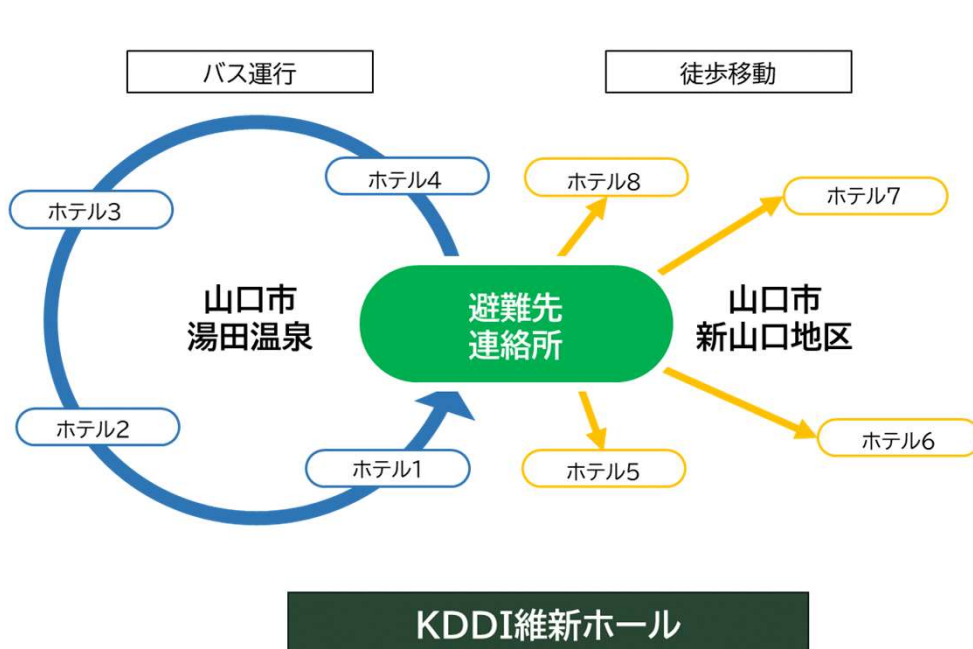
赤枠内ヒアリング

- ※ 担当者情報(氏名・連絡先)
- ※ バス保有台数(大型・中型・小型)
- ※ 実稼働台数
- ※ 所属バス協会(全国・県)
- ※ 安全評価マークの有無
- ※ 営業エリア

### 実稼働時の「輸送班」組形の基礎

### Step【2】

輸送計画プロジェクトチームの形成



山口県バス協会

山口県

受託事業者

### Step【3】

輸送計画(案)の策定

Step【1】のデータをもとに、下記「案」を策定

- ※ 各社毎の車両提供台数
- ※ 各社毎の担当エリア(5市町)

### Step【4】

経路計画(案)の策定

# 輸送計画(避難先連絡所～宿泊施設)

## ②輸送業務手順

### 考え方

- 少人数世帯と多人数世帯で宿泊施設割り振り
- 新山口地区(ビジネスホテルタイプ):410人 → 避難先連絡所から徒歩で移動
- 湯田地区(旅館タイプ):1,163人 → 避難先連絡所から湯田地区まで貸切バスで移動

### 輸送



避難先連絡所(KDDI維新ホール)



新山口駅周辺の宿泊施設に移動  
410人(1,573人中)

湯田地区の宿泊施設に移動  
1,163人(1,573人中)

### KDDI維新ホールバス乗り場



KDDI維新ホールバス乗り場  
※2台待機可能

湯田地区にバス等着地点を設定  
※設定地点から宿泊施設まで移動

### 湯田温泉バス乗り場



9号線経由でKDDI維新ホール→指定駐車場  
所用時間:約30分  
駐車場→指定宿泊先(徒歩圏内)

# 輸送計画(避難先連絡所～宿泊施設)

## ③車両割当の考え方

### 考え方

- 計画作成対象である白保地区の避難住民は1,573人
- 1,573人のうち、バスを利用して宿泊施設に移動する人数は1,163人(約74%)
- 国は避難措置の指示と併せて避難先地域への入域の自粛要請をかける
- 入域自粛要請のため、県内事業者が保有するバス及び運転手は確保可能な想定
- 入域自粛要請に係るキャンセル料についてこの度の訓練上の検討の俎上には載せない
- 運賃は国負担で、避難開始前に避難者数と行程を把握し、山口県が事業者と調整して手配
- 上記基準は訓練上の設定であり、バス及び運転手の確保が将来的に約束されたわけではない

### 白保小学校区(1,573名)

便名	機体	搭乗人数	新山口駅着	→	避難先連絡所着	受付休憩	出発可能時間	移動手段
6-3	ANA788	335	16:10	→	16:25	→	17:25	バス&徒歩
7-3	JAL738	165	16:10	→	16:25	→	17:25	バス&徒歩
9-3	JAL738	165	16:20	→	16:35	→	17:35	バス&徒歩
5-3	ANA738	165	16:45	→	17:00	→	18:00	バス&徒歩
8-3	ANA788	335	17:10	→	17:25	→	18:25	バス&徒歩
6-4	ANA788	243	17:20	→	17:35	→	18:35	バス&徒歩
7-4	JAL738	165	17:45	→	18:00	→	19:00	バス&徒歩

1,573人

- ・バス22台で輸送
- ・貸切バスの連続運転時間は2時間まで
- ・ピストン輸送の場合は、1セットごとに15分の休憩時間を設ける

1,163名を貸し切りバスにより  
湯田地区に輸送



×

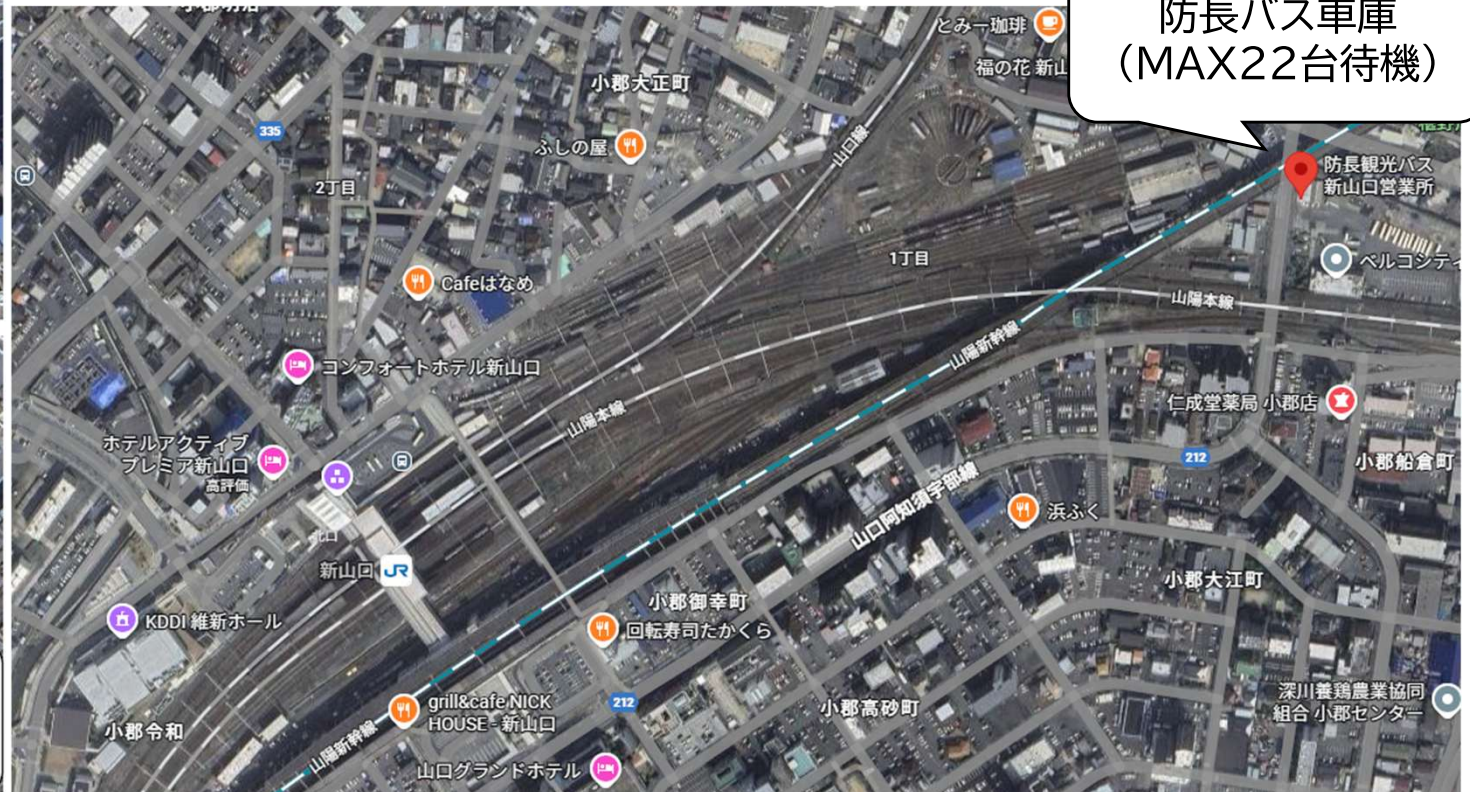
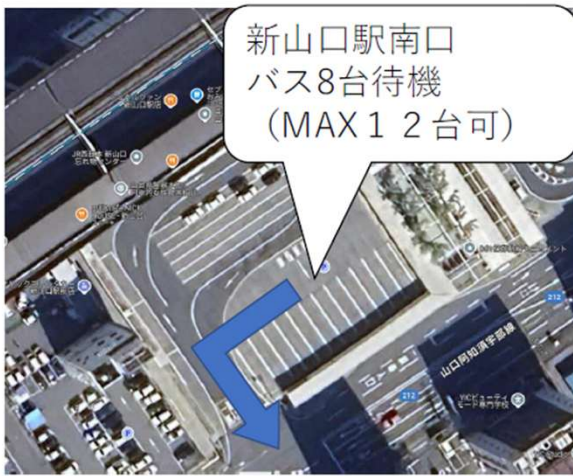
22台

50人/台

# 輸送計画(避難先連絡所～宿泊施設)

## ④運行シフト バス運用について 白保地区

- ・ バス稼働は7割想定
- ・ コミュニティごとの移動とし、避難者台帳入手次第調整する
- ・ バスは片道40分
- ・ 白保地区スケジュールでは新幹線到着時間が近いため、バス22台想定(ピストン輸送なし)。



# 輸送計画(避難先連絡所～宿泊施設)

号車	新山口駅	降車場所			新山口駅	乗車人数
		湯田① 〇〇〇	湯田② 〇〇〇	湯田③ 〇〇〇		
1	17:30	17:55	18:00	18:05	18:30	55
2	17:30	17:55	18:00	18:05	18:30	55
3	17:32	17:57	18:02	18:07	18:32	55
4	17:32	17:57	18:02	18:07	18:32	55
5	17:34	17:59	18:04	18:09	18:34	55
6	17:34	17:59	18:04	18:09	18:34	55
7	17:36	18:01	18:06	18:11	18:36	55
8	17:36	18:01	18:06	18:11	18:36	55
9	17:38	18:03	18:08	18:13	18:38	55
10	17:38	18:03	18:08	18:13	18:38	55
11	17:40	18:05	18:10	18:15	18:40	55
12	17:40	18:05	18:10	18:15	18:40	55
13	17:42	18:07	18:12	18:17	18:42	55
14	17:42	18:07	18:12	18:17	18:42	55
15	17:44	18:09	18:14	18:19	18:44	55
16	18:45	19:10	19:15	19:20	19:45	55
17	18:45	19:10	19:15	19:20	19:45	55
18	18:47	19:12	19:17	19:22	19:47	55
19	18:47	19:12	19:17	19:22	19:47	55
20	18:49	19:14	19:19	19:24	19:49	55
21	18:49	19:14	19:19	19:24	19:49	55
22	18:51	19:16	19:21	19:26	19:51	55

バスの運行1セットのタイムテーブル(案)

上記のテーブルにて5便の最終は19時前に出発可能

- ①→②→③の順で巡回
- 下車地からホテルまでの誘導要員を下車地に1名、チェックイン確認要員をホテル毎に1名配置



# 輸送計画(避難先連絡所～宿泊施設)

①降車場所①



②降車場所②



③降車場所③



降車場所	徒歩アクセスが可能なホテル	
①	A	(避難実施時には記載)
	B	//
	C	//
	D	//
	E	//
	F	//
	G	//
②	H	//
	I	//
	J	//
③	K	//
	L	//

# 課題と注意事項

## 1. 輸送計画(福岡空港)

- **避難者識別・人数確認の困難さ:** 多数の空港利用者の中から避難住民を正確に識別し、指定場所へ誘導することが困難  
特に要配慮者への個別対応を同時に考えるときにどうしていくか
- **情報伝達の混乱・誤解:** 精神的に不安定になりやすい避難者への情報伝達が難しく、誤解が生じやすい。視覚的案内強化、多言語対応、専門家配置が望ましい
- **スペース・動線確保の制約:** 空港ロビーの混雑により、十分なスペース確保が困難。避難者の動線確保と他利用者との接触最小化が望ましい
- **要員不足・訓練不足:** 緊急時の要員確保と情報提供・事前訓練が不足。関係機関連携、定期的合同訓練、ボランティア育成が課題
- **情報システム連携不足:** 避難元情報及び対策本部と空港受付システムの連携不足の恐れがある。情報の二重入力や確認作業による混乱の懸念

## 2. 輸送計画(福岡空港～山口)

- **新山口駅までの輸送・情報伝達:** 疲労困憊者や旅行に不慣れな避難住民を誘導するため情報伝達と人数確認が重要
- **新幹線乗り換え時の混雑・誤誘導:** 博多駅の混雑、公共交通による団体移動の困難さ。乗り換えスタッフ、専用集合場所、時間確保が必要。誘導員が対象者を視覚的に判断するための工夫(ex.腕章等の配付・着用)が必要
- **運賃負担・切符手配の複雑性:** 多数の乗車券の一括手配のために避難住民の情報連携と集団での移動を正確に行う必要。旅行会社及び公共交通機関との連携が重要

# 課題と注意事項

## 3. 避難先連絡所

- プライバシー確保の困難さ: 同一施設での集団受付によるプライバシー確保の困難。
- 衛生環境維持・感染症対策: 多数の避難者集中による衛生管理の重要性と感染症予防。定期清掃、マスク着用推奨、体調不良者隔離が必要
- 多様なニーズへの対応: 要配慮者(高齢者、障がい者、外国人等)への個別対応に際して専門スタッフ、多言語対応、バリアフリー設備が必要
- 情報伝達の正確性・透明性: 避難先連絡所内ルール、情報伝達不足による混乱や不満が想定される。多角的な情報伝達手段が必要
- スタッフ負担・人材確保: 緊急かつ柔軟な運営への対応が及ぼす精神的負担によるスタッフの疲弊が想定される。適切な外部支援による分担が必要
- 物資供給・管理の非効率性: 必要な物資のタイムリーな確保と公平な配布が求められる。管理システムを活用した、在庫管理、ニーズ対応が必要
- 精神的ケア・コミュニティ形成: 事案そのものや避難ストレスによる精神的ケア
- 行政機能移転の連携・業務効率: 対策本部及び避難元自治体機能との連携。業務フロー構築、情報システム連携、機材確保が必要

## 4. 連絡所の運営

- 情報共有・連携体制の不備: 関係機関間のリアルタイムな情報共有が困難。情報伝達の遅延・誤解
- 人材確保・育成・業務負担: 専門スタッフ不足、ボランティア確保・教育不足。一部職員への業務集中
- 物資調達・在庫管理の非効率: ニーズに合わせた迅速な物資調達と適切な管理が困難
- プライバシー保護・セキュリティ対策: 個人情報管理と保護、情報漏洩リスク、不審者侵入防止
- 施設設備・環境整備の限界: 避難所機能不足、バリアフリー不足、快適な環境整備の課題

# 課題と注意事項

## 5. 輸送計画(避難先連絡所～宿泊施設)

### ● バス誘導(湯田温泉宿泊施設向け)

- バス確保・運行管理: 多数輸送のためのバス台数確保、運行スケジュール、交通渋滞対応
- 避難者乗降管理・誤誘導: 要配慮者介助、手荷物積み込み、乗車人数確認、乗り間違い防止
- 宿泊施設到着・受け入れ: 下車後の誘導、施設との情報共有不足、宿泊施設到着時の準備不足
- 長距離移動による疲労・体調管理: 避難者の体調悪化リスク、医療体制の不足
- 手荷物取り扱い: 連絡所で配布される手荷物積み下ろし、紛失・取り間違い防止、効率的な運搬

### ● 徒歩誘導(新山口駅周辺宿泊施設向け)

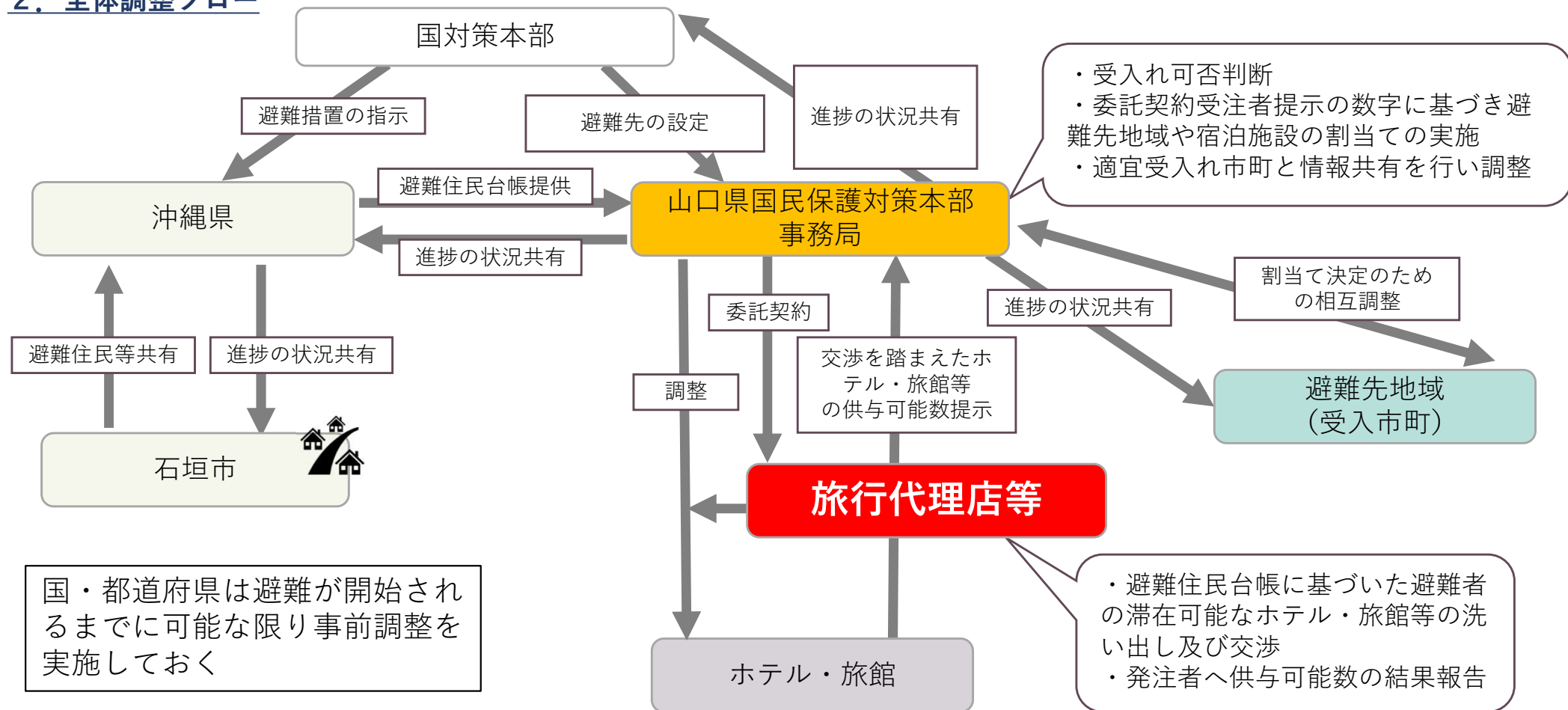
- 避難者の体力・健康状態把握: 徒歩移動による負担、要配慮者への対応
- 経路の安全確保・危険箇所特定: 交通量、段差、工事現場など危険箇所の確認と安全ルート選定
- 誘導員の配置・情報伝達: 誘導員の不足、情報伝達の不備
- 手荷物が多い避難者への対応: 徒歩移動時の連絡所で配布される手荷物負担
- 宿泊施設到着・受け入れ: 施設との連携不足、到着時の準備不足

# 宿泊施設の供与について～条件整理・調整の流れ

## 1. 宿泊施設の供与に関する基本的考え方

- 避難当初1カ月間の宿泊施設はホテル・旅館での受入れを基本とする
- 国は避難措置の指示に先立ち、避難先地域への入域の自粛要請をかけ入域自粛要請に伴い全室空室（空室率100%）を前提に検討
- 空室率100%であると同時に宿泊費・キャンセル料についてもこの度の要領上の検討の俎上には載せない
- 上記基準は要領作成上の設定であり、宿泊施設の確保が将来的に約束されるわけではない

## 2. 全体調整フロー



# 宿泊施設の供与について～役割分担・情報体制

## 3. 関係者の役割分担

所属	対応組織	役割
山口県	山口県対策本部 事務局	避難住民情報、避難先情報の相互連携 宿泊施設の供与について方針決定 委託事業者との調整 宿泊施設の割当ての決定
民間	委託事業者	避難者の滞在可能なホテル・旅館等の洗い出し及び交渉
	宿泊施設事業者	供与可能数の提示
沖縄県	沖縄県対策本部 総括情報部	避難住民情報の提供、山口県対策本部と進捗状況の共有 避難市町村との連携
国	内閣官房 国家危機管理室	関係府省庁間の全体総括
	総務省 消防庁	避難に関する連絡調整、避難に関する費用負担
	内閣府政策統括官（防災担当）付	ホテル等の収容施設に関する受入れ体制等への支援、救援に関する費用負担

## 4. モデル地区の世帯構成について

### 白保地区の世帯数内訳

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯	11人世帯	12人世帯	各区の世帯数	各区の人口
白保小学校	364	214	83	52	32	18	8						771	1,573
合計	364	214	83	52	32	18	8	0	0	0	0	0	771	1,573

# 宿泊施設供与

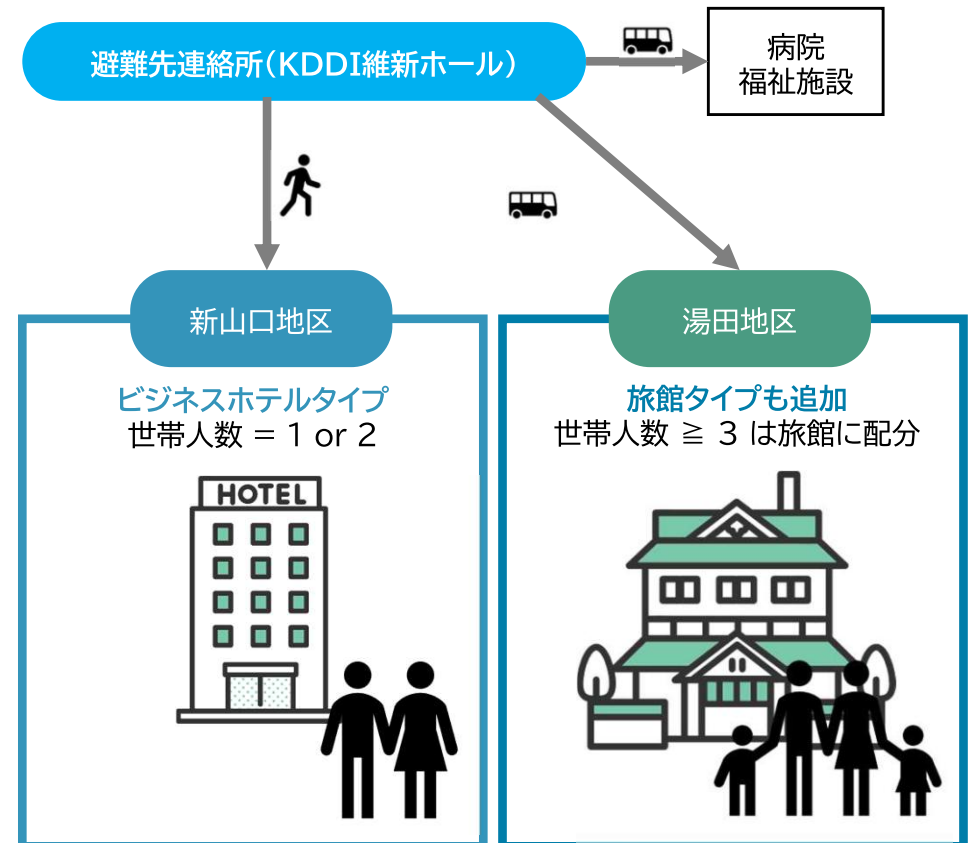
○受入れに必要な宿泊施設⇒1,573人の受入れ ※当該訓練においては全室空室想定

## 受入れの方法(全般的方針)

- 武力攻撃予測事態に先立つ緊迫期に避難元住民の家族構成等の基礎データを避難元自治体と共有
- 避難先連絡所(KDDI維新ホール)を設置し、避難住民等の受付を行い、事前に決定していた宿泊施設へ輸送
- 世帯人数の構成に基づきホテルの割り振りを検討する
- 割り振りについては受入事業者等と連携を取りながら検討を進め、避難開始日に備える

## 市内の宿泊施設への割り振りの基本的な考え方(右図参照)

- 宿泊先施設には県が確保した貸切バスでの移送を基本。
  - 立地によっては徒歩。
  - 単身or2人世帯はビジネスホテルタイプの宿泊施設に割り振り。
  - 世帯人数が多い家庭は旅館タイプの宿泊施設に割り振り。
- ※滞在中の衣類の洗濯については周辺コインランドリーを案内



# 宿泊施設供与

## 想定部屋数及び収容人数のキャパシティ

地域	和(室)	シングル(室)	ツイン(室)	その他(室)	部屋数合計(室)	収容人数(人)
湯田地区	269	232	123	84	708	約2,000
新山口地区	0	297	37	20	354	約400
その他山口	24	64	10	8	106	約200

		世帯数	住民数 (人)	地区	宿泊施設タイプ (人数/部屋数)
白保地区	単身世帯	364	364	新山口	シングル (297人/297室)
				湯田	シングル (67人/67室)
	2人世帯	214	428	新山口	ツイン・他 (114人/57室)
				湯田	シングル (100人/100室)
				湯田	ツイン (214人/107室)
	3人世帯	83	249	湯田	和室 (781人/219室) ※6人以上世帯に2部屋設定
	4人世帯	52	208		
	5人世帯	32	160		
6人世帯	18	108			
7人世帯	8	56			
計	771	1,573	※3人以上世帯数は193世帯		

### 宿泊人数

湯田地区 : 1,163人  
新山口地区 : 410人

### 宿泊施設数

湯田地区 : 8  
新山口地区 : 4



# 宿泊施設供与

## ホテル・旅館等の割り当て・管理等に当たって、必要となる項目の洗い出しと必要な時期の検討

### 避難住民台帳を活用

避難住民に関する情報や住民ごとの救援の実施状況などを確認  
台帳に記載すべき必要項目(案)

項目	必要な情報	必要となるタイミング	用途
個人情報	個人番号、氏名、生年月日(年齢)、性別、住所、連絡先(固定・携帯)、世帯情報、所属コミュニティ	① 避難検討開始後速やかに	避難住民の状況把握
配慮事項	要配慮者 障害の種類・程度、該当項目の確認(乳幼児・妊婦・外国語)、持病の有無・状態、ケアマネ等の支援者の氏名・連絡先、配偶者等の常時支援可能な者の有無、福祉サービス及び医療機関等の利用状況(例:通所施設を週〇回利用している等)、車椅子等の福祉用具の利用有無	① 避難検討開始後速やかに	輸送計画の作成
	食品提供 食物アレルギーの有無、信仰する宗教(食料の提供の際、特別の配慮が必要かどうか確認するための情報)	② 避難開始1か月前までに	食品の適切な給与
	就労支援 避難前の就労状況(業種、正規・非正規の別、山口県での就労希望の有無)	④ 避難開始までに	避難先での就労
	就学再開 障害に関連する診断名、身体障害者手帳や療育手帳の有無と判定結果区分	③ 入域制限の時期に	避難先での就学再開
ホテル等の割当てに必要な情報	世帯情報(世帯構成、世帯主、世帯番号) 考慮事項(DV、児童虐待)、 要支援の状況(要介護、障がい者、乳幼児・妊産婦、その他要支援者+介助者)、 健康への配慮事項(医療機関への通院状況、アレルギーの有無等)、 その他配慮事項(性的指向に関する事など) ※福祉の配慮事項と重複する点あり	① 避難検討開始後速やかに	配宿計画の作成
その他の基本情報	現在の健康状態(発熱、感染症等)、滞在する避難所情報(避難所の住所、連絡先、アドレス)、 親戚などのその他の連絡先(氏名、住所、連絡先)	※整理・集約方法検討	避難住民の状況把握

### ②避難住民台帳の基本様式例(避難開始後に必要な項目)

No	個人の情報								連絡先				配慮情報		
	個人番号	氏名	かな	生年月日	年齢	性別	世帯主のNo	所属コミュニティ	携帯電話	メール	緊急連絡先	続柄	要配慮の有無	要配慮レベル	要配慮の情報
1															
2															
3															

# 宿泊施設供与

避難所(ホテル・旅館等)に関してあらかじめ確認しておくべき項目の洗い出し

## 避難所についての事前確認項目

カテゴリ	確認項目	詳細/確認内容
1. 基本情報	施設名称	正式名称
	所在地	住所、地図上の位置
	連絡先	代表電話、担当者直通電話、メールアドレス
	担当者	責任者氏名、緊急連絡先
	施設種別	ホテル、旅館、ビジネスホテル、シティホテルなど
	運営会社	運営元企業名
	総部屋数	全体の客室数
2. 宿泊施設情報	部屋カテゴリ別内訳	シングル、ツイン、ダブル、和室、スイートなど各部屋数
	各部屋カテゴリ定員	各部屋タイプごとの最大収容人数
	バリアフリー対応部屋	車椅子対応、手すり設置などの部屋の有無・数
	喫煙/禁煙部屋	各部屋数の内訳
	客室設備	バス・トイレ、冷蔵庫、テレビ、エアコン、WiFi、電気ポットなど
	食事提供能力	朝食、昼食、夕食の提供可否、一度に提供可能な食数
	食事提供場所	食堂、宴会場、個室など
	長期滞在対応	清掃頻度、リネン交換頻度、洗濯サービスなど
	ペット同伴	可否、同伴可能な部屋数、条件(小型犬のみなど)
	3. 付帯設備・機能	会議室・宴会場
食堂・レストラン		収容人数、営業時間
大浴場・シャワー		有無、利用時間、清掃頻度
ランドリー設備		コインランドリーの有無、料金、クリーニングサービス
駐車場		収容台数、大型バス駐車可否、料金
WiFi環境		全館利用可否、部屋のみ可否、通信速度、同時接続数
非常用電源		有無、供給範囲(客室、共用部、厨房など)、稼働時間
医療・看護スペース		簡易的な医療処置や看護が可能なスペースの確保可否
備蓄品		非常食、飲料水、毛布、簡易トイレ、医薬品などの有無・量
多目的スペース		避難者の交流、子供の遊び場など
自動販売機・売店		有無、品揃え

カテゴリ	確認項目	詳細/確認内容
4. 安全性・災害対応	建物の耐震性	新耐震基準適合の有無など
	ハザードマップ	洪水、土砂災害、津波などのハザード区域内か
	避難経路	施設内の避難経路の明確化、表示、誘導体制
	消防設備	消火器、火災報知器、スプリンクラーなどの設置状況
	AED	設置場所、使用方法の周知
	非常時連絡体制	施設従業員の緊急連絡網、外部機関との連携体制
	従業員訓練	災害対応訓練、避難誘導訓練の実施状況
5. アクセス・周辺環境	最寄りの公共交通機関	駅、バス停からの距離、所要時間、交通手段
	主要幹線道路	アクセス道路の状況、渋滞情報など
	周辺医療機関	病院、診療所、薬局の有無、距離、連絡先
	周辺商業施設	コンビニ、スーパー、ドラッグストアなどの有無、距離
	周辺公共施設	公園、学校など(避難者の気分転換や子供の遊び場)
6. 費用・契約条件	宿泊費	1泊あたりの単価(食事込み/なし)、税金・サービス料
	長期滞在割引	長期利用時の割引制度の有無
	キャンセルポリシー	災害時における特例、キャンセル料の有無
	契約期間	最低利用期間、最大利用期間
	支払い条件	請求サイクル、支払い方法
	災害時特例契約	災害時における特別な契約条件の可否
7. その他	宗教・文化配慮	礼拝スペース、食事制限、アメニティなど
	子供向け設備	キッズスペース、ベビーベッド、子供用アメニティなど
	多言語対応	従業員の多言語対応可否、案内表示の多言語化

# 宿泊施設供与

## 避難所リスト案

No.	(A)施設情報							(B)設備等の情報								
	施設名称	郵便番号	所在地	連絡先(代表)	メール	組合加入	担当者名	施設種別	総部屋数	受入可能人数(最大)	WiFi	バリアフリー	ペット同伴	最寄駅/アクセス	契約状況	備考
1	ホテル〇〇	XXX-XXXX	山口市〇〇11	083XXXX				ビジネスホテル	150	200	有	一部対応	不可	新山口駅徒歩5分	契約済	
2	旅館△△	XXX-YYYY	山口市△△22	083YYYY				旅館	30	50	有	なし	相談可	湯田温泉駅徒歩10分	交渉中	和室中心
3	グランドホテル□□	XXX-ZZZZ	山口市□□33	083ZZZZ				シティホテル	200	350	有	全面对応	不可	新山口駅バス10分	契約済	大浴場あり
4	ビジネスイン××	XXX-AAAA	宇部市××44	083AAAA				ビジネスホテル	80	100	有	なし	不可	宇部新川駅徒歩3分	未契約	
5	ゲストハウス☆☆	XXX-BBBB	防府市☆☆55	083BBBB				ゲストハウス	10	20	有	なし	相談可	防府駅徒歩8分	交渉中	個室・ドミトリー
6																

### 【項目説明】

No.: リスト番号

施設名称: ホテル・旅館の正式名称

所在地: 施設の住所

連絡先(代表): 代表電話番号

担当者名: 災害時の連絡窓口となる担当者名(部署名でも可)

施設種別: ホテル、旅館、ビジネスホテル、シティホテル、ゲストハウスなど

総部屋数: 施設全体の客室数

受入可能人数(最大): 避難者として受け入れ可能な最大人数(概算でも可)

WiFi: 無線LAN環境の有無(例:有、一部対応、なし)

ペット同伴: ペットの同伴受け入れ可否(例:可、相談可、不可)

会議室等: ブリーフィングや行政機能移転に利用可能な会議室や宴会場の有無と概算収容人数

最寄駅/アクセス: 最寄りの公共交通機関からのアクセス(例:新山口駅徒歩5分)

契約状況: 施設との契約状況(例:契約済、交渉中、未契約)

備考: その他特記事項(例:大浴場あり、和室中心)

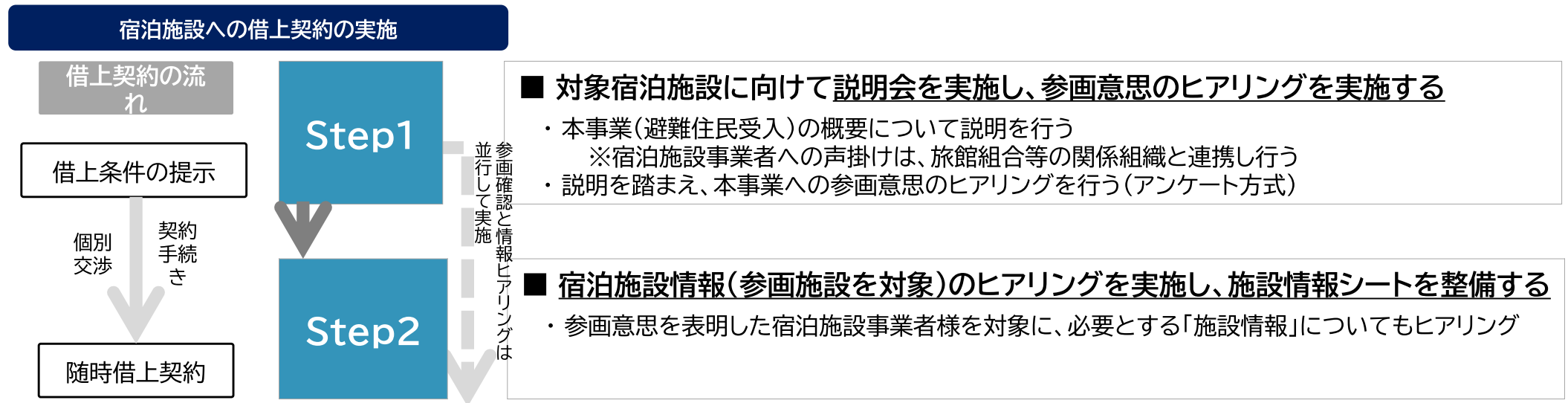
# 宿泊施設供与

## 避難所(ホテル・旅館等)のマッチング方法の検討

基本ルール	4類型
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 避難者を右表の4つにカテゴライズする</li> <li>■ 4つにカテゴライズした避難者を、下記の基本ルールに基づき宿泊施設へ割振る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 単身世帯(男性)</li> <li>◎ 単身世帯(女性)</li> <li>◎ 一般世帯</li> <li>◎ 子育て世帯</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 避難元自治体のコミュニティ維持の観点から、同一施設に割り振ることが望ましい</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 単身世帯は「1人部屋(シングル等)」を割り当てる</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 単身世帯は、性別によってフロアを分けることが望ましい</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 子育て世帯と、単身世帯はフロアを分けることが望ましい</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 奇数世帯(例:父・母・子)の場合、隣接する部屋に割り当てることを望ましい               <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 基本的に「2人部屋(ツイン等)」+「1人部屋(シングル等)」とするのが望ましい</li> <li>※ 子供が小さい場合(乳幼児等)は、ベビーベットの手配なども検討する</li> </ul> </li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 偶数世帯は2人部屋(ツイン等)、足りない場合は1人部屋(シングル等)×2で割り当てることを望ましい</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 宿泊施設の空き状況等によって、受入れの調整が必要な場合は、協議の上、次に掲げるものを優先して対象者とする               <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 要介護認定を受けている(要介護・要支援者)者</li> <li>※ 障がいのある者</li> <li>※ 乳幼児、妊産婦</li> <li>※ その他、健康面などに特に配慮を有する者</li> <li>※ 上記に係る介助者</li> </ul> </li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 要配慮者がいる世帯は、世帯構成に応じて、部屋(シングル・ダブル・ツイン等)を割り当てる。また、要配慮者は、同一施設へ割振りを行うことが望ましい</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 全ての避難者に対し、可能な限り公平な条件で施設を割り当てる</li> </ul>	

# 施設供与

## 宿泊施設の確保手順



## 借上条件

項目	条件	
エリア	新山口駅または湯田温泉地区	
1室あたりの配宿人数	一般世帯 子育て世帯	宿泊に要する広さが1人当たり2畳または3.3㎡以上(例:和室10畳ならば5名以下の利用)
	単身世帯	ホテル(洋室)タイプの場合は1名1室
宿泊施設への事前説明	先島避難住民の受入れに係るの趣旨を理解いただき、取消料金規定を事前に説明	
客室のセキュリティ	ドアに鍵が掛かる客室を用意(オートロックの場合あり)	

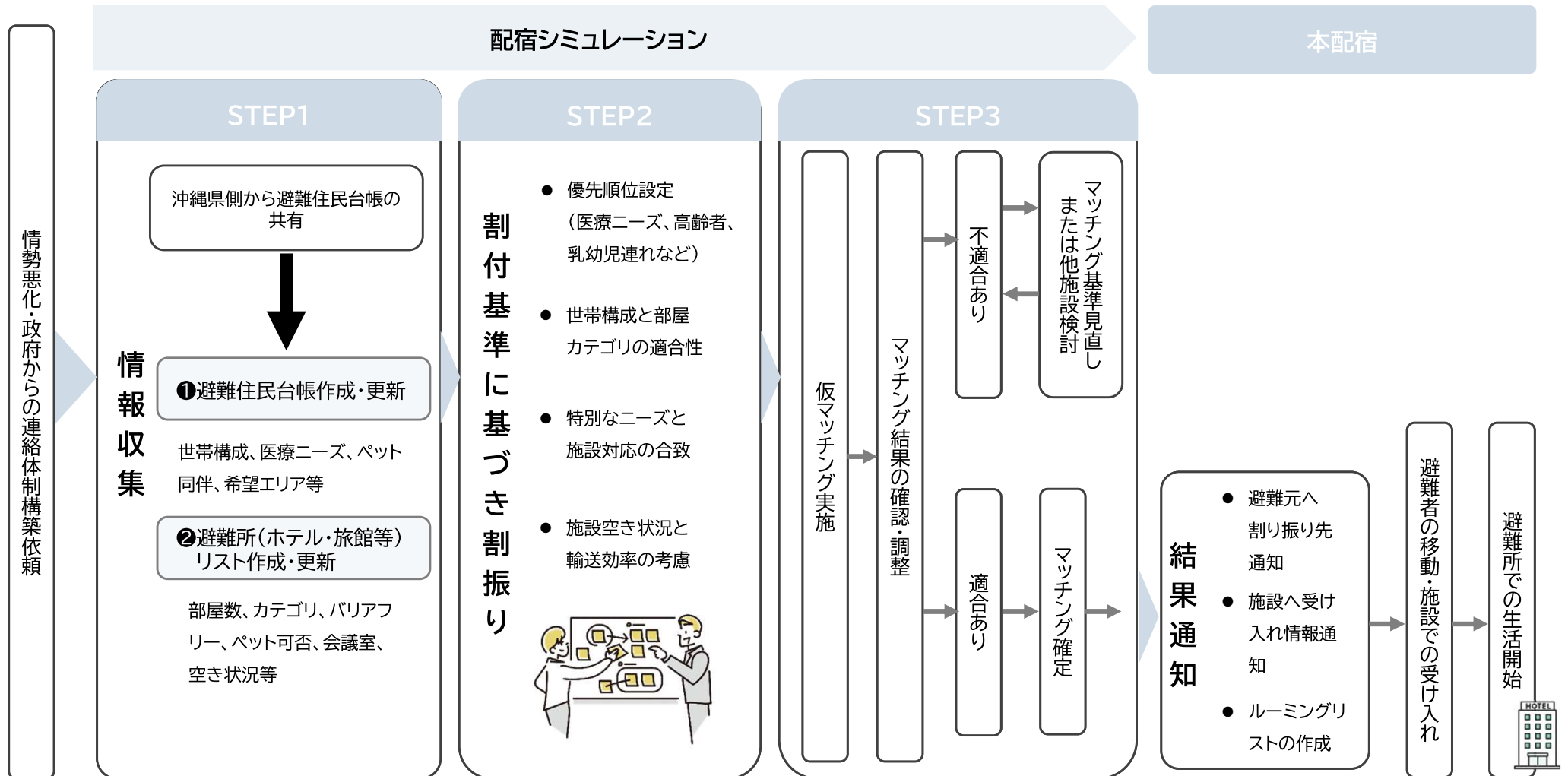
## 臨時契約宿泊施設の活用

- ・ 営業許可証(宿泊業・飲食業)を所持している。
- ・ 消防法および消防法施行規則に適合している。
- ・ 賠償責任保険の施設賠償の補償額が1名あたり7,000万円以上、または1事故あたり7億円以上である。  
※未加入の場合は、宿泊受入期間中のみ加入いただく。

# 宿泊施設供与

## 避難住民の割付手順

### 割付手順案



# 食事・飲料提供

## 食品の給与及び飲料水の供給について考え方

- 食品の給与対象・・・ホテル旅館等に避難した住民
- 飲料水の供給対象・・・避難により現に飲料水を得ることが出来ない者
- 給与期間は、避難の指示があった日から内閣総理大臣が定める日まで
- 訓練上の仮想の設定として基準額内で食事の給与を可能とする(宿泊施設の基準額と同様)
- 本訓練上の検討では原則、現物支給から検討を開始

## 山口県国民保護計画救援マニュアル上の取り扱い

- 実施主体・・・県(厚政課等)・市町
- 食品の供給について・・・対象者数の把握、物資の選定、各避難施設の振り分け等と並行して検討
- 飲料水の供給方法について・・・飲料水の供給は備蓄物資による供給も可能
- 支出できる範囲・・・主食、副食、燃料等の経費、水の購入費、給水設備の整備費、調理スタッフ、配送スタッフの雇上げ
- 県では「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」を15団体以上と締結しており、食品の供給を要請することが可能(事象により個別に要請及び交渉)

## 初期的な計画における検討

- 原則として、**宿泊施設で3食提供**。食堂や調理設備を備える宿泊施設は既存の設備を活用
- 調理設備での提供ができない場合、**県が災害協定事業者の協力を仰ぎ、弁当等配送で対応**
- 飲料水は、上水道利用のほか、必要に応じて、災害協定事業者の協力を仰ぎ、ペットボトル飲料も提供

## 令和7年度の検討結果

### 食品給与体制の確認▶食事の給与は宿泊施設の設備をもって行う

初期的な計画において訓練の設定を行うに当たり、割り当てた宿泊施設について、全て食事の提供設備が備えられていることを確認。→ 食事の給与は宿泊施設の設備をもって行う

避難者数(人)	内訳(人)	滞在地区	施設数	食事の提供施設
1,573	1,173	湯田	8	有り
	410	新山口	4	有り

### 今年度からの検討

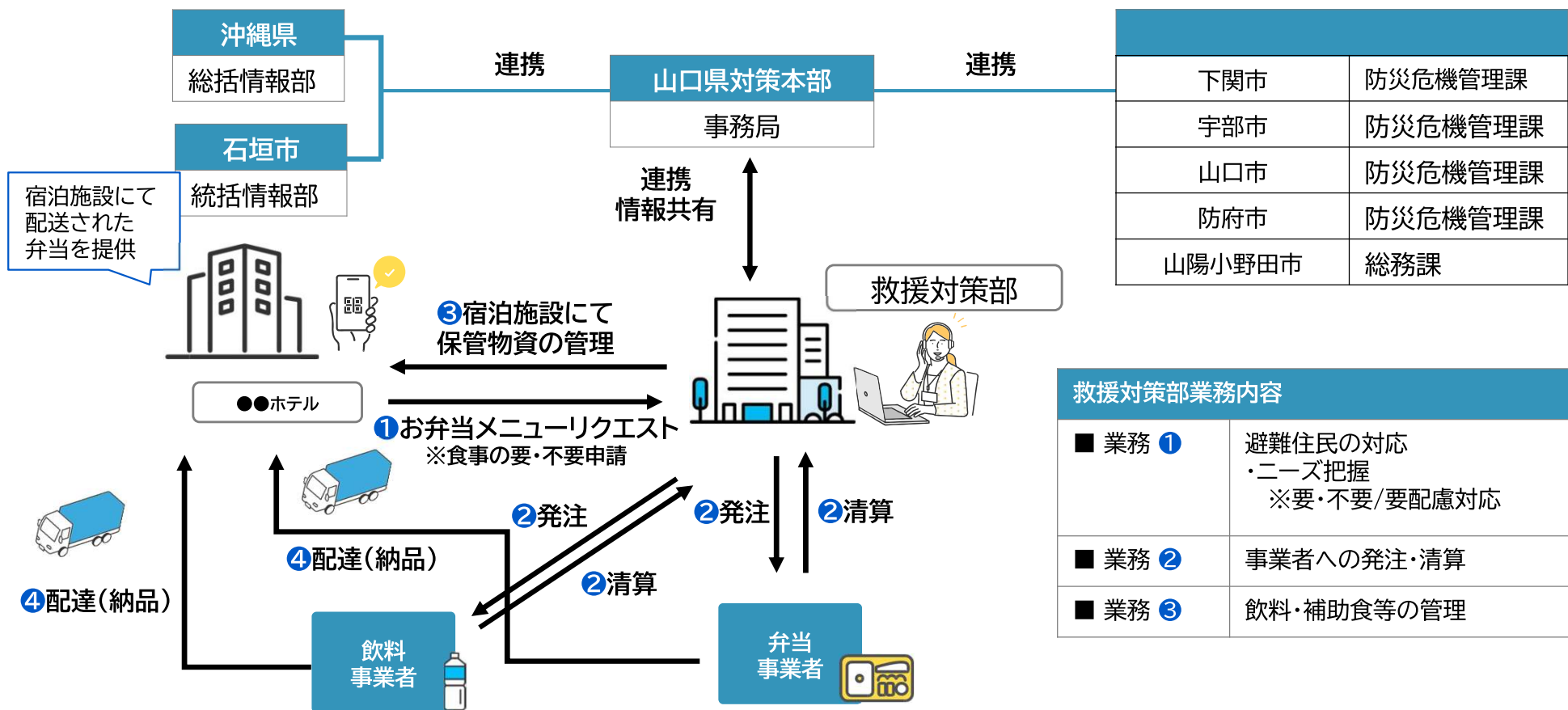
- 避難住民個別のアレルギーの把握と対処(弁当や一律の配食において個別対応困難)
- アレルギーの対処及び避難先のメンタルケア(引きこもり対策や食事の楽しみ)を考慮し現金支給も視野であったが、現金支給については今年度もペンディング
- 宿泊施設の食事給与はアレルギーの対応などの個別対応が困難であることから一律に弁当等の配達による食事給与をもって検討

# 食事・飲料提供

## 全体調整フロー

### 食事・飲料の提供における具体化条件

- スフィア基準を踏まえた、複数の選択肢のある満足度の高い(温かく、栄養バランスが取れている等)食事を避難住民等へ提供するための方法(冷凍弁当、セントラルキッチン方式、キッチンカーなど)
- ・健常者への満足度の高い食事の提供方法の検討
- ・アレルギー、要配慮者、宗教等に対応した特別食の提供方法の検討
- ・満足度の高い食事及び特別食を提供するために必要な費用の検討



# 食事・飲料提供

## 対象事業者の確保手順

### 検討内容

- 弁当事業者は山口市内弁当事業者の協力を仰ぐ
- 確保可能な数量、単価、条件、配達可能エリアなどについてヒアリングを実施
- アレルギーや宗教食への対応は品目レベルでの対応は現実的に可能(エキ스는難しい事業者もあり)



メニュー一例  
(のり弁当)

店名	店舗タイプ	個数	単価(税込) お茶なし	お茶 (税込)	3食対応	食事内容	提供時間	配達可能施設	アレルギー対応	締切	精算	備考
A	弁当	200	460	100	昼のみ	通常メニューから選択	昼:13:00 時間指定不可 10:30頃になる	湯田温泉ならOK	除去対応のみ エキス等不可	一ヶ月前に概算が必要 大幅に変更なしで1~2週間前 大幅な変更はもっと前に	事前精算または当日精算	長期間の対応は不可(3日間程度が限界)
B	弁当	500	460	100	可	特注弁当以外ならOK	朝:9:00 昼:13:00 夜:17:00	湯田温泉ならOK	目に見えるアレルギー対応は可能 だし・エキスの対応は不可	2~3日前には個数が欲しい、前日の昼に確定	月2回精算希望翌月払い	
C	弁当	500	700	100	条件付で可	助六弁当のようなものから 山賊弁当まで広く対応可能	朝:7:00 昼:13:00 夜:18:00	湯田温泉ならOK	基本品目の除去対応のみ エキスへの対応は困難	少なくとも2週間前	月末締め翌月末払い	全て条件次第で対抗可否を決定
D	弁当・飲食店	300	900	100	昼と夕方	幕ノ内	昼:13:00	湯田温泉・新山口までOK	目に見えるアレルギー対応は可能 だし・エキスの対応不可	概算は1週間前 正確な個数は前日まで	月末締め翌月末払い	
E	弁当・飲食店	500	700	100	朝&夜か 昼のみ		朝:9:00 昼:13:00 夜:18:00	湯田温泉ならOK	除去対応のみ エキス等OK	3日前までに申し込み	提供後1週間以内に清算	2日に1回の提供なら対応可能
F	弁当・飲食店	100	700	100	昼と夜	内容お任せの幕の内弁当 おかず10点程度	朝:不可 昼:13:00 夜:18:00	湯田温泉ならOK	除去対応のみ エキス等OK	10日前には個数が欲しい	月末締め翌15日払いならOK	毎日提供は難しい可能性あり
G	弁当	1,000	700	100	可		朝:9:00 昼:13:00 夜:17:00	湯田温泉エリアならOK	えびNG程度でOK	1週間前には個数が欲しい、前日の昼に確定	1週間単位で締めて請求書支払いが希望 最低でも月2回精算	
H	弁当	500	700	100	可	朝:おむすび弁当 昼:日替弁当 夜:単品の弁当	朝:8:00 昼:13:00 夜:17:00	湯田温泉・山口市 周辺までOK 新山口駅はNG	目に見えるアレルギー対応は可能 だし・エキスの対応は不可	1週間前には個数が欲しい、前日の昼に確定	月2回精算希望翌月払い	
I	弁当	600	630	100	可	朝は軽め:ごはん焼き魚 昼夜はいろいろ対応可	朝:7:00 昼:13:00 夜:17:00	湯田温泉ならOK	目に見えるアレルギー対応は可能 だし・エキスの対応は可能 特殊アレルギーは困難	1週間前には個数が欲しい、前日の昼に確定	月2回精算希望翌月払い	

# 生活必需品供与

## 生活必需品給与又は貸与について考え方

### ■被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- 避難等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し直ちに日常生活を営むことが困難となった避難住民等に対して、**急場をしのぐ被服、寝具、その他生活必需品**を給与又は貸与し、一時的に避難住民等の生活を安定させることが目的。
- 「被服」としては外衣や肌着等の品が、「寝具」としては毛布や布団等の品が、「その他の生活必需品」としてはタオル、石鹸、歯磨き等の品が該当。
- ➔ **被服以外はホテル等のアメニティ・備品に相当**

### ■避難住民一人あたりの携行物(令和5年度沖縄県訓練、モデル計画)

#### バッグ1個+身の回り品

(バッグは3辺の和が100cm以内/100席未満の航空機の場合)

#### 【モデル計画で要望された生活必需品(例示)】

- ・洋服、シャツ、パンツ等の下着・タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品
- ・石鹸、歯磨き粉、トイレトーパー等の日用品
- ・乳幼児用紙オムツ、粉ミルク、離乳食、女性用生理用品、高齢者(大人用)オムツ、パッド

#### ➔避難までは猶予期間あり。避難住民自身も当座で必要となる物品は携行

- ・要配慮者の必需品(乳幼児用、高齢者用等)については、災害協定事業者の協力のもとに調達、配送

100席未満の場合



参考: ANAホームページ

## 初期的な計画における検討 山口県の整理

### ■被服以外の生活必需品(寝具、タオル・洗面具等の日用品、衛生品)

#### 山口市内のホテル・旅館のアメニティ等に対応

※本県の計画対象住民(1,573人)は全て、山口市内のホテル・旅館で受入れホテル等のアメニティ・備品を生活必需品として提供依頼

### ■被服(外衣、肌着等)

#### ○災害協定事業者から協力(1,573人分の調達)を確保して対応

事業者と県との協定書(災害救助・物資調達)を活用

#### ○調達量(ボリューム感)

・対象住民の男女別・年齢層 ※沖縄県公開データから試算

・被服の季節別種類 冬服想定(重量があり、準備負担の大きい冬服で検討)

#### ○運搬調整・・・運搬可能日と車両搬入経路について県主体で避難先連絡所、事業者と調整

#### ○集積、配付・・・避難先連絡所に集積し、同所配置職員が出発時に配付

山口県 地区別	年齢or属性	男	女	計
	0~4	39	38	77
	5~9	44	43	77
	10~14	44	44	88
	15~19	38	38	76
	成人①(20~59)	421	371	792
	成人②(60~)	224	239	463

1573

県:協定事業者に依頼  
避難元提供データ使用

事業者:物資集約

県:搬入実施調整

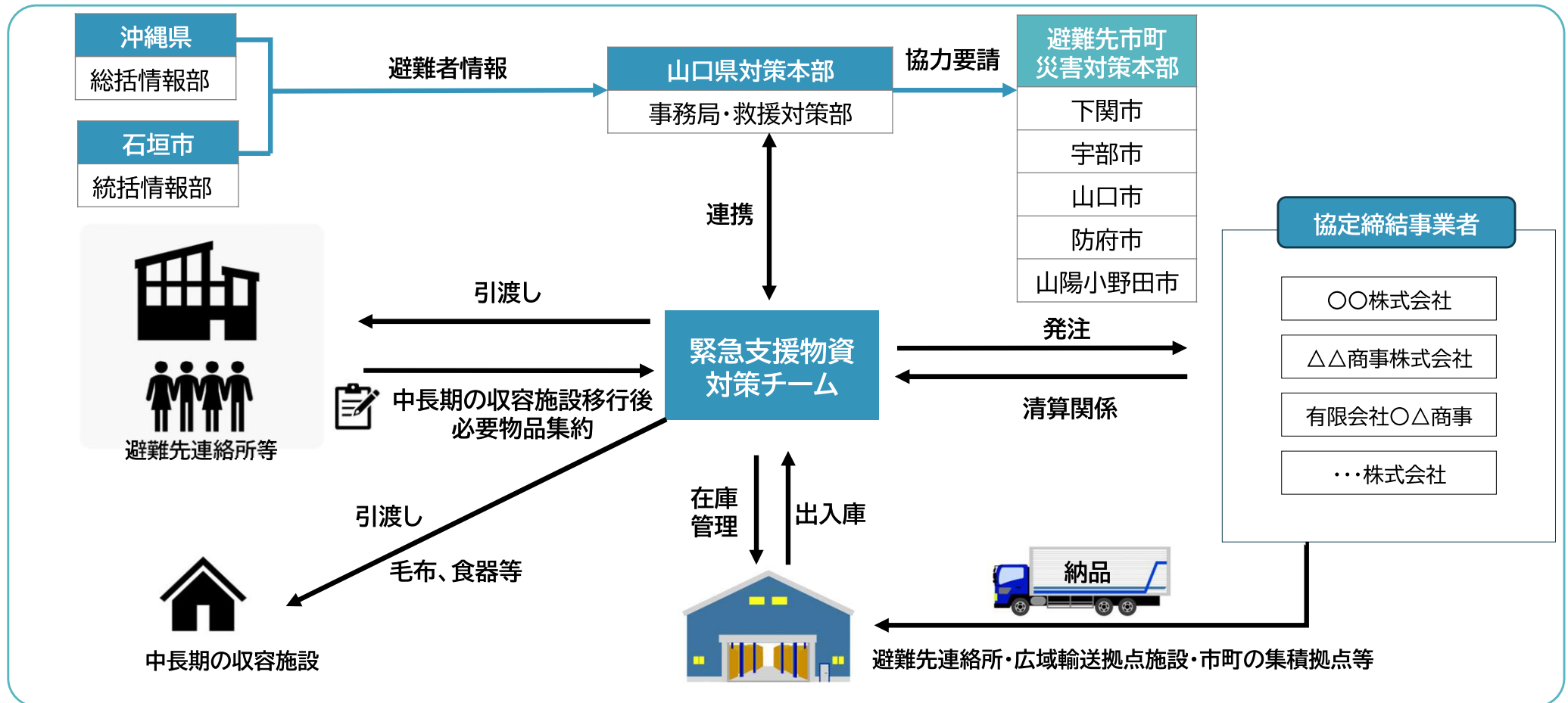
事業者:物資搬入

# 生活必需品供与

## 全体調整フロー

生活必需品の供与における具体化条件

- 物資の備蓄状況の把握
- 物資の調達、提供の方法の検討



# 生活必需品供与

## 役割分担

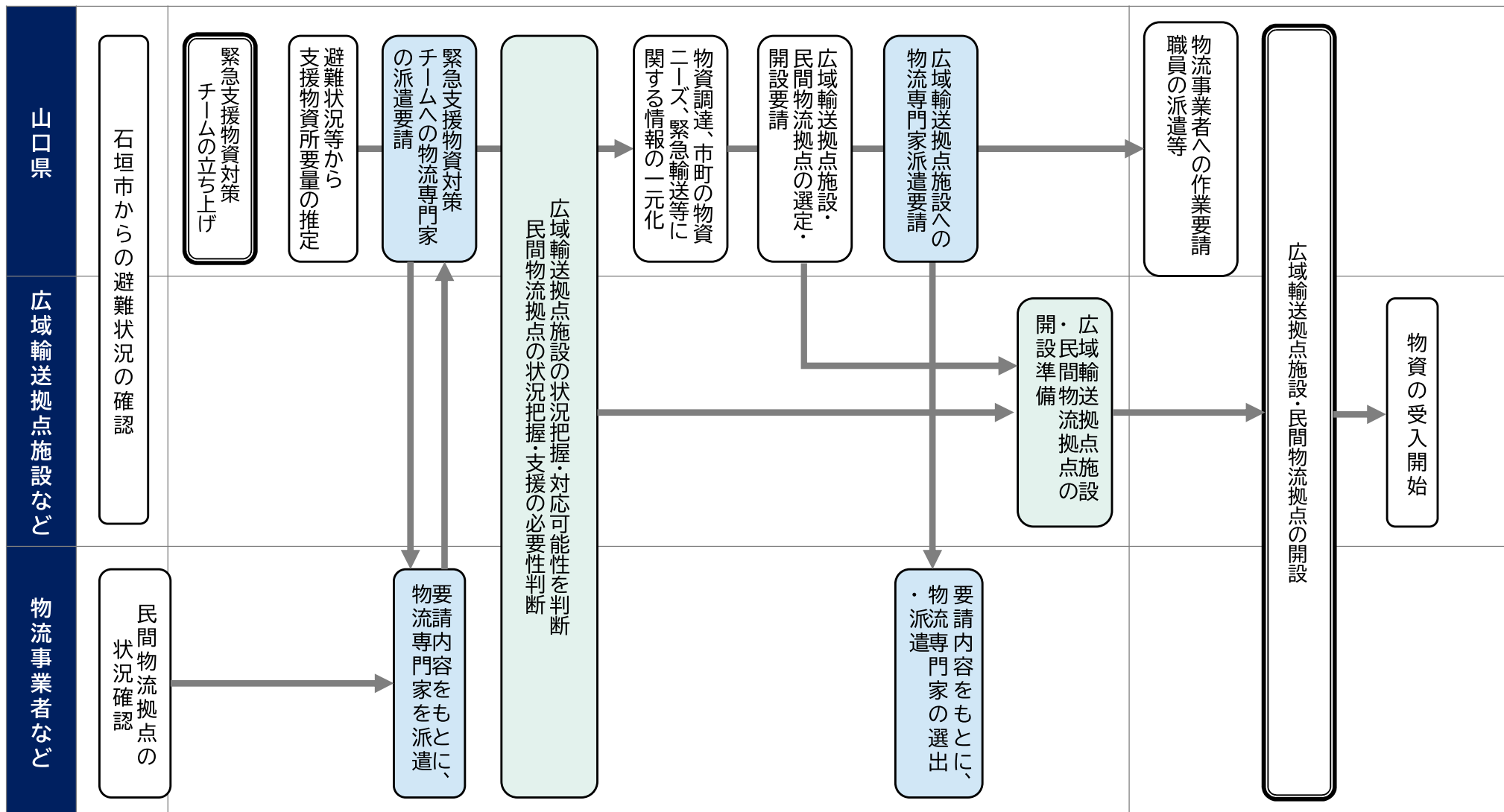
参考：山口県支援物資物流マニュアル、山口県地域防災計画

担当部署	担当班	担当部局・班	分担業務など
県対策本部	事務局 ＝緊急支援物資対策チーム	総務部：本部室(防災危機管理課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援物資運営の総括・指揮</li> <li>・人員配置、各担当との連絡調整</li> </ul>
	物資管理班	総務部：本部室(防災危機管理課) 災害救助部：救助総務班(厚政課)薬務班(薬務課) 環境生活部：生活衛生班(生活衛生課) 農林水産対策部：農業振興班(農業振興課) 経理部：物品管理班(物品管理課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町集積所(避難所)ごとの必要物資等の把握、物資の調達・管理</li> <li>・医薬品、飲料水、食糧(応急用米穀等の調整)、生活必需品等の調達</li> </ul>
	輸送ルート 等確保班	土木建築対策部：道路班(道路整備課)、 港湾班(港湾課) 農林水産対策部：漁港漁村班(漁港漁場整備課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の被害状況の把握、輸送ルートの選定・確保</li> <li>・荷揚げ港湾・漁港等の確保</li> </ul>
	輸送手段確保班	農林水産対策部：水産班(水産振興課) 経理部：物品管理班(物品管理課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策用船舶(取締船・調査船・漁船)の確保あっせん</li> <li>・県有車両、県トラック協会、船舶協会等との調整</li> </ul>
	荷捌き班・ 協力支援班	民間物流専門家 総務部：本部室(防災危機管理課) 災害救助部：協力班(各課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷捌き業務の総括</li> <li>・荷卸し、仕分け、検品、配分、積み込み等</li> <li>・輸送車両の誘導、車両管理、警備等</li> <li>・ボランティアの配置調整等</li> </ul>
	輸送班	民間物流専門家	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トラック等による物資の輸送</li> </ul>
	文教対策部	教育政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学用品の調達</li> </ul>

# 生活必需品供与

参考：山口県支援物資物流マニュアル

## ④ 広域輸送拠点施設などの開設の流れ



# 生活必需品供与

参考：山口県支援物資物流マニュアル

## 広域輸送拠点及び市町集積拠点の開設

### 山口県による広域輸送拠点の開設

- 県対策本部(緊急支援物資対策チーム)は、あらかじめ指定している広域輸送拠点について、被災の状況、道路の障害及び施設の被害状況等を考慮して、使用する広域輸送拠点を決定し、施設の管理者に事前に電話等で連絡するとともに、使用の許可又は承諾を得る。応援協定に基づき、広域輸送拠点として、民間事業者の施設を活用する必要がある場合には、協定先である民間事業者に対し、電話等で連絡し、使用の許可又は承諾を得る
- 県対策本部(緊急支援物資対策チーム)は、広域輸送拠点における作業・保安要員を確保し、必要な人員の派遣を行うとともに、連絡用の車両の確保や必要な資機材の調達を行う。なお、要員の派遣にあたっては、市町に代行させることができるものとする。また、人員の派遣と同時に、県トラック協会及び県倉庫協会と連携し、物流専門家等の派遣要請を行う

区分	施設名称	所在地	管理者
陸上輸送基地	(1) 維新百年記念公園	山口市維新公園	山口県
	(2) 周南緑地	周南市大字徳山	周南市
	(3) 下関北運動公園	下関市大字富任	下関市
	(4) 日置総合運動公園サブ拠点	長門市大字日置中	長門市
	(5) 消防学校	山口市鑄銭司	山口県
	(6) 山口きらら博記念公園	山口市阿知須	山口県
海上輸送基地	(1) 岩国港新港北2号岸壁	岩国市新港町3丁目	山口県
	(2) 徳山下松港晴海埠頭岸壁	周南市晴海町	//
	(3) 徳山下松港下松第2埠頭岸壁	下松市末武下	//
	(4) 三田尻中関港築地4号岸壁	防府市新築地町	//
	(5) 宇部港芝中西岸壁	宇部市大字沖宇部	//
	(6) 小野田港本港	山陽小野田市小野田	//
	(7) 柳井港県営岸壁	柳井市大字柳井	//
	(8) 萩港岸壁	萩市大字椿東字後小畑	//
	(9) 下関漁港伊崎耐震岸壁	下関市伊崎町	//
	(10) 下関港新港ふ頭岸壁	下関市長州出島	下関市

### ◆広域輸送拠点における荷捌き班及び協力支援班の業務

要員等	業務
荷捌き業務責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域輸送拠点の全体統括(県本部室)</li> <li>・ 荷捌き業務の総括(民間物流専門家)</li> <li>・ 広域輸送拠点の運営に要する資機材の調達 等</li> </ul>
物資管理調整担当	<p>現地物資管理グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物資の市町別仕分け指示</li> <li>・ 仕分けゾーンでの在庫量の把握管理</li> <li>・ 運営本部からの物資の受入、払出情報の確認</li> </ul> <p>物資受入グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受入状況、払出状況、在庫量の運営本部への報告</li> </ul> <p>仕分けグループ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受入物資の確認・荷卸し</li> </ul> <p>積込みグループ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物資の荷捌き・検品・仕分け作業(ピッキング)</li> </ul> <p>積込みグループ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町集積拠点搬送車両への物資の積込み作業</li> </ul>
警備・車両誘導担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域輸送拠点出入口の警備</li> <li>・ 支援物資等の警備</li> <li>・ 広域輸送拠点の巡回と安全管理、輸送車両等誘導</li> </ul>

# 生活必需品供与

参考：山口県支援物資物流マニュアル

## 山口県による市町の集積拠点【二次集積拠点施設】の開設

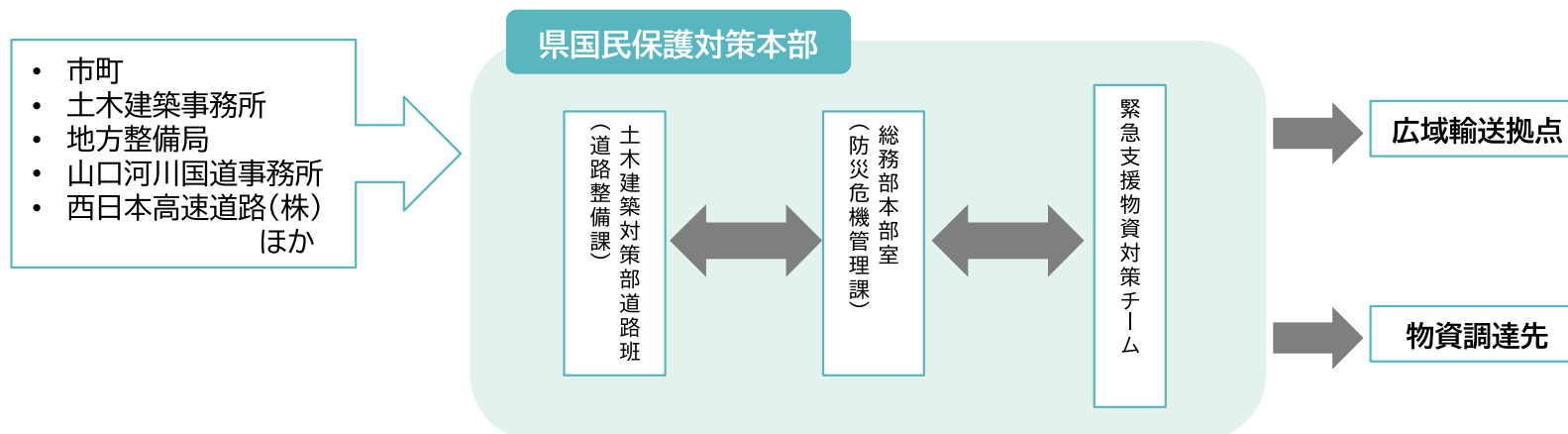
- 県の広域輸送拠点の開設とあわせて、市町は緊急物資等の受入、一時保管のため県に準じて定めた拠点を開設し、県対策本部(緊急支援物資対策チーム)に報告する
- 支援物資等集積場所は、その需要の多い地域に設置することが最も効率的であるが、被災地内では倉庫自体が損傷してしまっている場合や損傷を免れた場合でも停電や断水 などにより、倉庫として機能しない場合も想定されるので、活動要員の確保、道路事情 等を勘案すると、支援物資等の集積地は、被災地周辺に確保することが望ましい。また、可能な限り緊急輸送道路付近に確保する
- 県の広域輸送拠点と同様に、必要に応じて、県トラック協会等に連絡し、物流専門家 等の派遣要請を行う。(緊急支援物資対策チーム)

※ 市町集積拠点から各避難所等への輸送は、原則として市町が実施するが、市町において輸送手段が確保できない場合は、県対策本部(緊急支援物資対策チーム)は、市町からの要請に基づき、運送業者のあっせん又は調整を行う。

## 物資等搬入・搬出ルート確保等

- 県(道路班)及び市町(土木担当)は、所管する道路の被害状況、道路上の障害物の 状況を速やかに調査するとともに、他機関からの情報収集に努め、県(災害対策本部→ 緊急支援物資対策チーム)に報告する。
- 緊急支援物資対策チームは、適宜、道路の被害状況等の情報を広域輸送拠点及び物資 調達先等に提供する。

### ■道路の被害状況等の情報伝達



# 生活必需品供与

参考：山口県支援物資物流マニュアル

## 輸送手段の確保

市町から県(対策本部→緊急支援物資対策チーム)に要請、あっせん依頼があった場合のほか、必要と認めるときは、下記のとおり輸送手段を確保するものとする

- ① 他の市町・公共機関、又は県有車両等の確保
- ② 指定公共機関、指定地方公共機関、民間業者等への協力要請  
(中国運輸局、九州運輸局への輸送力確保のあっせん要請)
  - ・西日本旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社
  - ・中国JRバス株式会社・山口県トラック協会加入事業所(山口県トラック協会を經由)
  - ・防長交通株式会社及びサンデン交通株式会社
  - ・県旅客船協会・関門地区旅客船協会・水難救済会(災害時緊急輸送等に関する協定)
- ③ 相互応援協定に基づく他県への応援要請
  - ・中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定
  - ・九州・山口9県災害時応援協定
  - ・関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定
  - ・中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定
  - ・全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

◎緊急輸送車両の確保及び配車は、緊急支援物資対策チーム(経理部物品管理班)が集中管理を行う。  
・自動車燃料の確保 <災害対応型給油所>・・・【山口県地域防災計画資料編【8-4】】  
・災害時における石油類燃料の確保及び徒歩帰宅者等支援に関する協定  
・緊急輸送車両証の手続き・・・【山口県地域防災計画本編第3編第8章第5節第4項】  
→ 緊急通行車両確認証明書の発行は公安委員会(警察本部及び警察署)又は県(物品管理課)において行い、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。  
緊急輸送車両標章・・・【山口県地域防災計画資料編【8-12】】  
緊急通行車両確認証明書・・・【同 資料編【8-13】】

◎国や自衛隊等への要請<山口県地域防災計画>

### ◆海上輸送

県災害対策本部(本部室)は、海上輸送が必要と認める場合には、次の措置を講ずる

#### ① 海上保安部(署)所属船艇への支援要請

・海上保安部(署)は、傷病者、医師等の緊急輸送について県又は市町から要請があった場合、所属船艇・派遣船艇及び航空機等により緊急輸送活動を実施する。

・飲料水、食糧等の救援物資の輸送については、その輸送の緊急度及び震災応急対策の実施状況を考慮して、その要請に応じるものとする

#### ② 中国運輸局、九州運輸局への輸送措置のあっせん要請

・災害輸送の必要があるときは自動車運送業者、船舶運送業者及び港湾運送業者に対して、輸送力確保に関しての措置をとるよう指導を行うとともに、県の要請により、船舶、車両等の調達あっせんを行う

#### ③ 漁業協同組合等の公共的団体所有の船舶による輸送の協力要請(県水産班経由)

### ◆他の輸送手段が確保できない場合における自衛隊への支援要請

県災害対策本部(本部室)において必要と認められた場合、要請を行う

#### ① 自衛隊所有車両による輸送支援の要請

#### ② 海上自衛隊所属艦艇による輸送支援の要請

#### ③ ヘリコプター等航空機による輸送支援の要請

## 生活必需品の調達

### 物資の要請・提供に係る受付及び調達

- ① 県は必要な物資の種類及び数量について可能な限り正確に把握し、県(緊急支援物資対策チーム)に応援を要請する。また、独自の相互応援協定等に基づき個別に応援要請等を行った場合には、県(緊急支援物資対策チーム)にその旨連絡する
- ② 緊急支援物資対策チームは、市町からの要請を受け、自らの備蓄・調達物資では不足が生じる場合、被災地外の市町及び国・県への応援を要請する

#### ◆国及び他県等への応援要請窓口：県対策本部(緊急支援物資対策チーム)

- ・緊急支援物資対策チームは、担当各班(課)と調整のうえ、要請手続きを実施。
- ・緊急物資等の応援可能数量等の情報は、適宜被災市町へ通知。

◎ 原則として、被災市町から直接、国及び他県への要請は行わない。(ただし、市町独自に応援協定等を締結している場合は、この限りでない。なお、同協定により応援要請を実施した場合には、その旨県災害対策本部(緊急支援物資対策チーム)に連絡すること)

#### ◆支援物資の要請・提供の受付

##### <運営本部>

- ・物資管理班が受け付けた内容(物資の要請・物資の提供)の整理
- ・広域輸送拠点施設との調整(マッチング等)
- ・輸送計画の作成
- ・支援物資の在庫管理(情報管理)

##### <物資管理班>

- ・物資の要請、物資提供者からの電話の受付
- ・物資要請に対する所管課への調達依頼 → 運営本部に報告
- ・物資提供に関する情報整理 → 運営本部に報告
- ・物資の要請・提供に関するデータ管理(保存)

### 物資の搬送

国及び他県からの支援物資の受入にあたっては、**県広域輸送拠点を調達先に指示し**、当該拠点までの搬送を要請する。県広域輸送拠点が使用できない場合は、県外に設置した一次物資拠点を調達先に指示し、当該拠点までの搬送を要請する。調達先による物資の輸送が不可能な場合は、緊急支援物資対策チームにおいて輸送手段を確保する。道路の途絶等により陸上輸送が困難な場合は、海上輸送及び航空輸送の調整を行う

- ◎ 広域輸送拠点までは、原則として調達先が搬送を行う。
- ◎ 給水車、仮設トイレ搬送車等、直接避難所等に向かう必要がある場合は、被災市町と調整のうえ、搬送先を調達先に指示する
- ◎ 搬送先までの道路被害状況、交通情報は、緊急支援物資対策チームから調達先へ随時情報提供を行う。
- ◎ 搬送される応援物資等については、緊急支援物資対策チームから広域輸送拠点へ報告し、受入体制を確保する

#### ◆輸送前の確認事項

- ① 支援物資の品目
- ② 品目ごとの数量
- ③ 支援物資調達先(具体的な住所・管理者の連絡先含む)
- ④ 支援物資調達(搬送開始)までに要する時間
- ⑤ 支援側において行う支援物資調達の範囲(支援物資搬送手段の有無、現地での積み下ろし人員等の有無等)
- ⑥ 受援側に求められるサポート(搬送手段の確保、現地での積み下ろし人員等)の有無とその内容
- ⑦ 搬送元の担当者(機関名)とその連絡先
- ⑧ 経費負担についての取り決め
- ⑨ 搬送手段、支援物資、及び調達に必要なその他の資機材に破損または故障が生じた場合の経費負担についての取り決め
- ⑩ 搬送先までの道路情報、その他の留意点



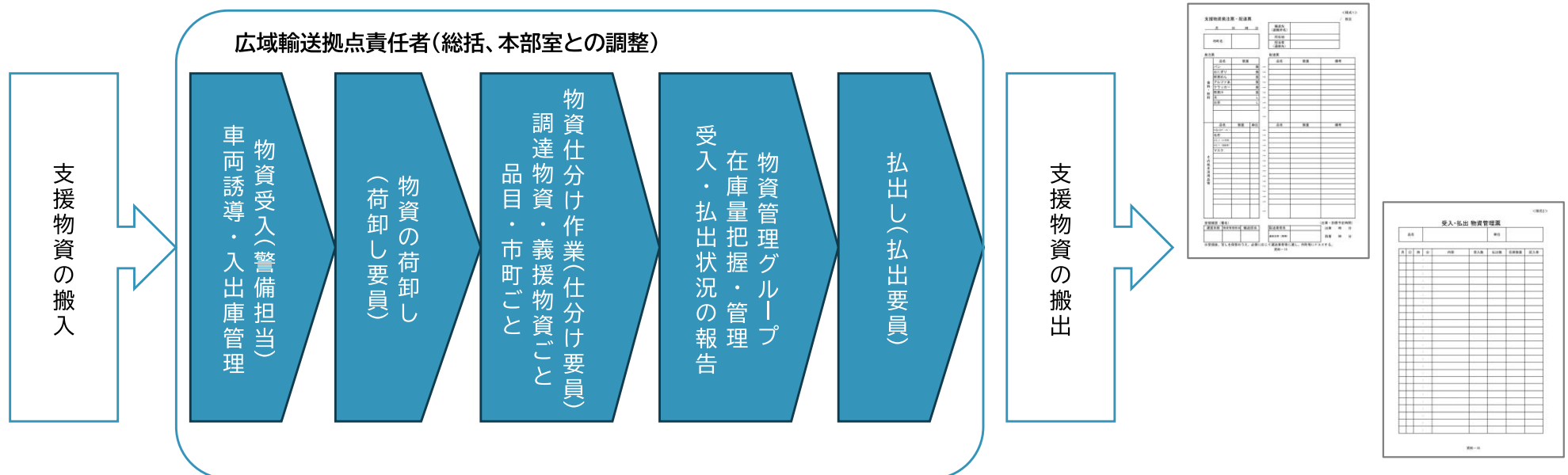
# 生活必需品供与

参考：山口県支援物資物流マニュアル

## ◆物資の払出業務

- ① 物資の払出にあたり、あらかじめ緊急支援物資対策チーム(運営本部)から支援物資発注票に基づく払出先市町への払出情報(品目、数量、搬出業者、搬出者、到着予定日時等)を入手する。(現地物資管理グループ)
- ② 受入・払出 物資管理票に基づく配達票の作成(現地物資管理グループ)
- ③ 配達票に基づく市町別(搬送先別)仕分け(仕分けグループ)保管スペースに置かれた物資を、配達票に基づき、市町(搬送先)別に必要数量を配送スペースに分配する
- ④ 搬出車両の入出管理・誘導(警備担当)
- ⑤ 配達票による配布先市町、搬出業者、搬出者の確認、物資の積み込み(積み込みグループ)市町(搬送先)別に分配された物資を搬出車両に積み込む
- ⑥ 配達票の写しを緊急支援物資対策チーム(運営本部)に配付・報告(現地物資管理グループ)

## ■受入～払出(広域輸送拠点)



※調達物資：災害に備え、民間事業者等とあらかじめ協定等を結び調達する食糧や飲料水、毛布等の生活必需品で、協定の内容により異なるが、基本的には調達費用等の対価が生じるもの

※義援物資：災害発生時、被災地外の住民や民間事業所、団体等から善意で寄せられる物資をいい、調達費用等の対価が生じないもの

# 生活必需品供与

参考：山口県支援物資物流マニュアル

## 物資の要請・提供に係る市町への搬送

- ① 県内広域輸送拠点または県外に設置した一次物資拠点から各市町までの輸送は、市町からの要請に基づき、県(緊急支援物資対策チーム)が行う
  - ② 道路の途絶等により、陸路による輸送が困難な場合には、航空輸送及び海上輸送の可否等を調整する
  - ③ 県内広域輸送拠点または県外に設置した一次物資拠点からの物資の払い出しにあたっては、予め緊急支援物資対策チーム(運営本部)から入手した払い出し先市町の支援物資発注票・配達票(品目、数量、搬出業者、搬出者、到着予定日時等)に基づいて作業を実施する
- ◎ 市町の指定する集積拠点(避難所)への搬送にあたっては、輸送車両等は、市町の地理に不案内な場合も予想されることから、地元消防団やボランティア団体の協力等により、案内人を配備することが望ましい

◆市町が県に搬送を要請する場合は、次の事項を明示する。

- ①輸送区間(目的地)
- ②輸送量(必要物資)
- ③必要とする車両等の種類・台数及び人員
- ④到着希望日時
- ⑤車両用燃料の給油所及び給油予定量
- ⑥その他参考となる事項

# 物資の保管・調達・運送業者について

必要な物資		保管場所	調達先	運送事業者
飲料水	水	維新百年記念公園	協定締結事業者	トラック協会
学用品	教科書、教育委員会の承認を受けている準教科書、ワークブック、問題集等の教材	就学再開先	〃	調達先事業者
	ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等の文房具	就学再開先	〃	〃
	傘、靴、長靴等の通学用品	就学再開先	〃	〃
	運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付ハーモニカ、工用具、裁縫用具等	就学再開先	〃	〃
被服、寝具及び身の回り品	タオルケット、毛布、布団等の寝具	維新百年記念公園	〃	〃
	洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着	—	〃	協定締結事業者
	タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品	維新百年記念公園	協定締結事業者	〃
日用品	石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレトペーパー等の日用品	—	ホテル・旅館等 アメニティ	—
炊事用具及び食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等の調理道具	維新百年記念公園	協定締結事業者	トラック協会
	茶碗、皿、箸等の食器	維新百年記念公園	〃	〃
季節用品 (避難時期による)	簡易な電気ストーブ又はこれに準ずるもの（電気ストーブ、セラミックヒーターや電気カーペット）	〃	〃	〃
	猛暑による熱中症及び脱水症状等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる扇風機	〃	〃	〃
高齢者・乳幼児用の消耗品	高齢者、乳幼児等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつやミルク	〃	〃	〃

# 物資の提供について整理

必要な物資		提供場所	提供方法	頻度・タイミング	提供状況の確認方法
飲料水	水（水道水以外の配布）	避難先連絡所	到着時配布	1回・避難先連絡所到着時	現地職員確認
学用品	教科書、文房具、通学用品、その他学用品	就学再開場所	学校にて手渡し	1回・就学再開時 避難後・1カ月以降	現地職員確認
被服、寝具及び身の回り品	タオルケット、毛布、布団等の寝具	中長期収容施設	中長期収容施設に 現地配送	中長期収容施設移動時 避難後・1カ月以降	配達時確認
	洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着	避難先連絡所	到着時に配布	1回・避難先連絡所到着時	避難先連絡所の 連絡員
	タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品	避難先連絡所	〃	〃	〃
日用品	石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレト ペーパー等の日用品	ホテル・旅館	ホテル・旅館の アメニティ	ホテル・旅館滞在中適宜	宿泊事業者に ヒアリング
炊事用具 及び食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等の調理道具	中長期収容施設	中長期収容施設に 現地配送	中長期収容施設移動時 避難後・1カ月以降	配達時確認
	茶碗、皿、箸等の食器	〃	〃	〃	〃
季節用品 （避難開 始時期に よる）	簡易な電気ストーブ又はこれに準ずるもの（電気ス トーブ、セラミックヒーターや電気カーペット）	〃	〃	〃	〃
	猛暑による熱中症及び脱水症状等の被災者の健康被 害を防止する観点から必要とされる扇風機	〃	〃	〃	〃
高齢者・ 乳幼児用 の消耗品	高齢者、乳幼児等の日常生活上の支援を行うために 必要な紙おむつやミルク	避難先施設毎	現地	1回/週	配達時確認

# 避難者の健康管理

## 1. 避難者の健康管理に関する基本的考え方

- 医療の提供対象者は武力攻撃災害等により医療の途を失った者
- 避難先に設定される山口県は平時の社会経済活動が行われている状態であり、医療機関の受診が基本
- 宿泊施設滞在時の避難者の健康管理は相談窓口の設置によって行う（避難生活全般の相談とは別に設ける）
- 要配慮者の対応検討は作業部会にて検討

## 2. 関係者の役割分担

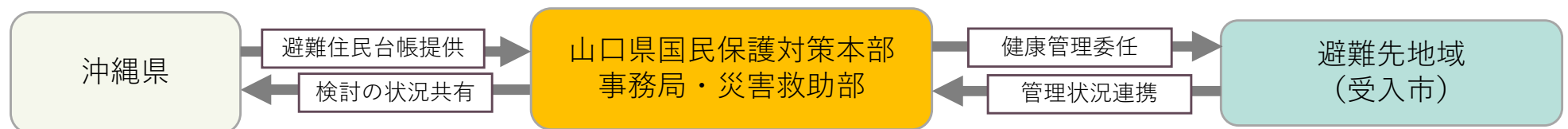
○避難者の健康管理に関する担当部署・役割は以下の通り

担当部署		役割
県対策本部	事務局	避難元・受入れ先市対策本部と総合調整
	救援対策部	沖縄県提供の事前リストに基づく要配慮者の対応
市対策本部	総務対策部	県との総合調整
	健康福祉対策部	受け入れ住民の健康管理に関すること 要配慮者対応を要する場合、県の救援対策部に繋ぐ

## 3. 健康管理実施が必要なフェーズ

- 避難中の健康管理（福岡空港～新山口駅）
- 避難先連絡所内での健康管理（避難先連絡所の項目参照）
- 宿泊施設に滞在する間の健康管理

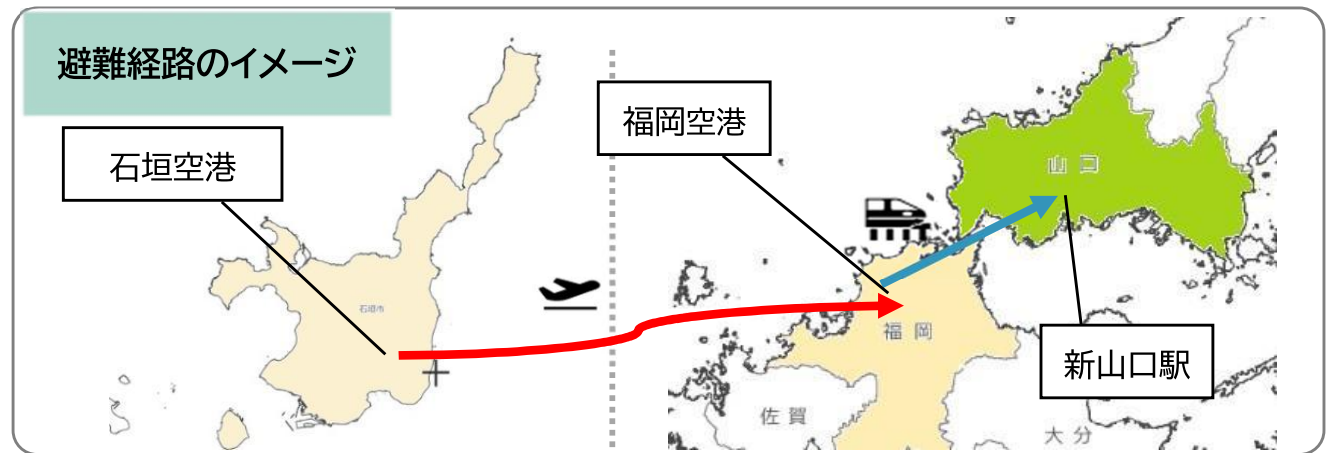
## 4. 全体調整フロー



# 輸送時の健康管理(体調悪化の対応)

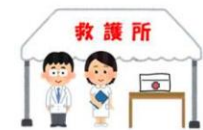
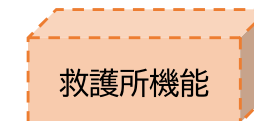
## 1. 輸送経路について

- ①石垣市→(航空機)
  - ②福岡空港→(地下鉄)
  - ③博多駅→(新幹線)
  - ④新山口駅
- ②, ③, ④のフェーズごとに整理



## 2. 福岡空港内の対応

- 福岡空港内に設置される救護所にて応急対応
- 具体的な救護所機能については今後、避難検討における要配慮者分科会等で整理される



## 3. 博多駅で新幹線に乗車するまでの体調悪化

- 引率者が誘導員に引継ぎ
  - ・ 対応1 休憩にて経過観察→回復→後続のグループと合流
  - ・ 対応2 医療対応必要→救急車呼び出し

## 4. 新幹線に乗車中の体調悪化

- 新幹線乗車時間は短ければ30分未満であることから、避難先連絡所に設置の救護所にて対応
- 引率者はあらかじめ避難先連絡所の職員に体調不良者の発生を連絡

# 宿泊施設滞在時の健康管理

## 1. 相談窓口の設置（電話対応）

○ 山口市保健センターにて対応

<補足>

○ 対象者は宿泊施設滞在中に健康相談を求める者

○ 医療機関の受診が必要な避難者は各自が受診する整理

○ 対象は山口市に避難する避難者のうち、事前に把握した要配慮者ではなく避難時に健康であるが、医療機関の受診には至らず当初1カ月の期間で避難中に健康について相談を行いたい者

※ 要配慮者の対応については要配慮者作業部会で検討を進めているところ

○ 定量的な相談件数や必要人役の算出は困難であるため人員増の検討は今後の課題

○ 生活全般の相談は窓口を別に設ける



## 2. 保健師の配置計画

○ 対応可能な保健師勤務時間

曜日	月	火	水	木	金
時間	8:30~17:15	8:30~17:15	8:30~17:15	8:30~17:15	8:30~17:15
人数	2	2	2	2	2

## 3. 要配慮と判断された場合の対応

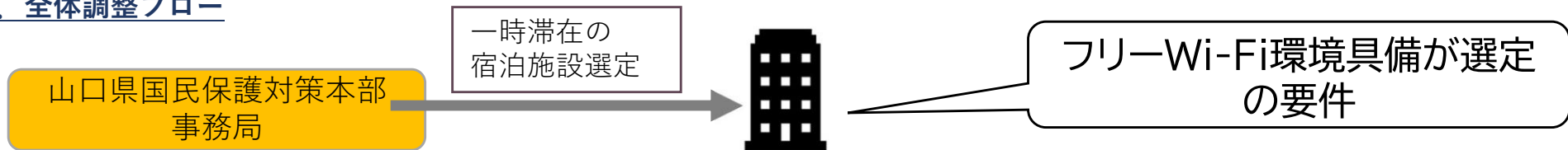
○ 県救援対策部と医療機関と連携して対応（調整必須）

# 通信設備の提供

## 1. 通信設備の提供に関する基本的考え方

- 国民保護法における費用負担の範囲は実費
- 提供の期間は、ホテル・旅館等に滞在する当初の1カ月
- この度の受入れ要領上の設定において避難先地域は平時の通信体制を活用可能である
- 通信設備の提供の対象となる場所は避難先連絡所及び避難先の宿泊施設
- 避難先の宿泊施設は通信設備の提供が可能であることが選定の上での要件の一つ

## 2. 全体調整フロー



## 3. 関係者の役割分担

- 通信設備の提供に関する担当部署・役割は以下の通り

担当部署		役割
県対策本部	事務局	避難先連絡所・避難者の宿泊施設の通信環境の確認

## 4. モデル地区における通信設備の検討結果

主体	通信環境
避難先連絡所	・KDDI維新ホールにおいて通信設備は整備済み
避難者宿泊施設	・宿泊施設においてフリーWi-Fi設備の利用が可能であることを確認

# 課題と注意事項

## 1. 避難先連絡所の運営

- **多機能化と専門性不足:** 初動受付から本部機能まで多岐にわたる業務を想定。専門人材(受付、ロジスティクス、行政手続き、広報など)の確保。
- **情報集約・伝達の混乱:** 避難者状況、宿泊施設、輸送状況など多岐にわたる情報の集約・分析・発信が困難。リアルタイム更新不足で錯綜・伝達遅延のリスク。
- **関係機関連携の複雑化:** 自治体、民間、医療、警察、ボランティアなど多数の関係機関との連携・調整が複雑。役割・権限・情報共有の不明確さで意思決定遅延や重複発生。
- **物資管理・ロジスティクスの複雑化:** 物資の受け入れ、仕分け、在庫管理、配送指示など大規模なロジスティクス業務が困難。安定供給と公平な分配のための強靱なサプライチェーン構築が課題。
- **指揮命令系統・意思決定の遅延:** 緊急事態下で迅速かつ適切な意思決定のための指揮命令系統と権限委譲の仕組み構築が課題。
- **施設インフラの限界:** KDDI維新ホールのような多目的施設では、スペース、プライバシー、通信・電源、セキュリティ、衛生管理など、避難所機能要件を同時に満たすことが困難。
- **スタッフ負担増大:** 業務負荷と精神的負担によるスタッフ疲弊。適切な支援と交代体制が必要。
- **セキュリティ・安全管理:** 個人情報、物資、重要情報のセキュリティ強化が必須。不審者侵入防止、情報漏洩対策、秩序維持など、高度な安全管理体制が課題。

## 2. 宿泊施設供与

- **情報収集の遅延・精度不足:** 避難住民台帳や避難所リストの作成・更新が遅延し、情報精度が低かった場合の想定も課題。
- **マッチング基準の複雑性・公平性:** 優先順位、世帯構成、ニーズ、施設対応などを考慮した複雑なマッチングは作業負荷が高い。透明性と公平性の担保が課題。
- **マッチング調整・再検討の負荷:** 「不適合」発生時の基準見直しや他施設検討に時間と労力がかかる。避難者数が多い場合、調整ループにより割り付け完了が大幅に遅延。
- **リアルタイム情報連携の困難さ:** 避難住民情報、避難所空き状況、マッチング結果、輸送状況など、関係機関(沖縄県、山口県、宿泊施設、バス事業者など)間でのリアルタイム連携が困難。システム・運用両面で課題。
- **滞在ルールの設定:** 宿泊施設は短期間での利用を想定した業務フローとなっており、長期間の滞在において清掃や換気・リネン類の取扱・設備の使用ルール等について事前協議が必要。
- **ホテル毎の利用条件整備:** 施設はそれぞれ異なる設備を持っているため、個別の条件交渉が必要。

# 課題と注意事項

## 3. 食事・飲料提供

- 移動初日の提供方法・管理: 石垣空港での弁当配布は機内スペース、アレルギー対応、個別制限への配慮が困難
- 衛生的保管設備不足: 大量弁当の安全な保管のための冷蔵庫や十分なスペースが不足。常温での長期保管は食中毒リスク
- 廃棄場所確保: 食べ残しや受け取りに来なかった弁当の衛生的・効率的な処理・廃棄場所や仕組みが必要。異臭・害虫発生リスク
- 受取困難な避難住民対応: 外出等で受取できない避難住民への対応が課題
- 提供後の管理責任の所在: 提供後の保管や消費状況。不適切な保管による食中毒など健康被害発生時の責任所在が不明確
- 弁当温め設備不足: 冷めた弁当を温めるための共有電子レンジ設置が各フロアに必要。設置がない場合、避難住民の満足度低下
- 必要数量の確保が困難となった場合の対応: モデル検討においては必要数量が確保できたが、必要数量の確保ができなかった場合を想定し、現金給付等も含めて、検討する必要がある
- その他の提供方法の検討: 弁当事業者以外の選択肢としてセントラルキッチンの活用も検討が必要

## 4. 生活必需品供与

- ニーズの多様性・把握困難: 避難住民の年齢、性別、健康状態、生活習慣などを要因とする個別ニーズの把握が困難
- 物資調達・輸送・保管: 大量物資の迅速な調達、運搬、衛生的な保管
- 公平な配布・混乱防止: 限られた物資の公平な配布が困難で混乱が生じやすい。特定の物資への集中、行列、配布方法への不満、トラブル発生リスク
- プライバシーへの配慮: 生理用品や下着などプライバシーに関わる物品の配布時、避難住民の尊厳を損なわないよう配慮が必要
- 情報伝達不足・誤解: 物資の内容、時期、場所、受け取り方などの情報が十分に伝わらず、不安や不満。用途・使用方法の不明確さ
- スタッフ負担: 物資の仕分け、在庫管理、配布、相談対応に多大な労力。特に介護用品や乳幼児用品などへの対応が課題
- 自立支援とのバランス: 長期的な視点での自立支援(情報提供・調達支援)が必要だが、初期段階の供与とのバランス、移行時期の判断が課題

# 沖縄県・先島5市町村からの 要配慮者の受入れ調整に関する検討

令和7年度中間整理  
山口県

# 検討を進める上での前提的な事項

## 1 検討の目的

要配慮者の受入れに係る必要な手順や方法、準備事項や役割分担の整理等について、九州・山口各県、沖縄県、内閣官房を始めとした関係省庁等が連携の上、九州・山口各県において検討を進めていき、検討の成果を作成しつつ、検討の過程において抽出された論点や課題を共有し、対応策について検討を行うとともに、本検討を通じて、避難住民を受け入れるに当たっての実効性を高める。

## 2 検討における前提事項

九州・山口各県は、平時と同様の経済活動が維持されており、医療・福祉の提供体制についても平時と同様の体制が維持されていると想定する。自然災害では、発災直後に建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し救出救助活動が開始され、救出された傷病者に対して医療の提供を行うが、国民保護における本検討の想定は、武力攻撃予測事態下において住民が避難を行うものであり、武力攻撃災害による傷病者は発生しない。

沖縄県先島5市町村から九州・山口各県への避難に要する期間は6日程度とする。

## 3 検討対象期間

本検討の対象期間は避難当初の約1か月間とする。

## 4 沖縄県先島5市町村と九州・山口各県の組み合わせ

避難元市町村と避難先(受入)県の設定案(「宮古島市⇒福岡県・熊本県・宮崎県・鹿児島県」、「多良間村⇒熊本県」、「石垣市⇒山口県・福岡県・大分県」、「竹富町⇒長崎県」、「与那国町⇒佐賀県」)は考慮しないものとする。

## 5 避難側での検討を踏まえた整理

要配慮者に関する検討は避難側が先行していることから、避難側における検討内容を受入側に反映しつつ、避難側との連携を考慮の上、医療従事者や福祉・介護関係者等と協議を行いつつ、検討を進めていく。

# モデル検討の対象となる受入れ地域の選定

避難住民の受入れに係る初期的な計画(令和6年度における検討)で設定した市町村をベースに、要配慮者の受入れ調整に関する検討(モデル検討)の対象とする受入れ地域を次のとおり選定する。

## 【モデル検討対象地域(市町村)】

山口県山口市

No.1

要配慮者の受入れ調整に関する体制と調整フローの整理

# No.1-2 要配慮者の受入れ調整にあたり最低限必要となる情報について

## (1)搬送手段や受入施設の決定のために最低限必要となる情報の整理

要配慮者の区分を基に、要配慮者の搬送手段や受入施設を決定する際に最低限必要となる情報について、基礎的な情報、医療や介護に関する情報を次のとおり整理した。

区分		基礎的な情報	医療や介護に関する情報
在宅要配慮者	高齢者・要介護者 身体障害者	氏名 年齢 性別 生年月日 住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主な疾患・既往歴(精神疾患含む)、症状・状態、感染症、アレルギー(薬剤・食物)、投薬中の薬剤(薬剤名・用量・服用方法)、使用中の医療機器、医療的ケア、対応の留意点</li> <li>○ADL(日常生活動作)のレベル、使用している補助具、食事制限・摂食嚥下の状況、排泄管理(オムツ、ストーマ等)、入浴・移動の介助の要否</li> <li>○要介護度、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳</li> <li>○医療機関や支援者の情報:かかりつけ医・主治医名と連絡先、既往歴(医療機関名、診療科)、ケアマネジャーや福祉関係者の連絡先</li> </ul>
	知的障害者 精神障害者	緊急連絡先 家族構成(連絡先)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主な疾患・既往歴(精神疾患含む)、症状・状態、感染症、アレルギー(薬剤・食物)、投薬中の薬剤(薬剤名・用量・服用方法)、使用中の医療機器、医療的ケア、対応の留意点</li> <li>○ADL(日常生活動作)のレベル、使用している補助具、食事制限・摂食嚥下の状況、排泄管理(オムツ、ストーマ等)、入浴・移動の介助の要否</li> <li>○行動上の注意点(暴言・興奮傾向、徘徊等)</li> <li>○要介護度、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳</li> <li>○医療機関や支援者の情報:かかりつけ医・主治医名と連絡先、既往歴(医療機関名、診療科)、ケアマネジャーや福祉関係者の連絡先</li> </ul>
	外来人工透析 在宅酸素患者 在宅人工呼吸器患者		<ul style="list-style-type: none"> <li>○主な疾患・既往歴(精神疾患含む)、症状・状態、感染症、アレルギー(薬剤・食物)、投薬中の薬剤(薬剤名・用量・服用方法)、使用中の医療機器、医療的ケア、対応の留意点</li> <li>○ADL(日常生活動作)のレベル、使用している補助具、食事制限・摂食嚥下の状況、排泄管理(オムツ、ストーマ等)、入浴・移動の介助の要否</li> <li>○要介護度、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳</li> <li>○医療機関や支援者の情報:かかりつけ医・主治医名と連絡先、既往歴(医療機関名、診療科)、ケアマネジャーや福祉関係者の連絡先</li> </ul>
	妊産婦		<ul style="list-style-type: none"> <li>○主な疾患・既往歴(精神疾患含む)、症状・状態、感染症、アレルギー(薬剤・食物)、投薬中の薬剤(薬剤名・用量・服用方法)、使用中の医療機器、医療的ケア、対応の留意点、妊娠週数</li> <li>○ADL(日常生活動作)のレベル、使用している補助具、食事制限・摂食嚥下の状況、排泄管理(オムツ、ストーマ等)、入浴・移動の介助の要否</li> <li>○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の有無</li> <li>○医療機関や支援者の情報:かかりつけ医・主治医名と連絡先、既往歴(医療機関名、診療科)、福祉関係者の連絡先</li> </ul>
社会福祉施設等	高齢者施設入所者 障害者施設入所者		<ul style="list-style-type: none"> <li>○主な疾患・既往歴(精神疾患含む)、症状・状態、感染症、アレルギー(薬剤・食物)、投薬中の薬剤(薬剤名・用量・服用方法)、使用中の医療機器、医療的ケア、対応の留意点</li> <li>○ADL(日常生活動作)のレベル、使用している補助具、食事制限・摂食嚥下の状況、排泄管理(オムツ、ストーマ等)、入浴・移動の介助の要否</li> <li>○行動上の注意点(暴言・興奮傾向、徘徊等)</li> <li>○要介護度、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳</li> <li>○医療機関や支援者の情報:かかりつけ医・主治医名と連絡先、既往歴(医療機関名、診療科)、ケアマネジャーや福祉関係者の連絡先</li> </ul>
医療機関	入院患者		<ul style="list-style-type: none"> <li>○主な疾患・既往歴(精神疾患含む)、症状・状態、感染症、アレルギー(薬剤・食物)、投薬中の薬剤(薬剤名・用量・服用方法)、使用中の医療機器、医療的ケア、対応の留意点</li> <li>○ADL(日常生活動作)のレベル、使用している補助具、食事制限・摂食嚥下の状況、排泄管理(オムツ、ストーマ等)、入浴・移動の介助の要否</li> <li>○要介護度、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳</li> <li>○医療機関や支援者の情報:かかりつけ医・主治医名と連絡先、既往歴(医療機関名、診療科)、ケアマネジャーや福祉関係者の連絡先</li> </ul>

## No.2

要配慮者の受入施設の把握方法・  
搬送手段の把握方法、洗い出し

### (1) 山口県内に所在する社会福祉施設等の把握

沖縄県国民保護訓練において整理を行った、要配慮者の各区分における「行政の支援を要する者」のうち、社会福祉施設等に入所の方については、以下の種別の施設に入所されていることから、同種施設の空き状況の把握方法について、検討を行った。

#### 【先島5市町村からの要配慮者が入所していた社会福祉施設等の種別】

##### 【高齢者施設】

- ・養護老人ホーム
- ・老人短期入所施設
- ・特別養護老人ホーム
- ・認知症対応型共同生活介護事業所(GH)
- ・軽費老人ホーム
- ・介護老人保健施設

##### 【障害者施設】

- ・障害者支援施設(施設入所支援)
- ・障害者支援施設(短期入所)
- ・グループホーム(共同生活援助)

### ■ 社会福祉施設等の空き状況の把握方法について

#### 【庁内担当部局等が保有する社会福祉施設等のリストや情報】

- ・県健康福祉部において、毎年4月1日現在の高齢者施設、障害者施設等を含む保健福祉施設等名簿を作成している。

#### 【受入れに当たっての関係機関との連携】

- ・関係団体等を通じ、山口県が空き状況等の把握のため行う調査への協力を各施設へ依頼する。

#### 【空き状況の把握方法の整理】

- ・山口県は、保健福祉施設等名簿を活用し、受入候補施設を選定する。
- ・山口県は、受入候補施設に対し、電子メール等により、施設の空き状況や受入の可否、受入可能人数等を照会する。
- ・山口県は、関係団体等を通じ、調査への協力を各施設へ依頼する。

# No.2-2 要配慮者の搬送手段の把握方法、洗い出しについて

## (1)要配慮者の搬送手段の検討に係る官民アセットの把握

### 【陸上アセット】

(令和7年度山口県地域防災計画から抜粋)

【県有車両配置状況】

部(局)名	車種	軽四輪車	小型貨物車	小型乗用車	普通貨物車	普通乗用車	特種用途自動車	バス	計
総務部	本庁						4		4
	出先	24	11		1	7	4	1	48
総合企画部	本庁								
	出先	1	5			1			7
環境生活部	本庁					2			2
	出先					2	1		3
健康福祉部	本庁								
	出先	51	23	7		38		1	120
産業労働部	本庁								
	出先	4	8	2	3	1		2	20
観光スポーツ文化部	本庁								
	出先					1			1
農林水産部	本庁		1	1		4			6
	出先	80	132	5	12	31	1	1	262
土木建築部	本庁		2			1	1		4
	出先	21	109	3		8	50		191
会計管理局	本庁	3	4	1		20		2	30
	出先								
県議会	本庁					1			1
	出先								
教育庁	本庁								
	出先	10	19	3	10	7		4	53
合計	本庁	3	7	2	0	28	5	2	47
	出先	191	307	20	26	96	56	9	705
総合計		194	314	22	26	124	61	11	752

【救急車保有状況】

消防本部別	消防署	日赤山口県支部	病院
	台	台	台
下関市	13		9
山口市	12	2	5
萩市	6		5
防府市	6		2
下松市	4		
長門市	4		2
美祿市	4		1
周南市	10		2
柳井地区	7		1
光地区	5		1
岩国地区	11		3
宇部・山陽小野田	12	1	9
計	94	3	40

- ・山口県では地域防災計画において車両の保有状況等を把握しており、災害時には応急車両として使用するものと位置づけている
- ・上図の県有車両配置状況については物品管理課が整理
- ・救急車保有状況については消防保安課及び医療政策課によって随時更新を行っている

### 【福祉車両】

・災害時連携協定を締結する関係団体等に対し、保有車両の調査を依頼する。

## No.2-2 要配慮者の搬送手段の把握方法、洗い出しについて

### (2) 要配慮者の搬送手段の検討に係る官民アセット情報の整理

#### 【航空アセット】

要配慮者の搬送手段の検討に当たり、どのような搬送手段が想定されるのか、自治体や関係機関等が保有する航空搬送の候補になり得る山口県内のアセットを次のとおり取りまとめた。

区分		防災ヘリ	ドクターヘリ
仕様	機種	レオナルド式AW169 	BK117 C-2
	全長	14.65m	13.03m
	全幅	11.00m	11.00m
	乗員	最大12名（搭乗員2名 + 10名）	最大7名（うち患者1名）
	最大速度	302km/h	約278 km/h
	航続距離	740km	約675km
運用	救急	医療搬送可能	可能
	輸送	可能	可能
	運航主体	山口県消防航空隊	山口大学医学部附属病院

No.3

受入空港・受入港からの要配慮者の搬送と受入施設

## (1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

## (2) 搬送時の付添い人員等の整理

沖縄県・先島5市町村から避難を行う要配慮者について、受入空港・受入港に到着後、山口県の受入施設に搬送を行うに当たり、沖縄県国民保護訓練において検討されている要配慮者の分類と島外搬送手段等を基に、山口県において、要配慮者の代表的な事例ごとの受入施設、搬送手段や搬送経路、搬送時の付添い等について次頁以降のスライドのとおり、パターン別のモデル検討を行った。

## 沖縄県国民保護訓練における検討との連携

沖縄県国民保護訓練において検討されている、要配慮者の分類や代表的な事例の設定について、その検討内容を山口県において基礎的なものとして取扱うことで、検討上共通的な要素を活用することにより、沖縄県との連携を図る。

## 受入空港・受入港の設定

沖縄県国民保護訓練における検討内容を踏まえ、受入空港は福岡空港、鹿児島空港とし、また受入港は鹿児島港として設定する。

## 要配慮者の分類ごとの搬送先等

先島5市町村からの島外避難の段階で既に受入施設の種別は決まっており、基本的に、在宅の方はホテル旅館もしくは社会福祉施設等、社会福祉施設等に入所の方は同種社会福祉施設等、医療機関に入院されている方は同等の医療の提供を受けることが可能な医療機関に搬送する想定とする。また、受入施設がホテル旅館となる方は、避難先連絡所を経由するものとして整理を進める。

## ■ 受入空港・受入港からモデル検討対象地域内に所在する受入施設までの搬送等について

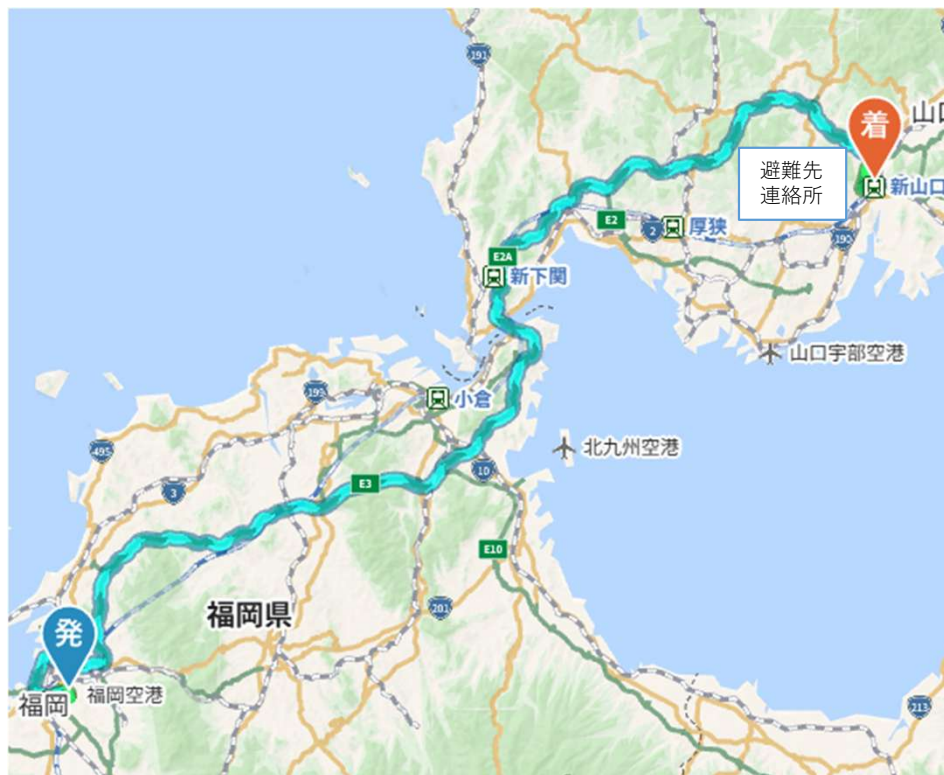
九州・山口各県の特定の地域に集中させるのではなく、分散して要配慮者を受入れる観点から、次のとおり設定した、受入空港・受入港からモデル検討対象地域に所在する受入施設までの搬送等について検討を行う。

福岡空港・鹿児島港 → 山口県山口市

※今回行ったパターン別のモデル検討は今後、医療関係者等との調整等により内容は変わり得る

代表事例	搬送手段
<p><b>【独歩 1 A】 ⇒50代男性、在宅酸素（酸素ボンベ携行）</b>            世帯状況：単独世帯障害等級：身体障害(呼吸器機能障害) 3            ADL：自立。長距離の階段や坂道の昇降困難。            カニューレによる酸素投与            要介護認定：なし</p> <p>障害等級：身体障害（呼吸器機能障害） 3 級            疾病情報：COPD（慢性閉塞性肺疾患）、            キャリーによる酸素ボンベ携行            （酸素流量 2 L/分）</p>	航空機

■ 【経路図】 福岡空港～新山口駅



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 宿泊施設での受け入れを想定
- ・ 酸素業者（ボンベの予備）との調整や医療機関（通院先）等の調整

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 避難先連絡所 → 宿泊施設  
 ※福岡空港及び避難先連絡所での医師等による診察

■ 【想定する搬送（輸送）手段】

- ・ 福岡空港 から 避難先連絡所まで新幹線等公共交通機関  
 避難先連絡所から宿泊施設まで貸し切りバス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	ME	介護士	介助者	家族
	-	-	-	-	-	-

代表事例	搬送手段
<p><b>【独歩1B】⇒20代女性、妊婦（32・35週目・出産予定日2か月前）</b>            世帯状況：配偶者（20代、健常）、息子（3歳、健常）と同居 障害等級：なし            ADL：自立。激しい動作困難 疾病情報：なし            要介護認定：なし</p>	航空機

■ 【経路図】 福岡空港～新山口駅



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 宿泊施設での受け入れを想定
- ・ 産科医療機関との調整（分娩受け入れ及び通院先）

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 避難先連絡所 → 宿泊施設
- ※福岡空港及び避難先連絡所での医師等による診察

■ 【想定する搬送（輸送）手段】

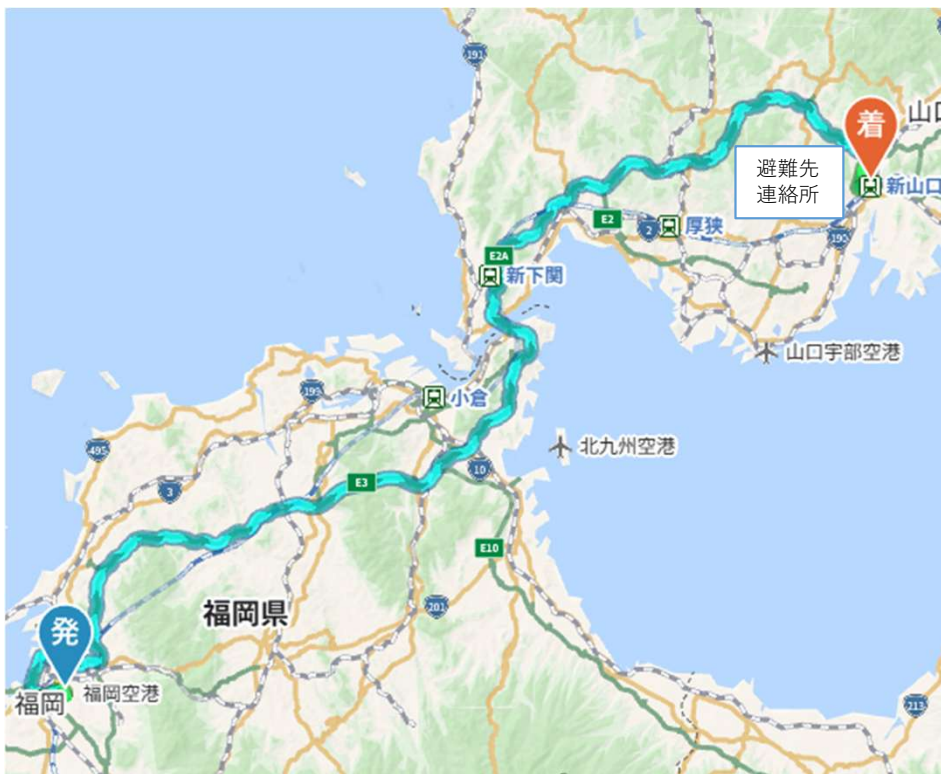
- ・ 福岡空港 から 避難先連絡所まで新幹線等公共交通機関
- 避難先連絡所から宿泊施設まで貸し切りバス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	ME	介護士	介助者	家族
	-	-	-	-	-	○

代表事例	搬送手段
<p><b>【独歩 1c】</b> ⇒40代女性、在宅、腹膜透析            世帯状況：配偶者（40代、健常）、娘（11歳、健常） 障害等級：身体障害2級（腎機能障害）            ADL：自立 疾病情報：慢性腎臓病            要介護認定：なし</p>	航空機

■ 【経路図】 福岡空港～新山口駅



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 宿泊施設での受け入れを想定
- ・ 透析（通院）医療機関との調整、移動時に係る透析の有無

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 避難先連絡所 → 宿泊施設
- ※福岡空港及び避難先連絡所での医師等による診察

■ 【想定する搬送（輸送）手段】

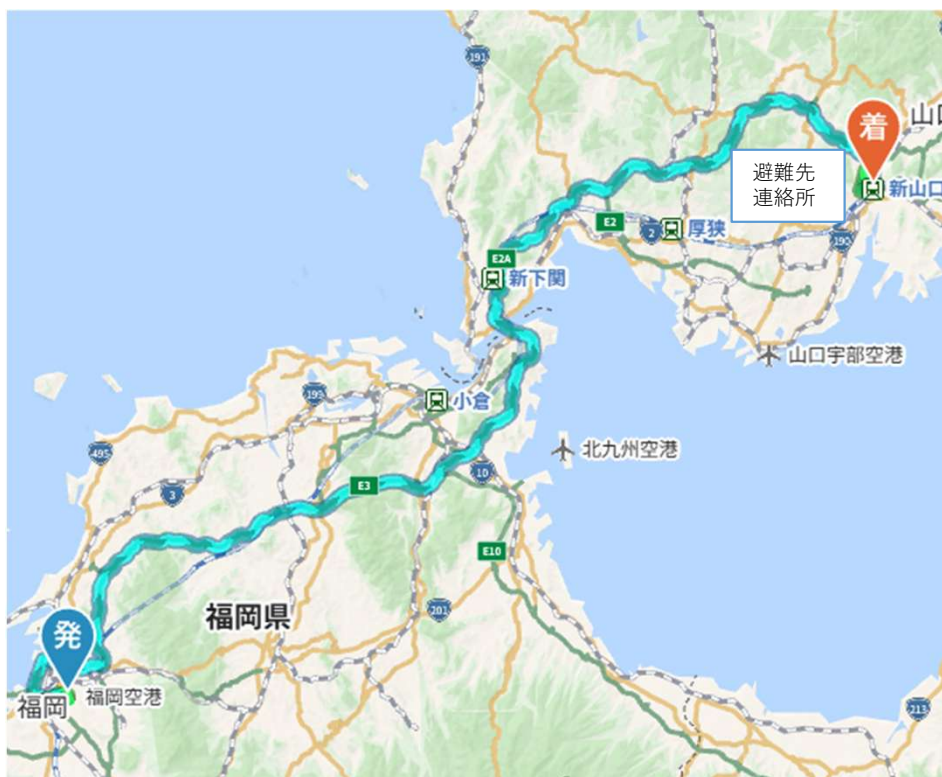
- ・ 福岡空港 から 避難先連絡所まで新幹線等公共交通機関
- 避難先連絡所から宿泊施設まで貸し切りバス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	ME	介護士	介助者	家族
	-	-	-	-	-	○

代表事例	搬送手段
<p><b>【独歩2A】⇒30代女性、妊婦（37週目・出産予定日3週間前）</b>  世帯状況：配偶者（30代、健常）と同居。  ADL：基本的に自立。激しい動作困難。  要介護認定：なし</p> <p>障害等級：なし  疾病情報：なし</p>	航空機

■ 【経路図】 福岡空港～新山口駅



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 宿泊施設での受け入れを想定
- ・ 産科医療機関との調整（分娩受け入れ及び通院先）

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 避難先連絡所 → 宿泊施設
- ※福岡空港及び避難先連絡所での医師等による診察

■ 【想定する搬送（輸送）手段】

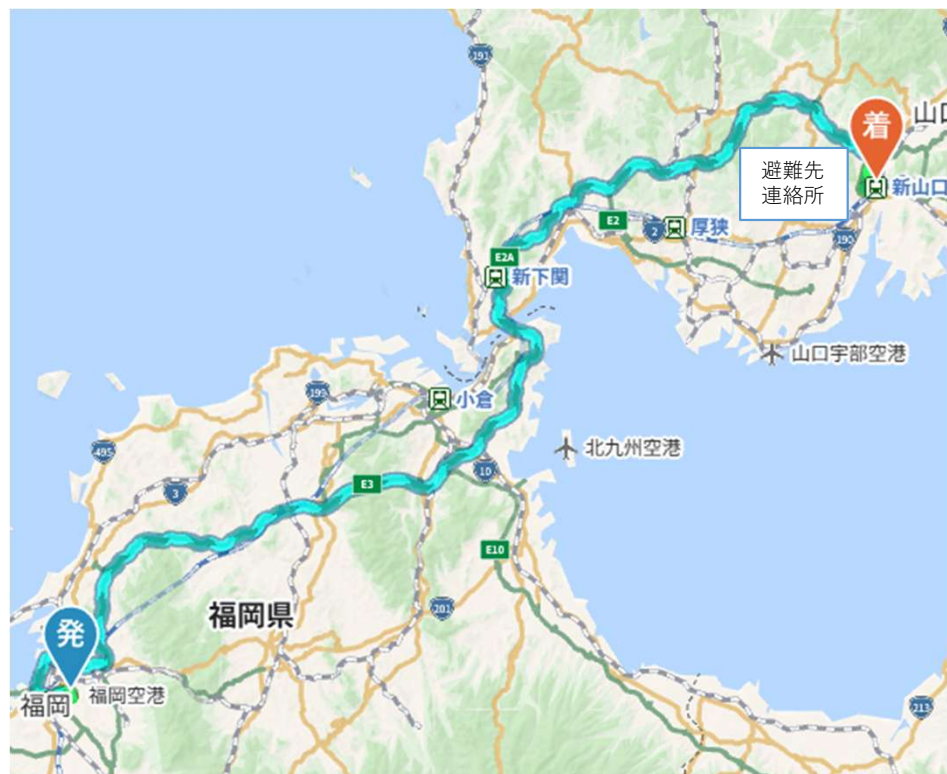
- ・ 福岡空港 から 避難先連絡所まで新幹線等公共交通機関
- 避難先連絡所から宿泊施設まで貸し切りバス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	ME	介護士	介助者	家族
	-	-	-	-	-	○

代表事例	搬送手段
<p><b>【独歩 2 B】 ⇒30代女性、統合失調症</b>            世帯状況：両親（双方とも60代、健常）と同居。            ADL：自立。家族の付添があれば外出可能。            要介護認定：なし</p> <p>障害等級：精神障害 3 級            疾病情報：統合失調症にて外来通院中。症状は安定。</p>	航空機

■ 【経路図】 福岡空港～新山口駅



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 宿泊施設での受け入れを想定（環境の変化に伴う病状悪化等により施設・医療機関等受け入れ先の調整も検討）
- ・ 精神科医療機関(通院先)との調整、服薬状況の確認

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 避難先連絡所 → 宿泊施設  
 ※福岡空港及び避難先連絡所での医師等による診察

■ 【想定する搬送（輸送）手段】

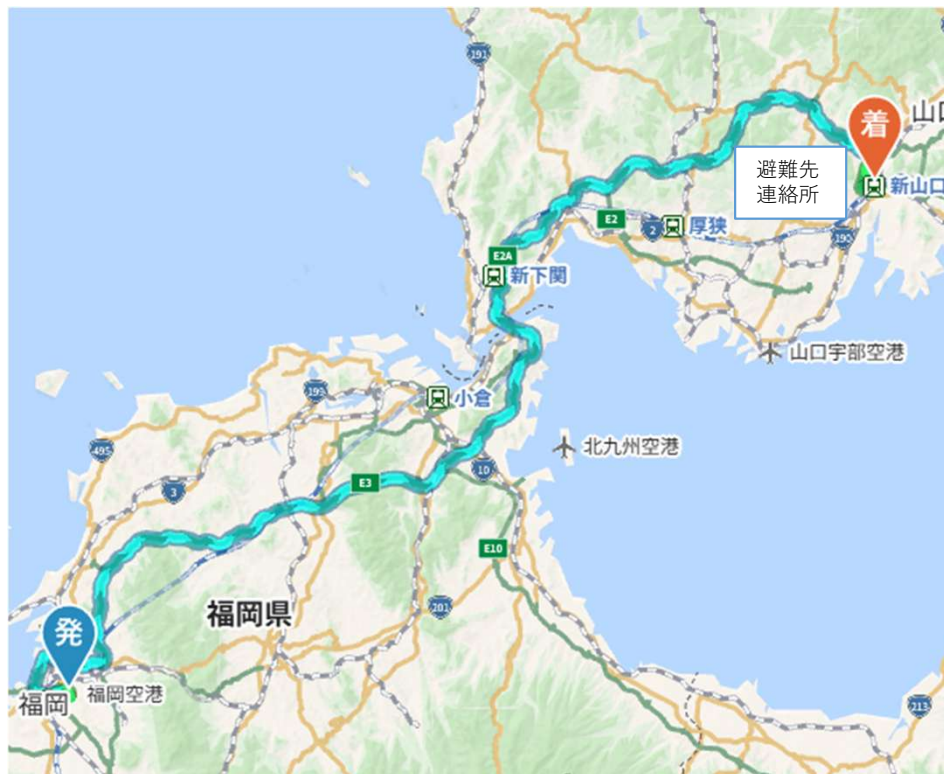
- ・ 福岡空港 から 避難先連絡所まで新幹線等公共交通機関  
 避難先連絡所から宿泊施設まで貸し切りバス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	ME	介護士	介助者	家族
	-	-	-	-	-	○

代表事例		搬送手段
<b>【独歩 2c】⇒80代女性、要介護 1、認知症、4 点杖使用</b> 世帯状況：息子（50代、健常）と同居。 ADL：概ね自立。長距離の階段・坂道の昇降困難。 要介護認定：要介護 1（障害高齢者の日常生活自立度：A1、認知症高齢者の日常生活自立度：I）	障害等級：なし 疾病情報：認知症（軽度）	航空機

■ 【経路図】 福岡空港～新山口駅



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 宿泊施設での受入れを想定（転倒等防止のため移動負担の少ない低階層部屋や段差が少ない部屋等の環境を配慮）
- ・ 医療機関（通院先）との調整

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 避難先連絡所 → 宿泊施設
- ※福岡空港及び避難先連絡所での医師等による診察

■ 【想定する搬送（輸送）手段】

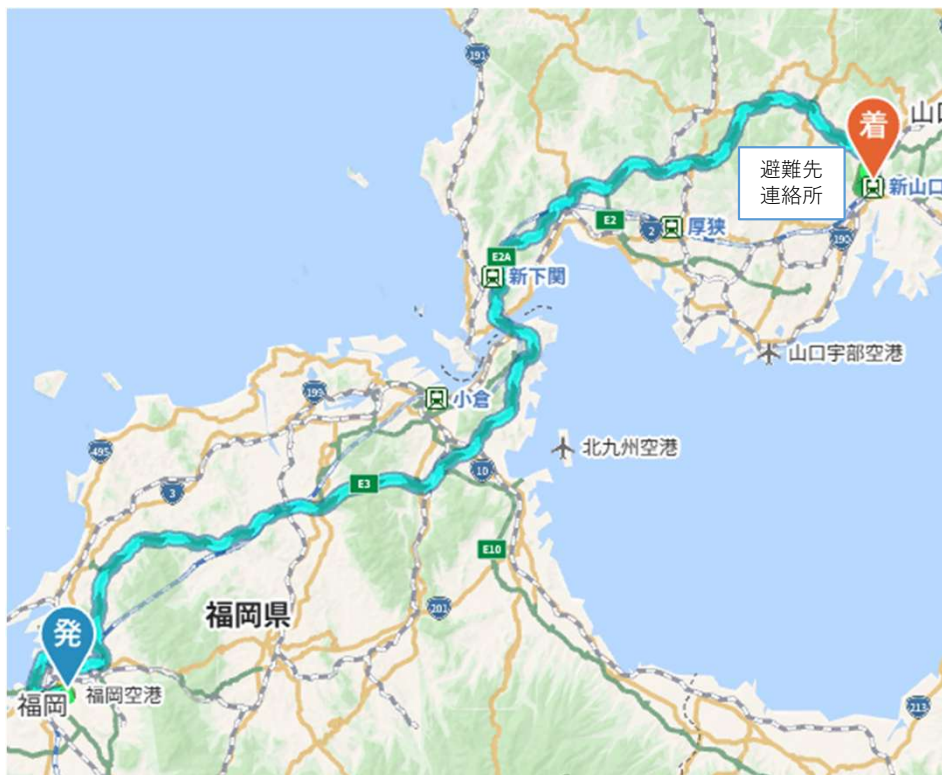
- ・ 福岡空港 から 避難先連絡所まで新幹線等公共交通機関
- 避難先連絡所から宿泊施設まで貸し切りバス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
	-	-	-	-	-	○

代表事例	搬送手段
<p><b>【護送 1 A】⇒30代女性、両下肢切断、車いす（電動・個人用）</b>            世帯状況：独居。            ADL：歩行以外は基本的に自立。            要介護認定：なし</p> <p>障害等級：身体障害（肢体）1級            疾病情報：交通外傷による両下肢切断</p>	航空機

■ 【経路図】 福岡空港～新山口駅



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 宿泊施設での受け入れを想定  
手すり等バリアフリー対応可能な部屋を調整する

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 避難先連絡所 → 宿泊施設  
※福岡空港及び避難先連絡所での医師等による診察

■ 【想定する搬送（輸送）手段】

- ・ 福岡空港 から 避難先連絡所まで新幹線等公共交通機関  
避難先連絡所から宿泊施設まで貸し切りバス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
行政職員等見守り等の介助者（交通機関等への移乗（動）時	-	-	-	-	○	-

## 代表事例

搬送手段

### 【護送1B】⇒70代女性、要介護2、歩行器（レンタル）

世帯状況：介護老人保健施設入所中。配偶者（80代、要介護1、基本的には自立）が自宅在住。

ADL：立ち上がり・歩行については一部介助必要。歩行器を使用して移動。

要介護認定：要介護2（障害高齢者の日常生活自立度：A2、認知症高齢者の日常生活自立度：自立）

障害等級：なし

疾病情報：大腿骨頸部骨折術後（3ヶ月前）

航空機

### ■【経路図】 福岡空港～山口市

### ■【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・避難前の生活状況と同等に介護老人保健施設への入所を優先的に検討する。
- ※医師の診察時の判断により受入れ困難な場合も想定

### ■【想定する経路】

- ・福岡空港 → 介護老人保健施設
- ※福岡空港での医師等による診察（健康状態の確認）

### ■【想定する搬送（輸送）手段】

- ・福岡空港から介護老人保健施設まで福祉車両

### ■【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
行政職員等見守り等の介助者（転倒防止等）	-	-	-	-	○	○



## 代表事例

## 搬送手段

### 【護送1c】⇒80代男性、要介護3、認知症、車いす（自走式・個人用）

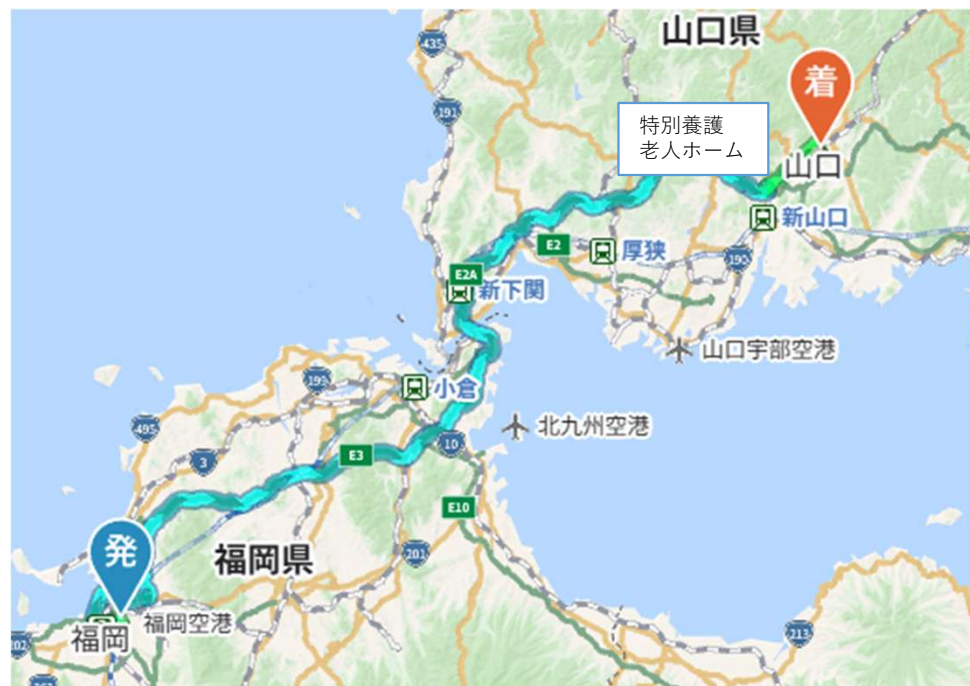
世帯状況：特別養護老人ホーム入所中。息子（50代、健常）が自宅在住。障害等級：精神障害3級（認知症）

ADL：立ち上がり、歩行は自力不可。車いす移乗・移動は介助必要。疾病情報：認知症

要介護認定：要介護3（障害高齢者の日常生活自立度：B2、認知症高齢者の日常生活自立度：Ⅲa）

航空機

### ■【経路図】 福岡空港～山口市



### ■【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・避難前の生活状況と同等に特別養護老人ホーム等施設
- ※医師の診察時の判断により受入れ困難な場合も想定

### ■【想定する経路】

- ・福岡空港 → 特別養護老人ホーム
- ※福岡空港での医師等による診察（健康状態の確認）

### ■【想定する搬送（輸送）手段】

- ・福岡空港から特別養護老人ホームまで福祉車両

### ■【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
常時移動・移乗時の介助が必要である	-	-	-	○	-	○

## 代表事例

搬送手段

### 【護送2A】⇒80代女性、要介護4、車いす（自走式・レンタル）、酸素療法

世帯状況：特別養護老人ホーム入所中。配偶者（80代、健常）及び娘（40代、健常）が自宅在住。

ADL：立ち上がり、車いす移乗・移動及び日常生活は全般的に介助必要、カニューレによる酸素投与

疾病情報：慢性心不全（在宅酸素、服薬管理）車いすに酸素ボンベ搭載し携行（酸素流量3L/分）

要介護認定：要介護4（障害高齢者の日常生活自立度：B2、認知症高齢者の日常生活自立度：自立）障害等級：身体障害（呼吸器機能障害）3級

航空機

### ■【経路図】 福岡空港～山口市



### ■【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・避難前の生活状況と同等に特別養護老人ホームへの入所を優先的に検討する。
- ※医師の診察時の判断により受入れ困難な場合も想定

### ■【想定する経路】

- ・福岡空港 → 特別養護老人ホーム
- ※福岡空港での医師等による診察（健康状態の確認）

### ■【想定する搬送（輸送）手段】

- ・福岡空港 から特別養護老人ホームまで福祉車両

### ■【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
長時間移動での急変や酸素吸入等の医療管理、移動等の介助のため看護師が望ましい	-	○	-	-	-	○

## 代表事例

搬送手段

### 【護送2B】⇒80代女性、認知症

世帯状況：医療機関入院中。入院前は息子（50代、健常）と同居。

障害等級：精神障害1級

ADL：立ち上がり、車いす移乗・移動及び日常生活は全般的に介助必要。 疾病情報：認知症（重度）

要介護認定：要介護4（障害高齢者の日常生活自立度：B2、認知症高齢者の日常生活自立度：M）

航空機

### ■【経路図】 福岡空港～山口市



### ■【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・避難前の生活状況と同等に医療機関への入院を優先的に検討
- ※医師の診察時の判断により受入れ困難な場合も想定

### ■【想定する経路】

- ・福岡空港 → 医療機関
- ※福岡空港での医師等による診察（健康状態の確認）

### ■【想定する搬送（輸送）手段】

- ・福岡空港から医療機関まで民間救急車（調整可能時）  
または福祉車両

### ■【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
常時移動・移乗時の介助が必要である	-	-	-	○	-	○

## 代表事例

## 搬送手段

### 【護送2C】⇒70代男性、誤嚥性肺炎、入院中、点滴治療、車椅子

世帯状況：医療機関入院中。入院前は息子（30代、健常）と同居。 障害等級：なし 要介護認定：なし

ADL：もともと自立。現在は入院後の廃用により立ち上がり、歩行は自力不可。車いす移乗・移動は介助必要。座位保持可能。

疾病情報：入院5日目。誤嚥性肺炎に対して点滴抗菌薬投与中。絶食中。酸素1L/分投与中

船舶  
または  
個別航空機

### ■【経路図】 福岡空港～山口市



### ■【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・医療機関

### ■【想定する経路】

- ・福岡空港 → 医療機関
- ・鹿児島港 → 医療機関
- ※福岡空港または鹿児島港での医師による診察（健康状態の確認）
- ※搬送の可否の判断により受入れ困難な場合も想定

### ■【想定する搬送（輸送）手段】

- ・福岡空港または鹿児島港から医療機関まで救急車

### ■【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
長時間移動での急変や点滴・酸素吸入等の医療管理が必要のため看護師が望ましい	-	○	-	-	-	○

## 代表事例

搬送手段

### 【担送 1 A】⇒70代女性、要介護 4、血液透析、脳梗塞の既往（後遺症：右半身麻痺）

世帯状況：配偶者（70代、健常）と同居。

障害等級：身体障害 2 級（腎機能障害）

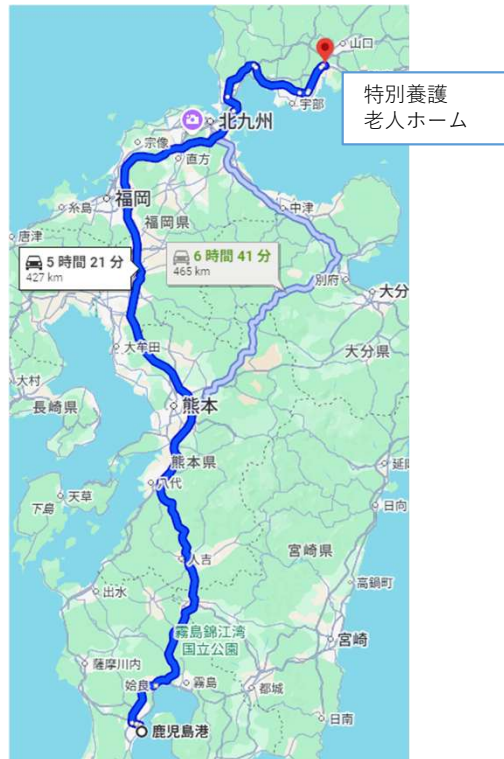
ADL：寝たきり、日常生活全般の介助が必要。

疾病情報：慢性腎臓病（血液透析、送迎が必要）

要介護認定：要介護認定 4（障害高齢者の生活自立度：c1、認知症高齢者の日常生活自立度：自立）

船舶

### ■ 【経路図】 鹿児島港～山口市



### ■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 避難前の生活状況と同等に特別養護老人ホームでの受け入れを想定
- ・ 透析（通院）医療機関の調整、移動時に係る透析の有無

### ■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島港 → 避難先連絡所 → 特別養護老人ホーム
- ※鹿児島空港または避難先連絡所での医師による診察

### ■ 【想定する搬送（輸送）手段】

- ・ 鹿児島港から避難先連絡所まで福祉車両
- ・ 避難先連絡所から特別養護老人ホームまで福祉車両

### ■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
日常生活全般の介助が必要であるため介護士が望ましい。	-	-	-	○	-	○

## 代表事例

搬送手段

### 【担送1B】⇒90代男性、要介護5、寝たきり、認知症

世帯状況：特別養護老人ホーム入所中。息子（70代、健常）が自宅在住。

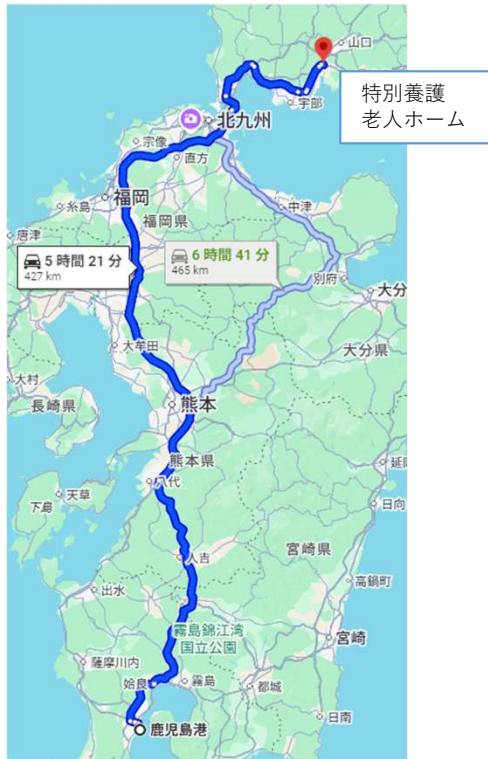
ADL：寝たきり、日常生活全般の介助が必要、褥瘡の処置が必要。

要介護認定：要介護5（障害高齢者の生活自立度：C2、認知症高齢者の日常生活自立度：Ⅳ）

障害等級：精神障害2級（認知症） 疾病情報：認知症

船舶

### ■【経路図】 鹿児島港～山口市



### ■【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・避難前の生活状況と同等に特別養護老人ホーム等施設入所
- ※医師の診察時の判断により受入れ困難な場合も想定

### ■【想定する経路】

- ・鹿児島港→避難先連絡所→特別養護老人ホーム
- ※鹿児島空港または避難先連絡所での医師による診察

### ■【想定する搬送（輸送）手段】

- ・鹿児島港から避難先連絡所まで福祉車両
- ・避難先連絡所から特別養護老人ホームまで福祉車両

### ■【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	ME	介護士	介助者	家族
寝たきりにより日常生活全般の介助が必要であるため介護士が望ましい。	-	-	-	○	-	○

代表事例

搬送手段

【担送1 C】⇒80代女性、要介護5、寝たきり、認知症

世帯状況：特別養護老人ホーム入所中。家族なし。

ADL：寝たきり、日常生活全般の介助が必要、胃瘻からの栄養投与・喀痰吸引が必要。

要介護認定：要介護5（障害高齢者の生活自立度：C2、認知症高齢者の日常生活自立度：Ⅳ）

障害等級：精神障害2級（認知症） 疾病情報：認知症

船舶

■【経路図】 鹿児島港～山口市



■【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・避難前の生活状況と同等に特別養護老人ホーム等施設入所
- ※医師の診察時の判断により受入れ困難な場合も想定

■【想定する経路】

- ・鹿児島港→避難先連絡所→特別養護老人ホーム
- ※鹿児島空港または避難先連絡所での医師による診察

■【想定する搬送（輸送）手段】

- ・鹿児島港から避難先連絡所まで福祉車両
- ・避難先連絡所から特別養護老人ホームまで福祉車両

■【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
栄養投与及び喀痰吸引の医療管理や寝たきりにより日常生活全般の介助が必要であるため看護師または介護士が望ましい。	-	○	-	○	-	-

代表事例

搬送手段

【担送2A】⇒10代男性、脳性麻痺、在宅人工呼吸器（気管切開）、リクライニング車いす（自走式・個人用）

世帯状況：両親（双方40代、健常）と同居。 要介護認定：なし

ADL：寝たきり、日常生活全般の介助必要。リクライニング車いすでの移動可能だが、長時間の座位保持不可。

言語による意思疎通不可。胃瘻からの栄養投与・喀痰吸引が必要。

障害等級：身体障害（肢体不自由）1級、療育手帳A 疾病情報：脳性麻痺。在宅にて人工呼吸管理中（気管切開）

船舶

■【経路図】 鹿児島港～山口市



■【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 宿泊施設での受け入れを想定
- ・ 医療機関の調整、移動時に係る透析の有無
- ※医師の診察時の判断により受け入れ困難な場合も想定

■【想定する経路】

- ・ 鹿児島港→ 避難先連絡所 → 宿泊施設
- ※鹿児島港または避難先連絡所での医師による診察

■【想定する搬送（輸送）手段】

- ・ 鹿児島港から避難先連絡所まで福祉車両
- ・ 避難先連絡所から宿泊施設まで福祉車両

■【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	ME	介護士	介助者	家族
日常生活全般の介助が必要であるため介護士が望ましい。	-	-	-	○	-	○

## 代表事例

搬送手段

### 【担送2B】⇒80代男性、誤嚥性肺炎、ストレッチャー搬送

世帯状況：医療機関入院中。入院前は特別養護老人ホーム入所。家族なし。

ADL：寝たきり、日常生活全般の介助が必要。 障害等級：なし

要介護認定：要介護5（障害高齢者の生活自立度：C2、認知症高齢者の日常生活自立度：Ⅳ）

疾病情報：入院3日目。誤嚥性肺炎に対して点滴抗菌薬投与中。鼻カニューレより酸素投与中（2L/分）。絶食中。

船舶

### ■【経路図】 鹿児島港～山口市



### ■【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・医療機関入院を想定
- ※医師の診察時の判断により受入れ困難な場合も想定

### ■【想定する経路】

- ・鹿児島港→医療機関
- ※鹿児島港での医師による診察

### ■【想定する搬送（輸送）手段】

- ・鹿児島港から医療機関まで民間救急車（調整可能時）  
または福祉車両

### ■【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
点滴や酸素投与等の医療管理が必要なため看護師が望ましい。	-	○	-	-	-	-

### (3)避難先連絡所・ホテル旅館における要配慮者への配慮や支援

#### 避難先連絡所

初期的な計画(令和6年度検討)において、健常者を想定した避難先連絡所の運営や機能等について検討を行ったところ、要配慮者が避難先連絡所を利用することも想定して、必要な配慮や支援について、次のとおり検討を行った。

※代表的な事例での検討において、避難先連絡所を経由する要配慮者は、要配慮者の属性として在宅の方の中でも、受入施設が社会福祉施設等ではなく宿泊施設となる方を想定している。

#### ■個別ニーズの把握

避難住民が避難先連絡所に到着した際に行う受付時に、医療管理の要否等現在の体調確認とともに、医療福祉関係情報の確認及び車いす等移動方法や介助等のニーズの把握を行う。

#### ■避難先連絡所内での配慮

温度管理がなされている部屋やスペースに案内することや、トイレが利用しやすいような場所の確保などを行う。医療管理を要するよう配慮者が含まれることから、医療従事者が常駐する救護所等の設置が必要。

#### ■介助等の支援

避難先連絡所内の移動時の介助等を行い、必要に応じて車いす等の利用を促したり、行政職員等が個別に誘導を行う。必要時、福祉関係職員の支援が得られる体制が必要。

### (3)避難先連絡所・ホテル旅館における要配慮者への配慮や支援

#### 宿泊施設

初期的な計画(令和6年度検討)において、避難住民に対する収容施設の供与として、宿泊施設の確保や調整要領の作成、宿泊施設への避難住民の割振り案に係る検討を行ったところ、高齢者や妊婦等の要配慮者が宿泊施設を利用することも想定して、必要な配慮や支援について、次のとおり検討を行った。

※代表的な事例での検討において、受入施設が宿泊施設となる要配慮者は、要配慮者の属性としては在宅の方であり、避難先連絡所を経由の上、社会福祉施設等ではなく宿泊施設に避難となる方を想定している。

#### 生活援助や介助等の支援

- ・宿泊施設で受け入れた要配慮者に対して、関係機関やボランティア等の協力を得た上で、必要に応じて、食事や洗濯などの身の回りのサポートを行う。
- ・要配慮者の病状等に応じた医療管理が受けられる体制が必要。

#### 移動手段の確保

- ・身寄りのない高齢者や車いすを使用する障害者への対応等、移動手段の確保が困難な方のために、介護タクシー等の手配を行う。

# 抽出した論点や課題等について

本作業部会における検討内容について、検討を進める中で抽出した論点や課題等を検討項目ごとに次のとおり整理した。

## ○論点や課題等の整理

No.	検討項目	意見
1-2	(1)搬送手段や受入施設の決定のために最低限必要となる情報の整理	沖縄県側の負担軽減のため、必要な情報は各受入県で統一されていることが望ましい。
2-1	(1)山口県内に所在する社会福祉施設等の把握	施設に空きがあったとしても、対応する職員が不足することが予想される。災害時と同様、全国から福祉職員の応援を募る仕組みが必要。

## ○次年度の検討に向けた課題等の解決策等の整理

No.	次年度の検討に向けた課題等	課題の解決策や調整・手続に係る改善策
1	主に重症者について、山口県までの移動による身体的な負担が大きいことが懸念される。	厚生労働省研究班との連携等により、山口県までの移動に係る実現可能性を精査していく。

# 中長期の収容施設の 提供に関する検討

令和7年度中間整理  
山口県

## 1. 中長期の収容施設の提供に関する基本的考え方

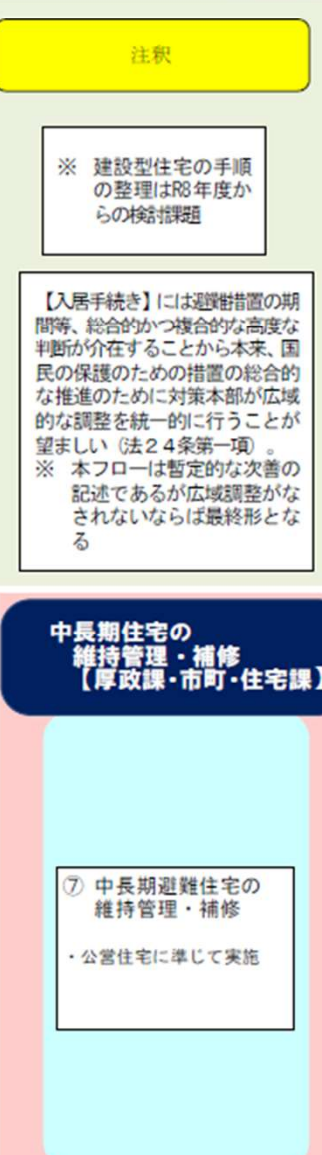
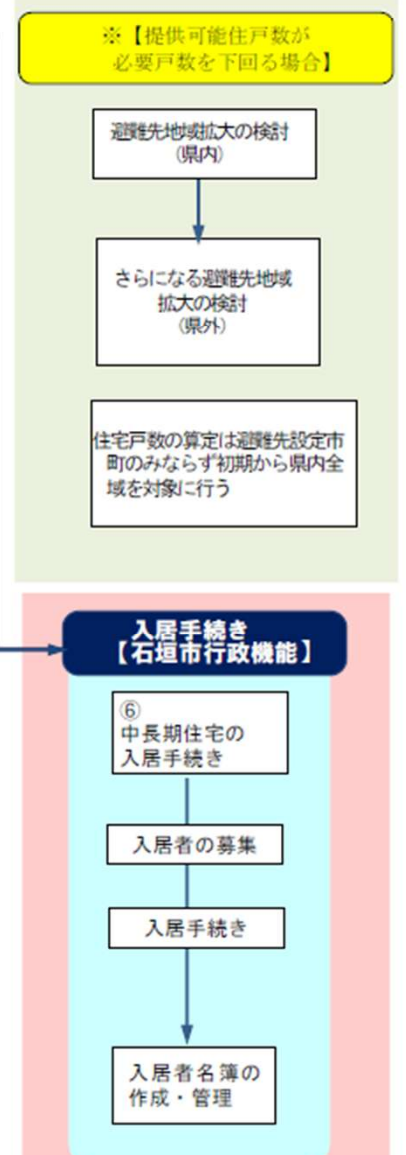
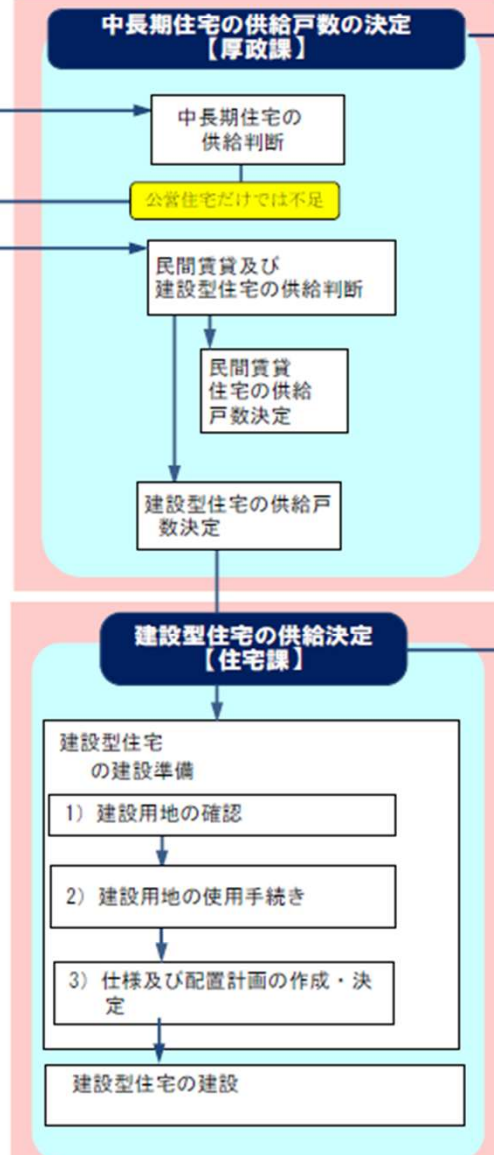
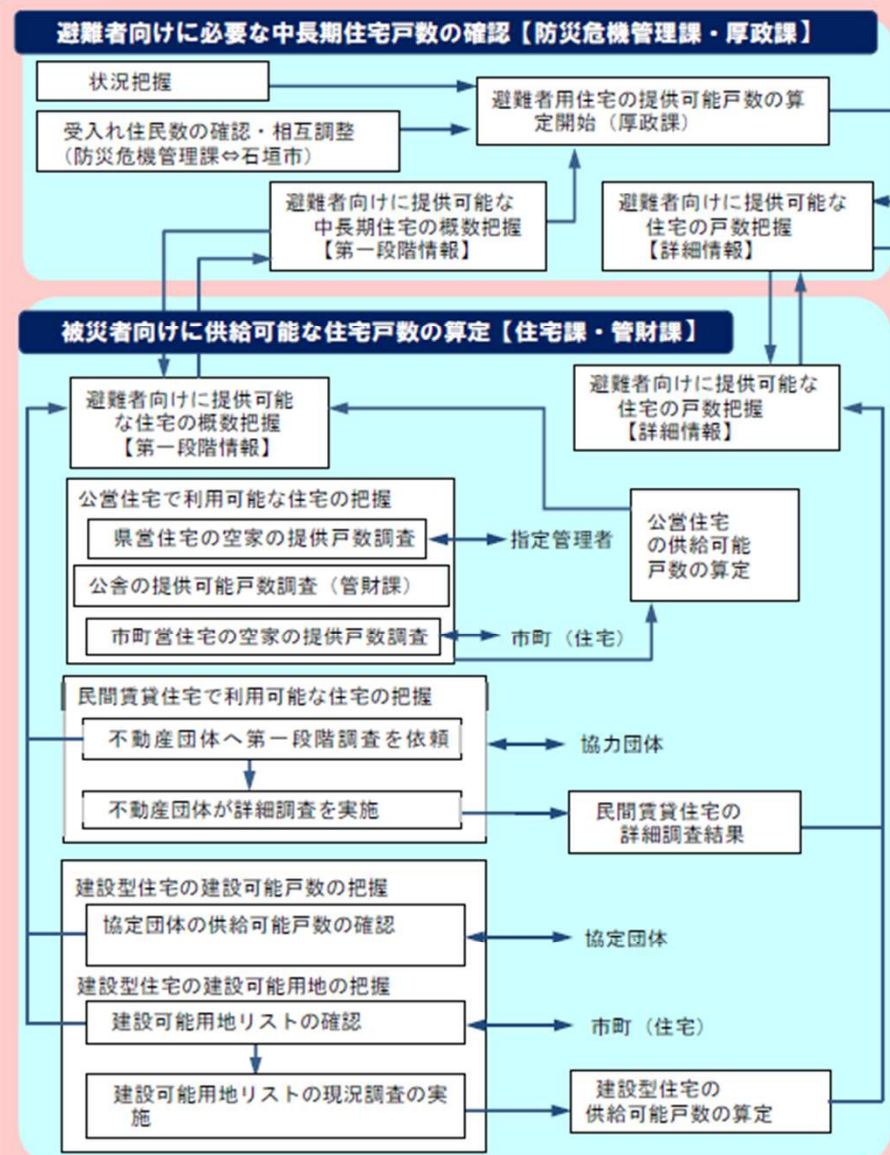
- 避難後における中長期の収容施設の提供のために必要な調整や手続等について整理。
- これまでの自然災害時の対応等を参考にしつつ、関係者が協力して検討。
- 検討においては、各対応の効率化、早期入居に向けた工夫、避難住民との連絡調整方法や住民情報の収集・整理方法等について配慮する。
- 本検討は、『山口県災害時の被災者向け住宅確保マニュアル』に基づいて行う。

## 2. 前提事項

- 避難先と設定されている、九州・山口各県は、平時の社会経済活動等が営まれているものとする。
- 令和7年度は、賃貸型応急住宅、公的住宅の供与について検討を行うこととし、建設型応急住宅は次年度に検討予定。
- 本検討内では、避難住民等の収容施設として、公営住宅や国家公務員宿舎等の公的住宅の空き住戸を活用可能。  
なお、活用において国土交通大臣の承認を必要としない。
- 中長期収容施設への入居（募集等の手続きも含む）から退去までの一連の流れにおいて、県や市町村、関連団体等の関係者が行う対応内容について検討し、役割分担や調整手順、それらの課題等の整理を行った。
- 上記の整理にあたっては、初期的な計画で検討した受入れ市町村の中から検討対象地域を選定し、検討を行う。
- 賃貸型応急住宅の供与については、まず一般世帯を対象に、行政等が相談対応により補助しながら住民が物件選定する方式を基本として検討を行い、課題や留意点等を整理。
- 要配慮世帯（高齢者等のバリアフリー配慮等が必要な世帯）については、「要配慮者の受入れ調整に関する作業部会」での検討内容を踏まえて、政府から検討方針が改めて提示される次年度以降に検討・整理。
- コミュニティの配慮については、可能な限り地区等で同一地域とするため、初期的な宿泊施設への避難者数が中長期住宅においても同一地域内（市町）でカバーできるよう、可能な限り初期の割当てから考慮する。

# 先島避難住民の受入れ訓練に係る中長期住宅確保に関するフロー

国・県対策本部設置～		初日	事態緊迫期	事態認定前	～武力攻撃予測事態認定	避難開始後～	認定後約 20 日まで	避難開始後 30 日目安	避難開始後 30 日以降
業務	公営住宅	業務開始	受入れ人数・地域・輸送計画等総合調整	供給可能数算定	供給判断	(入居手続き開始)	(入居手続き完了)	(中長期住宅滞在)	
	民間賃貸				供給判断	(入居手続き開始)	(入居手続き完了)	(中長期住宅滞在)	
	建設型住宅				供給判断	(入居手続き開始)	(入居手続き完了)	(建設・完成後速やかに移行)	



## モデル検討の対象となる受入れ地域の選定

○「初期的な計画」で検討した受入れ先市町村の中から、モデル検討の対象となる受入れ地域として、山口市を選定する。

◎モデル検討の対象となる受入れ地域：山口市

※「初期的な計画」における避難元市町村：石垣市（白保地区）

○モデル検討の対象とする避難住民の世帯人数等は、以下の通り

石垣市・白保地区の世帯構成								計
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	
世帯数	364	214	83	52	32	18	8	771
世帯人数	364	428	249	208	160	108	56	1,573

# 中長期の収容施設の提供に関する検討方針

## モデル検討の対象となる受入れ地域の選定（関係者の整理）

○受入れ地域における中長期の収容施設の提供に関する担当部署・役割は以下の通り。

担当部署	役割
山口県防災危機管理課	県国民保護対策本部（全体総合調整）
山口県厚政課	避難住民の中長期収容に係る収容可能数、分配の総合調整
山口県監理課	土木建築部の総合調整 関係出先機関との連絡調整
山口県管財課	県公務員住宅に係る調整
山口県住宅課	被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関すること
山口市防災危機管理課	市対策本部
山口市住宅課	被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関すること
石垣市行政機能	避難住民の相談受付及び入居手続き (今後、対策本部により広域的な事務手続きの取り扱いがなされる場合は外れる可能性もあり)

# ◇モデル検討【賃貸型応急住宅】 記載例・イメージ等

## 【検討項目 1 : 契約方式・賃料等の設定】

### ○賃貸型応急住宅の契約方式・賃料等について

契約方式	定期建物賃貸借契約
契約者	3者間契約
間取り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1～2人世帯：1K、1DK、2DK</li> <li>・3～4人世帯：3DK（2LDK）</li> <li>・5人以上世帯：4DK（3LDK）</li> </ul>
賃料の限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1～2人世帯：60,000円</li> <li>・3～4人世帯：70,000円</li> <li>・5人以上世帯：90,000円</li> </ul>
共益費（管理費）	支払者：県（国庫負担）
敷金	支払者：県（国庫負担）
礼金	支払者：県（国庫負担）
仲介手数料	支払者：県（国庫負担）
損害保険	支払者：県（国庫負担）
光熱水費	負担者：入居者
耐震性	昭和56年6月1日以降に建設された住宅、もしくは耐震診断、耐震改修等により耐震性が確認できる住宅

## 【検討項目 2：供与可能数の把握方法】

### ○賃貸型応急住宅の供与可能数の調査方法について

- ①厚政課は防災危機管理課からの指示に基づき、住宅課へ対象地域の民間賃貸住宅の供給戸数の調査を依頼する。
  - ②住宅課は不動産団体へ第1段階調査を依頼（候補戸数を住宅課から厚政課へ報告する）  
※第1段階調査：候補戸数（空家情報の概数）
  - ③住宅課は不動産団体へ第2段階調査を依頼（候補戸数のうち、提供可能な戸数を調査し、厚政課へ報告する。）  
※第2段階調査：詳細調査（所有者の提供意思確認等）
- 受入れ予定人数に対して供与可能数が不足する場合、近隣市に拡大することもありうる。

## 【検討項目2：供与可能数の把握方法】

〈様式（第1次調査）応急借上げ住宅候補戸数報告書（例）〉

民間2号

(第1次調査)  
応急借上げ住宅候補戸数報告書

団 体 名

(令和 年 月 日現在)

市町名(地区名)	件 数			
	1DK	戸	1K	戸
市・町 ( 地区)	2DK	戸	2K	戸
	3DK以上	戸	その他	戸
	計			戸
	1DK	戸	1K	戸
市・町 ( 地区)	2DK	戸	2K	戸
	3DK以上	戸	その他	戸
	計			戸
	1DK	戸	1K	戸
市・町 ( 地区)	2DK	戸	2K	戸
	3DK以上	戸	その他	戸
	計			戸
	1DK	戸	1K	戸
市・町 ( 地区)	2DK	戸	2K	戸
	3DK以上	戸	その他	戸
	計			戸
	1DK	戸	1K	戸
市・町 ( 地区)	2DK	戸	2K	戸
	3DK以上	戸	その他	戸
	計			戸
	1DK	戸	1K	戸
市・町 ( 地区)	2DK	戸	2K	戸
	3DK以上	戸	その他	戸
	計			戸
	1DK	戸	1K	戸

# 中長期の収容施設の提供に係るモデル検討【賃貸型応急住宅】

## 【検討項目2：供与可能数の把握方法】

〈様式（第2次調査）応急借上げ住宅候補戸数報告書（例）〉

民間4号

(第2次調査)  
応急借上げ住宅提供可能戸数報告書

団 体 名

(令和 年 月 日現在)

市町名(地区名)	件 数			
市・町 (地区)	1DK	戸	1K	戸
	2DK	戸	2K	戸
	3DK以上	戸	その他	戸
	計			戸
市・町 (地区)	1DK	戸	1K	戸
	2DK	戸	2K	戸
	3DK以上	戸	その他	戸
	計			戸
市・町 (地区)	1DK	戸	1K	戸
	2DK	戸	2K	戸
	3DK以上	戸	その他	戸
	計			戸
市・町 (地区)	1DK	戸	1K	戸
	2DK	戸	2K	戸
	3DK以上	戸	その他	戸
	計			戸
市・町 (地区)	1DK	戸	1K	戸
	2DK	戸	2K	戸
	3DK以上	戸	その他	戸
	計			戸
市・町 (地区)	1DK	戸	1K	戸
	2DK	戸	2K	戸
	3DK以上	戸	その他	戸
	計			戸

〈様式（第2次調査）応急借上げ住宅候補戸数報告書（詳細）（例）〉

民間5号

応急借上げ住宅提供可能戸数報告書（詳細）  
(第2次調査)

団 体 名

(令和 年 月 日現在)

住宅番号	所在地	住宅の名称等	全戸数	空き家戸数	間取等	階	EI有無	規模(m <sup>2</sup> ) 室番号等	その他一時提供条件	管理者・連絡先等
○	〇〇〇1-2-3	〇〇アパート	20戸	1戸	1DK	4階	有	1DK 120 m <sup>2</sup> ・101号室 家賃：月 30,000 円 敷金：60,000 円 礼金：30,000 円	(例示) ・駐車場 2台 (無料) ・犬不可 ・ピアノ不可	所〇〇不動産 担当：〇〇 〇〇 TEL：083-000-000 FAX：083-000-001 J-87 <sup>+</sup> 1x 0000000a.jp
					2DK					
					3DK					
					1K					
					2K					
△	△△△7-8-9	△△ビル	15戸	2戸	1DK	5階	有	1DK 145 m <sup>2</sup> ・302号室 家賃：月 55,000 円 敷金：110,000 円 245 m <sup>2</sup> ・303号室 家賃：月 60,000 円 敷金：120,000 円		△△商事 担当：△△ △△ TEL：083-000-002 FAX：083-000-003 J-87 <sup>+</sup> 1x 0000001a.jp
					2DK					
					3DK					
					1K					
					2K					
戸			戸	1戸	1DK	階				担当： TEL： FAX： J-87 <sup>+</sup> 1x
					2DK					
					3DK					
					1K					
					2K					

## 【検討項目3：入居者の募集方法】

### ○募集内容について

〈募集チラシ（例）〉

#### 賃貸型応急住宅の提供について

避難された皆様に、県で借り上げた民間賃貸住宅を提供します。  
利用を希望される方は、各物件取扱業者にお申込みください。

#### ■ 民間賃貸住宅の条件

以下の（１）及び（２）の全てを満たす住宅です。

- （１）不動産関係団体があっせんした、別添物件リストに掲載された住宅
- （２）家賃が、以下の区分における世帯人員ごとに定める金額の範囲内である住宅

世帯人数	月額家賃限度額（円）	参考（間取りの目安）
1～2人	60,000	1K、1DK、2DK
3～4人	70,000	3DK（2LDK）
5人以上	90,000	4DK（3LDK）

#### ■ 費用負担

##### （１）県の負担

- ア 家賃は、別表に定める上限額とする。
- イ 仲介手数料は、家賃の0.5ヶ月相当分とする。
- ウ 損害保険料は、入居条件となっている範囲内とし、県が加入する。
- エ 退去修繕負担金は、応急借上げ住宅の明け渡し時における原状回復に要する費用として、家賃の2ヶ月相当分とする。

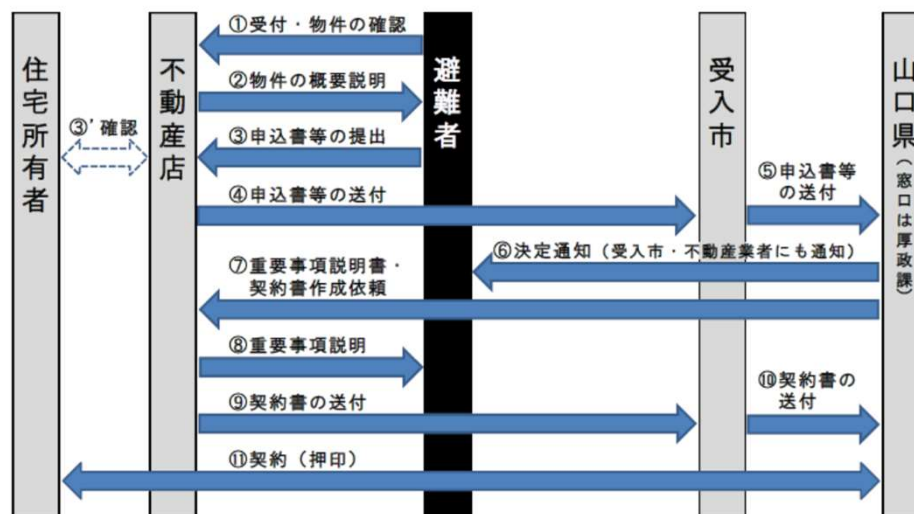
##### （２）市の負担

付帯設備（ガスコンロ又は照明器具）を新設する場合は、災害救助法に基づく生活必需品として、市が給与する。

##### （３）入居者の負担

- ア 光熱水費その他専用設備に係る使用料
- イ 駐車場使用料（家賃に含まれないもの）
- ウ 共益費（家賃に含まれないもの）
- エ 自治会費
- オ 入居者の故意または過失による損壊に対する修繕費用

#### ■ 手続きの流れ



#### 【手続きの流れ】

- ① 物件リストから希望の物件を選択し、取扱不動産店で受付をしてください。
- ② 不動産店から物件の概要説明を受けてください。
- ③ 申込書に記入し、提出してください。
- ④～⑦ 県及び受入市により申込書等を確認後、県が入居決定を行い、入居希望者に通知します。
- ⑧ 物件に関する重要事項説明を受けてください。
- ⑨～⑪ 県及び住宅所有者が押印した契約書を不動産店から受け取り、契約書に記入・押印したうえで、1部を不動産店に提出してください。

## 【検討項目3：入居者の募集方法】

### ○募集要項等の様式案について

- ▶ 「山口県災害時の被災者向け住宅確保マニュアル」に準ずる。

### ○周知方法について

- ・初期の滞在先となる宿泊施設のロビーなどに案内のチラシを設置
- ・山口県ホームページにて周知

## 【検討項目4：相談対応の方法】

- ➡ 避難元地域の行政機能として、避難先と避難元職員が連携して対応
  - ※ 避難住民が相談しやすいことを重視した調整
  - ※ 財政措置や次年度以降の行政機能の整理により、公営住宅とのマッチングも含めた委託も模索

## 【検討項目5：入居申し込み方法】

### ○受付方法について

- 避難住民は、入居希望物件を選定し、当該物件を取扱う不動産業者に連絡する。
- 不動産業者は、避難住民に物件の概要を説明し、入居申込書の提出を受ける。

## 【検討項目5：入居申し込み方法】

### ○入居申込書等の様式案について

#### 賃貸型応急住宅(申込書)

以下により、賃貸型応急住宅に決定するよう申込みます。

#### 申込者

フリガナ			
氏名	※世帯主名としてください。		
住所			
現在の居所	現在の居住地について、下記のいずれかに○をしてください。 ・避難所 ・ホテル旅館 ・その他( )		
	※避難所名、ホテル旅館名を記載してください。 ※親戚宅等に居住されている場合は、名前と住所等を記載してください。		
電話番号			
(携帯電話)			
申込者以外 (親族等)	フリガナ		
	氏名		
	電話番号		

※ 昼間に連絡が取れる番号をご記入ください。

#### 賃貸型応急住宅の状況

所在地			
住宅の名称・室名			
間取り	( ) ・ LDK ・ DK ・ K ・ ワンルーム	人数:	
建設時期	年 月	建設	
費用	家賃	月額	円 県負担 ※別表を上限とする
	駐車場使用料	月額	円 入居者負担 ※家賃に含まれないもの(2台目以降を含む)
	共益費	月額	円 入居者負担 ※家賃に含まれないもの
	自治会費	月額	円 入居者負担
	損害保険料	年額	円 県負担
	仲介手数料		円 県負担 ※資料0.55ヶ月分(消費税相当分を含む)
	退去時修繕費		円 県負担 ※家賃の2ヶ月分
	敷金・礼金		-

貸主			
仲介業者	担当者:		
	(〒 - )		
仲介業者住所・連絡先	(TEL: - - )		
仲介業者 所属団体			

団体受付番号

所属団体事務局で記入→

#### 入居予定者 (申込者本人分も記入してください。)

フリガナ 氏名	性別	続柄	年齢	備考
				(高齢者、障がい者、要介護等の特記事項など)

人数計 人

ペット  あり  なし

※ 「賃貸型応急住宅」とは、民間の賃貸アパートなどを山口県が借り上げ、提供する住宅です。家賃は無料ですが、家賃に含まれない駐車場代(2台目以降を含む)、新たに設置するエアコン費用、家賃に含まれない共益費、カーテン、自治会費、光熱水費などは入居者負担となります。

この申込書に記載の内容について事実に相違ありません。

※ この書類は、審査の申込書であり、契約書ではありません。ご注意ください。

※ 書類の訂正、審査結果、契約書作成、入居時期などは、

不動産業者からご連絡します。

年 月 日

氏名 印

## 【検討項目6：申し込み内容の確認方法】

### ○審査方法について

- 不動産業者で受け付けた入居申込書を受入市に送付する。
- 受入市は、入居申込書の形式的な審査を行った上で、県に送付する。
- 県は、審査チェックリストに基づき入居申込書の審査を行う。
- 県は、審査結果を避難住民（あわせて受入市、不動産業者）に通知する。

## 【検討項目6：申し込み内容の確認方法】

### ○審査チェックリスト、入居許可書等の様式案について

〈審査チェック項目（例）〉

- ・入居希望者は避難者リストに記載されているか
- ・申込書は全て記入されているか
- ・物件は対象要件に該当しているか（家賃・間取り等） 等

〈入居許可書様式（例）〉

賃貸住宅借上げ通知書

年 月 日

様

山口県知事 ○○ ○○

次の賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げます。

建物名称		部屋番号	
建物所在地			
家賃	月額	円（山口県の負担）	
仲介手数料		円（山口県の負担）	
損害保険料	1年当たり	円（山口県の負担）	
退去修繕負担費	1年当たり	円（山口県の負担）	

※ 付帯設備（ガスコンロ又は照明器具）を新設する場合は、国民保護法に基づく生活必需品として、市が給与しますので、受入市までお問合せください。

担当 土木建築部住宅課  
 (〒753-8501 山口市滝町 1-1)  
 電話 ○○○-○○○-○○○○  
 (担当者 ○○○ )

## 【検討項目7：契約・入居手続きの方法】

### ○必要書類について

- 入居申込書
- 同意書
- 誓約書
- 本人確認書類

### ○各書類の様式案について

- 同意書、誓約書について次ページに掲載

### ○個別世帯とのやり取りの方法について

- 各不動産業者窓口で対応

## 【検討項目7：契約・入居手続きの方法】

### ○各書類の様式案について

#### 同意書

山口県知事

〇〇 〇〇 様

##### 1. 暴力団員等に関する事項

私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員、暴力団準構成員、元暴力団構成員、元暴力団準構成員及び暴力団構成員等（以下「暴力団員等」という。）と取引のある者ではないことを誓約します。

また、私が暴力団員等であるか否かを県警本部に照会されることに同意します。

##### 2. 個人情報の取扱い

記載された個人情報について、被災者支援上他の行政機関等に提供されることに同意します。

##### 3. その他

申請内容が事実と相違することがあった場合や、照会の結果、同居するものが暴力団員等であった場合には、入居が無効となることを了知しています。また、入居や契約が無効となっても一切異議申し立ては致しません。

年 月 日

(入居者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

#### 誓約書

山口県知事  
〇〇 〇〇 様

私が、この度入居します、避難者向け賃貸型応急住宅につきましては、入居条件を遵守して使用し、定められた期限までに必ず退去いたします。

なお入居後、申請内容の不実及び入居条件違反等が判明した場合、原状回復し、直ちに退去します。

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

## 【検討項目 8：入居期間中の対応方法】

### ○家賃等の支払い方法について

- ▶ 原則として以下のように支払う。

初回支払分       ： 契約成立の翌月末まで

第2回支払分      ： 当月分を当月末まで

第3回以降支払分： 当月分を前月末まで

※ただし、4月分については当月末までに支払う。

### ○入居者の相談対応方法について

- ▶ 各不動産業者窓口で対応

## 【検討項目 9：退去手続きの方法】

### ○解約手続きの方法について

- 入居者は、賃貸型応急住宅を退去する場合は、退去の1か月前までに退去届を受入市に提出し、受入市は、その写しを県、仲介業者及び貸主に送付する。
- 入居者は、契約期間が終了する日までに、住宅を明け渡さなければならない。
- 鍵の受け渡しは、貸主又は仲介業者と入居者で行う。

### ○費用精算の対応方法について

- 入居者の故意過失による損壊がある場合を除き、入居者への退去時修繕費用の請求はしない。

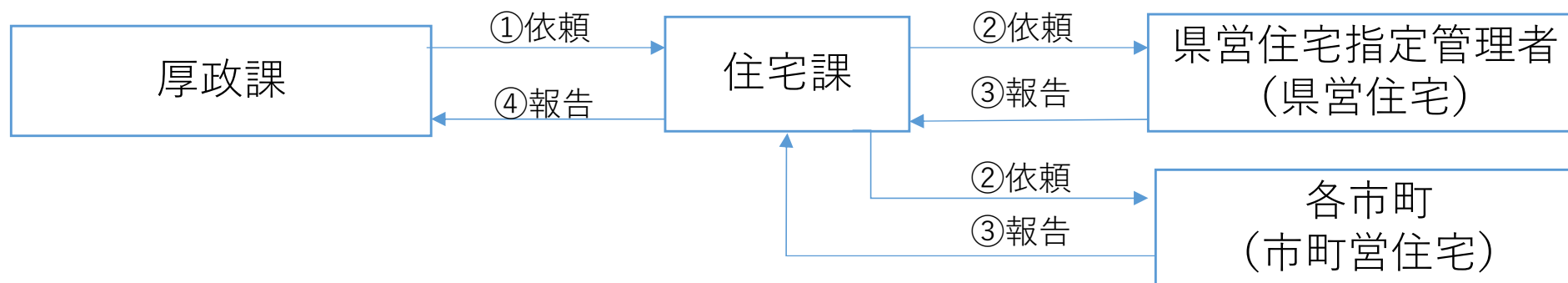
## 【課題】

- 世帯数（771世帯）が多く、行政職員のみでは審査に時間がかかるため、業者委託等の検討が必要。
- 申込、契約等に係る様式、必要書類等は各県で統一することが望ましい。
- 入居申請から退去まで一元的に管理できる統一的なシステムの構築がされることが望ましい。
- 相談内容については多岐に渡るため、国によりコールセンターを設置されることが望ましい。

## ◇モデル検討【公的住宅】

## 【検討項目 1 : 供与可能数・各戸情報の把握方法】

### ○公的住宅の供与可能数・各戸情報の調査方法について



- ①厚政課は防災危機管理課からの指示に基づき、住宅課へ対象地域の公的住宅の供与可能数を依頼
- ②住宅課は各市町及び県営住宅指定管理者へ公的住宅の受け入れ可能な戸数及び各戸情報を依頼
- ③各市町及び県営住宅指定管理者は依頼された情報を住宅課へ報告（様式：企画1号、住管1号）
- ④住宅課は各市町及び県営住宅指定管理者からの報告を取りまとめて厚政課へ報告（様式：企画2号）

※修繕費に係る国負担がないため、原則、修繕なしで使用可能な住戸に限る。

### ○供与可能な公的住宅の情報整理方法について

- 厚政課は、住宅課を通じて供与可能である空き住戸の情報を集約。

## 【検討項目1：供与可能数・各戸情報の把握方法】

### ○公的住宅の供与可能数・各戸情報の調査方法について（様式）

#### 〈企画1号〉

（企画 1号）

○ 市町営住宅で現在提供可能な住戸

（令和 年（ 年） 月 日現在） 単位：戸

	提供可能戸数	備考
下関市		
宇部市		
山口市		
萩市		
防府市		
下松市		
岩国市		
光市		
長門市		
柳井市		
美祿市		
周南市		
山陽小野田市		
周防大島町		
和木町		
上関町		
田布施町		
平生町		
阿武町		
合計	0	

#### 〈住管1号〉

（住管 1号）

○ 県営住宅で現在提供可能な住戸

（令和 年（ 年） 月 日現在） 単位：戸

	提供可能戸数	備考
下関市		
宇部市		
山口市		
萩市		
防府市		
下松市		
岩国市		
光市		
長門市		
柳井市		
美祿市		
周南市		
山陽小野田市		
合計	0	

## 【検討項目1：供与可能数・各戸情報の把握方法】

### ○公的住宅の供与可能数・各戸情報の調査方法について（様式）

〈企画2号〉

【様式】企画2号

令和 年 月 日

厚政課長 様

住宅課長

被災者向けに供給可能な住宅戸数  
(公営・民営空家情報、フレック供給可能戸数)の報告について

下記の対象市町について、被災者向けに供給可能な住宅戸数を報告します。

令和 年 月 日現在

市町名	対象市町	公営住宅			UR賃貸	民営空家	新設必要施設			合計
		整備住宅	非整備住宅	小計			フル編	全本編	小計	
下関市										
宇部市										
山口市										
萩市										
防府市										
下松市										
岩国市										
光市										
長門市										
萩井市										
美祇市										
周南市										
山陽小野田市										
周防大島町										
和木町										
上関町										
田布施町										
平生町										
阿武町										
合計										

## 【検討項目2：入居者の募集方法】

### ○募集内容について

#### ○県営住宅

- (1) 入居対象者 : 当該事案の避難住民
- (2) 提供戸数 : ○戸
- (3) 受付開始 : ○年○月○日(○) (受付時間：8時30分から17時15分まで 土・日・祝祭日除く)
- (4) 入居可能期間 : 6カ月
- (5) 家賃等 : 家賃免除。連帯保証人・敷金不要。
- (6) その他 : ペット不可 等

◆受付・相談窓口：一般財団法人山口県施設管理財団 県営住宅管理事務所 (〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇)

#### ○市町営住宅

各市町の定めるところによる。

### ○周知方法について

- ・初期の滞在先となる宿泊施設のロビーなどに案内のチラシを設置
- ・山口県ホームページにて周知

## 【検討項目3：相談対応の方法】

### ○窓口の設置について

- ・ 避難元地域の行政機能として避難先県と避難元職がと連携して対応
  - ※ 避難住民が相談しやすいことを重視した調整
  - ※ 財政措置や次年度以降の行政機能の整理の結果、賃貸とのマッチングも含め委託も模索

## 【検討項目4：入居手続きの方法】

### ○必要書類について

- 入居申込書（別紙）
- 当該事案の避難住民であることを証する書類
- 住民票
- 障害者手帳等の写し（入居者が該当する場合）

### ○個別世帯とのやり取りの方法について

- 県営住宅又は市営住宅の管理を所管する窓口にて対応



## 【検討項目 5 : 入居期間中の対応方法】

### ○入居期間中の相談対応の方法について

- 県営住宅又は市営住宅の設備等に関する相談は管理を所管する窓口にて対応

## 【検討項目 6 : 退去手続きの方法】

### ○必要書類について

- 住宅明渡し届（別紙）

### ○様式案について

- 別紙のとおり

### ○個別世帯とのやり取りの方法について

- 県営住宅管理事務所に退去に係る手続き書類を提出
- 検査を行い、入居者に故意又は過失による損害がある場合、避難者にその修繕費を請求

## 【検討項目6：退去手続きの方法】

### 住宅明渡し届（別紙）

（第33号様式）

住 宅 明 渡 し 届 年 月 日 山 口 県 知 事 様 （（指定管理者名）経由） 県営住宅 棟 号 明 渡 者 （電話番号： ） 次のとおり住宅を明け渡したいので、届け出ます。 記	
明 渡 年 月 日	
移 転 先	
用途変更、模様替え 増築等の処置	
電気、水道、ガス料 金の処置	
最終家賃納入年月日	
家賃滞納額の有無	
注）1 明渡し届は、退去する5日前までに必ず提出すること。 2 電気、水道、ガス等は、廃止の手続きをとり、退去検査の際には料金の支払 領収書を（指定管理者名）の係員に掲示すること。	

## 【課題】

### ○九州・山口で統一が望ましいこと

- 避難住民を、公営住宅の目的外入居として受け入れる取扱い
  - ・家賃及び敷金の免除や徴収について
  - ・提供が必要な家財等について
  - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員への対応

### ○国への要望及び確認事項

#### 【要望事項】

- 迅速な公営住宅での受け入れを実現するために、国による修繕費の支援を要望する。
- 公営住宅には、照明器具、ガスコンロ、家具（カーテン・網戸等）、家電（電子レンジ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機等）、寝具が、備え付けられていない。家財等提供を前提とするならば費用負担が必要

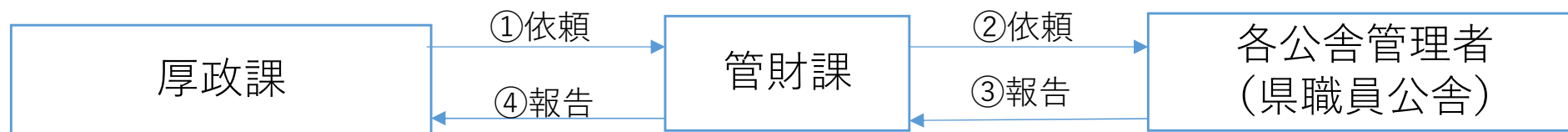
#### 【確認事項】

- 目的外入居の場合、入居許可期間

## ◇モデル検討【県職員公舎】

## 【検討項目 1 : 供与可能数・各戸情報の把握方法】

### ○県職員公舎の供与可能数・各戸情報の調査方法について



- ①厚政課は防災危機管理課からの指示に基づき、管財課へ対象地域の県職員公舎の供与可能数を依頼
- ②管財課は各公舎管理者へ県職員公舎の受け入れ可能な戸数及び各戸情報を依頼
- ③各公舎管理者は依頼された情報を管財課へ報告（様式：管財1号）
- ④管財課は各公舎管理者からの報告を取りまとめて厚政課へ報告（様式：管財2号）

※修繕費に係る国負担がないため、原則、修繕なしで使用可能な住戸に限る。

### ○供与可能な公的住宅の情報整理方法について

- 厚政課は、管財課を通じて供与可能である空き住戸の情報を集約。

# 中長期の収容施設の提供に係るモデル検討【県職員公舎】

## 【検討項目 1 : 供与可能数・各戸情報の把握方法】

### ○公的住宅の供与可能数・各戸情報の調査方法について（様式）

〈管財1号〉

【様式】管財1号

○ 被災者向けに供給可能な住戸数（県職員公舎）

（令和 年（ 年） 月 日現在） 単位：戸

	供給可能戸数	備考
下関市		
宇部市		
山口市		
萩市		
防府市		
岩国市		
長門市		
柳井市		
周南市		
合計	0	

〈管財2号〉

【様式】管財2号

令和 年 月 日

厚政課長 様

管財課長

被災者向けに供給可能な住戸数  
（県職員公舎）の報告について

下記の対象市町について、被災者向けに供給可能な住戸数を報告します。

令和 年 月 日現在

市町名	県職員公舎	備考
下関市		
宇部市		
山口市		
萩市		
防府市		
下松市		
岩国市		
光市		
長門市		
柳井市		
美祢市		
周南市		
山陽小野田市		
周防大島町		
和木町		
上関町		
田布施町		
平生町		
阿武町		
合計	0	

## 【検討項目2：入居者の募集方法】

### ○募集内容について

#### ○県職員公舎

- (1) 入居対象者 : 当該事案の避難住民
- (2) 提供戸数 : ○戸
- (3) 受付開始 : ○年○月○日(○) (受付時間：8時30分から17時15分まで 土・日・祝祭日除く)
- (4) 入居可能期間 : 6カ月
- (5) 家賃等 : 家賃免除。連帯保証人・敷金不要。
- (6) その他 : ペット不可 等

◆受付・相談窓口：山口県総務部管財課 施設マネジメント推進班 (〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇)

### ○周知方法について

- ・初期の滞在先となる宿泊施設のロビーなどに案内のチラシを設置
- ・山口県ホームページにて周知

## 【検討項目3：入居手続きの方法】

### ○必要書類について

- 行政財産使用許可申請書（別紙）
- 当該事案の避難住民であることを証する書類
- 住民票

### ○個別世帯とのやり取りの方法について

- 山口県総務部管財課にて対応

## 【検討項目3：入居手続きの方法】

### 〈行政財産使用許可申請書（県職員公舎）（別紙）〉

行政財産使用許可申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号  
申請者 住 所  
氏 名  
(電話 )

下記のとおり行政財産の使用の許可を受けたいので、山口県公有財産規則第30条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

使用しようとする行政財産	所 在	(公舎所在地 ○○市○○町 )			
	種 類	建物(○○○公舎 ○○○号 3DK)			
	地目又は構造	鉄筋コンクリート造 地上○階			
	使用期間	令和○○年○○月○○日から			
		令和○○年○○月○○日まで			
使用数量	公舎建 ○○. ○○㎡ (ベランダ・共用部分含)				
	倉庫 ○. ○○㎡				
使用の目的		宿舎として使用のため			
その他参考となるべき事項	入居者状況	氏 名	続柄	年齢	生年月日
			本人		

必要書類

- 1 市町の発行する「り災証明書」
- 2 住民票

※自動車保管場所の使用を希望される場合は「自動車保管場所の使用の場合」の行政財産使用申請書も記入してください。

<自動車保管場所の使用の場合>

行政財産使用許可申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号  
申請者 住 所  
氏 名  
(電話 )

下記のとおり行政財産の使用の許可を受けたいので、山口県公有財産規則第30条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

使用しようとする行政財産	所 在	(公舎所在地 ○○市○○町 )			
	種 類	土地			
	地目又は構造	公舎敷			
	使用期間	令和○○年○○月○○日から			
		令和○○年○○月○○日まで			
使用数量	12.5㎡				
使用の目的		自動車保管場所として使用のため			

(その他参考となるべき事項)

駐車する自動車	自動車登録番号又は車両番号	車 名	自動車の種別			
			1 軽 2 小型 3 普通			
	車台番号	長さ	幅	高さ	総排気量	車両重量
		500cm以下	190cm以下			
		cm	cm	cm	cc	kg
	所有者の氏名又は名称					
	所有者の住所					
	使用者の氏名又は名称					
	使用者の住所					
	申請者の氏名と所有者の氏名が異なる場合は、その理由	1 割賦購入 2 名義変更が済んでいない 3 居家族の名義にしている	4 購入予定(令和年月日) 5 その他 ( )			

(記入上の注意)

- 1 申請書は、公舎使用申請者又は入居名義人に限ります。

## 【検討項目 4 : 入居期間中の対応方法】

### ○入居期間中の相談対応の方法について

- 県職員公舎又は県職員公舎の設備等に関する相談は管財課にて対応

## 【検討項目 5 : 退去手続きの方法】

### ○必要書類について

- 行政財産明渡予定届
- 行政財産使用廃止届

### ○様式案について

- 別紙のとおり

### ○個別世帯とのやり取りの方法について

- 提供住戸の退去に係る手続き書類を提出
- 検査の結果、損傷等がある場合には、避難住民は原状に復旧又は損害を賠償

## 【検討項目5：退去手続きの方法】

### 行政財産明渡予定届

年 月 日

行政財産明渡予定届

年 月 日

山口県知事 様

住 所  
氏 名

令和 年 月 日付指令 管財第 号により使用許可を受けた行政財産について、下記のとおり明け渡す予定ですので、届け出ます。

記

使用許可を受けた行政財産	所 在	
	種 類	
	地目又は構造	
	使 用 数 量	
明渡予定年月日	令和 年 月 日	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

### 行政財産使用廃止届

年 月 日

山口県知事 様

申 請 者  
住 所  
氏 名

【本廃止届の提出者名及び連絡先】  
提出者名：  
連 絡 先：

行政財産使用廃止届

令和 年 月 日付指令 管財第 号により使用許可を受けた行政財産について、下記のとおり使用を廃止しますので届け出ます。

記

使用許可を受けた行政財産	所 在	
	種 類	
	地目又は構造	
	使 用 数 量	
使 用 の 目 的		
使 用 許 可 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
使 用 廃 止 年 月 日	令和 年 月 日	
廃止しようとする理由		

## 【課題】

### ○九州・山口で統一が望ましいこと

- 避難住民を、行政財産（県職員公舎）の目的外入居として受け入れる取扱い
  - ・公舎使用料の免除や徴収について
  - ・提供が必要な家財等について
  - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員への対応
  - ・入居許可期間

### ○国への要望及び確認事項

#### 【要望事項】

- 迅速な県職員公舎での受け入れを実現するために、国による修繕費の支援を要望する。
- 県職員公舎には、照明器具、ガスコンロ、家具（カーテン・網戸等）、家電（電子レンジ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機等）、寝具が、備え付けられていない。家財等提供を前提とするならば費用負担が必要

# 就学再開に関する 検討方針

令和7年度中間整理  
山口県

## 1. 就学再開に関する基本的考え方

- 児童生徒の就学機会の確保は極めて重要な課題であるとの認識の下、避難後における就学再開のための必要な調整や手続等について整理する。
- 避難元地域との連携・協力体制の構築や児童生徒の受入れ、就学再開の際に必要な支援等を速やかに実行できるよう、これまでの自然災害時の対応等を参考にしつつ、関係者が協力して検討を進める。
- 検討においては、障害のある児童生徒への対応、児童生徒の心のケアや負担など、特別な事情等について配慮する。

## 2. 前提事項

- 沖縄県の先島諸島は要避難地域と指定されるものの、九州・山口各県には武力攻撃の危険は及んでおらず、平時の社会経済活動等が営まれているものとする。
- 令和7年度においては、まず、初期的な計画で検討した受入れ市町村の中から、対象となる地域を選定し、児童生徒の受入れ・支援スキーム等を検討することとし、平行して検討されている中長期避難住宅等の状況を踏まえ検討を進める。
- 令和7年度においては、まず、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（小学部・中学部・高等部）について優先的に検討を進める。
- これまでの自然災害に関する対応等を踏まえ、当面の検討においては、例えば、「避難先地域の学校への転入学」や「避難先地域における避難元学校の教育活動再開」等いずれの可能性も想定しつつ、避難元地域と避難先地域の役割分担等を明確にした上で検討を進める。
- これまでの自然災害に関する対応等を踏まえ、例えば、児童生徒の受入れについては可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れを行うこと等について検討する。その際、必ず児童生徒の在籍関係を明確にした上で受入れるなど、児童生徒の不利益とならないよう配慮する。

### 3. モデル検討の対象となる受入れ地域の選定

○「初期的な計画」で検討した受入れ先市町村の中から、モデル検討の対象となる受入れ地域として、山口市を選定する。

◎モデル検討の対象となる受入れ地域：山口市

※「初期的な計画」における避難元市町村：石垣市（白保地区）

○受入れ地域における就学再開に関する担当部署・役割は以下のとおり。

担当部署	役割
山口県教育庁教育政策課	避難先地域・保護者からの相談窓口設置、就学支援、奨学金、通学費援助、教職員の心のケア
山口県教育庁教育情報化推進室	オンライン授業等の環境整備
山口県教育庁学校運営・施設整備室	県立学校・社会教育施設の借用、県立学校の学用品の供与
山口県教育庁教職員課	県立学校職員の任免、公務災害補償
山口県教育庁義務教育課	市町立学校の教育課程、学習指導
山口県教育庁高校教育課・ 県立高校再編整備推進室	県立学校の転入学、入学者選抜、県立高等学校等の教育課程、学習指導
山口県教育庁特別支援教育推進室	県立特別支援学校の転入学、入学者選抜、県立特別支援学校・市町立の小中学校特別支援学級の教育課程、学習指導
山口県教育庁地域連携推進課	家庭教育、コミュニティ・スクール
山口県教育庁人権教育課	人権教育
山口県教育庁学校安全・体育課	児童・生徒の心のケア、スクールカウンセラーの派遣、学校給食、学校の環境衛生
山口市教委育委員会学校教育課	避難元地域と避難先地域の連携、避難住民の避難先地域の学校への転入学、避難先地域における避難元学校の教育活動再開

# 就学再開における児童生徒の受入・支援等に係る調整・手続

## 【検討項目 1：避難元地域と避難先地域との連携】

### 双方地域の緊密な連携・協力を図る上で整理すべき事項

#### ○避難元地域・避難先地域間において円滑な連絡調整を行うための体制・仕組みの構築

- ▶ 就学再開に関する県関係部署、県教育委員会、市教育委員会等における担当・連絡先等関係者を一覧化・共有する。
- ▶ 連絡調整等の総括や総合調整等を行うための体制・仕組みを整備する。
- ▶ 避難先地域や避難者等個人からの相談・問合せ等に対応するため窓口や専用サイト等の整備など、体制・仕組みを整備する。
- ▶ 双方地域関係者による意見交換等の場を定期的を開催する。

#### ○避難元地域・避難先地域双方の役割分担の整理

- ▶ 避難先地域の学校への転入学の場合や、避難先地域における避難元学校の教育活動再開の場合など、個別の対応等に応じて、避難元・避難先双方の役割分担（各種手続の主体や協力体制等）を明確化する。
- ▶ 役割分担に関わらず、避難元地域（自治体・教育委員会・学校等）の避難後の状況や不測の事態等を踏まえ、各種手続等における弾力的な対応や必要な支援等の実施など、臨機応変に対応する。
- ▶ 障害のある児童生徒の避難先での学びの場の判断や決定については、通常の手続きでは時間を要することを踏まえ、関係者間で十分な共通理解のもと、弾力的に対応する。

#### ○避難元地域・避難先地域間における児童生徒に関する情報共有

- ▶ 障害のある児童生徒など、特別な配慮・支援が必要な児童生徒の個人情報や、転入学手続等において必要となる指導要録等の基本情報を適切かつ円滑に共有できるような情報共有の考え方を整理する。

##### ■ 救援の実施に当たって必要な情報（避難開始までに整理が望ましい項目）

校種等	必要な情報
小学生、中学生	氏名、住所、学年 等 ※指導要録の共有
高等学校生	氏名、住所、学年、学科、通学形態、全日制・定時制・通信制の別、避難予定地 等 ※指導要録の共有
特別支援学校生	氏名、住所、学年、障害の種類・程度、必要な日常的支援（食事・排泄・服薬等）、医療的ケアの有無、現在の学び場、教育課程 等

- ▶ 避難元地域等の状況等を踏まえ、転入学手続きや学籍関係等における情報共有や事務手続き等について弾力的に対応する。
- ▶ 障害のある児童・生徒については、指導要録に加え、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の情報を整理する。

## 【検討項目2：児童生徒の受入れ】

### 児童生徒の受入れに係る手続・イメージ図

具体的な手続や手順は、例1（転入学の場合）や例2（学校再開の場合）等の実際の対応に応じて変わり得るが、想定される手続きは以下のとおり必ずしもここで記載した順序で行うものではないことに留意

#### 《避難元地域》

連携・協力

#### 《避難先地域》



(必要に応じて)

保護者等からの相談等への対応

避難先での就学確保の対象となる児童生徒の確認

避難先での就学再開方針の検討

※例1・例2等を踏まえてどのような対応をとるかの検討  
(これまでの自然災害(例))

- ・一時的に、避難先の学校へ転入学。その後、準備ができた段階で避難先で、避難元による学校を再開
- ・避難先の学校を間借りし、避難元による学校を再開 等

避難先自治体への支援依頼・調整内容の検討

(転入学の場合(例))

- ・受入れ可能学校の調整
- ・避難元自治体の教職員による協力体制・身分の調整 等

(学校再開の場合(例))

- ・施設・設備等に関する調整 等

保護者等への就学再開方針の説明

保護者等からの相談対応、相談を踏まえた調整

(必要に応じて)

避難元保護者等からの個別の転入学相談等への対応

(対応の例)

- ・保護者等からの相談等に応じて、地域の学校等に関する情報を提供
- ・転入学手続き等に関する問い合わせへの対応 等

(必要に応じて)

避難元自治体からの相談等への対応

(対応の例)

- ・避難元自治体からの相談等に応じて、就学再開に向けた検討を行う上で参考となる地域の学校や施設等に関する基礎的な情報を提供 等

避難元自治体からの支援依頼を踏まえた対応

(対応の例)

- ・避難元からの支援依頼を踏まえ、地域の各学校や公共施設、民間事業者等に対する状況確認の実施  
(児童生徒の受入や施設・設備等に関する状況把握等)
- ・学校や施設等に関する情報を集約し、避難元自治体が就学再開方針を検討・決定する上で必要となる情報を提供・説明
- ・避難元における検討・調整等の結果、再度支援依頼があった場合における対応(追加の情報収集・情報提供等) 等

教育委員会、学校、保護者等との必要な手続きの実施

(必要となる手続きの例)

- ・(転入学の場合(例)) 転入学時の教育委員会間、学校間、保護者との手続き
- ・(学校再開の場合(例)) 施設・設備の借用等に関する契約等の手続き 等



就学再開



## 【検討項目 2 : 児童生徒の受入れ】

### 例 1 : 「避難先地域の学校への転入学」に係る 避難先地域における調整・手続

### 例 2 : 「避難先地域における避難元学校の教育活動 再開」に係る避難先地域における調整・手続

#### 避難元保護者等からの個別の転入学相談等への対応

- 保護者等からの相談等に応じて、地域の学校等に関する情報を提供する
- 転入学手続等に関する問い合わせに対応する
- 保護者等からの問い合わせ窓口を設置し、わかりやすく記載、周知する

- 避難元自治体の対応方針に関わらず、個別に転入学等を希望する保護者等からの問い合わせに対応する
- 保護者等からの問い合わせ窓口を設置し、わかりやすく記載、周知する

#### 避難元自治体からの相談等への対応

- 避難元自治体からの相談や問い合わせ等に応じて、避難元自治体が転入学に関する検討等を行う上で、参考となる基本情報等を提供する
- 先行して受入れ学校候補の調査等を行っている場合は、当該学校に関する基本情報を提供する

- 避難元自治体からの相談や問い合わせ等に応じて、避難元自治体が教育活動再開に関する検討等を行う上で、参考となる基本情報等を提供する
- 先行して受入れ施設候補の調査等を行っている場合は、当該施設に関する基本情報を提供する

#### 避難元自治体からの支援依頼を踏まえた対応

- 避難元自治体からの支援依頼を踏まえ、地域の学校に対して、受入れ可能性等の状況を確認するため、受入れ可能人数や、障害のある児童生徒への対応可否、立地等を含めた基本情報について情報収集を行う
- 私立学校について情報提供希望があった場合は、関係部署等に情報提供を要請する
- 受入れ学校候補に関する情報を集約し、避難元地域に提供するとともに、内容等について説明を行う
- 障害のある児童生徒の受入れは、障害の種類や程度によって個別具体的な検討が必要となるため、教員の数や専門性、施設設備の面等から、現実的に受入れ可能か判断する

- 避難元自治体からの支援依頼を踏まえ、地域の施設に対して、受入れ可能性等の状況を確認するため、受入れ可能人数・施設規模や、設備の状況、利用に関する条件、立地等を含めた基本情報について情報収集を行う
- 学校や公民館、社会教育施設等公共施設に加え、民間施設や廃校校舎等を含めた情報収集を行う
- 受入れ施設候補に関する情報を集約し、避難元地域に情報提供するとともに、内容等について説明を行う
- 避難元自治体の学校がオンラインで教育活動を再開する場合、避難先においてオンライン授業が受講できる環境（教育、通信環境、タブレット、ディスプレイなど必要な機材、受信側教室でサポートを行う教職員の配置等）の準備を行う

#### 教育委員会、学校、保護者等との必要な手続の実施

- 受入れ学校及び受入れ人数を特定し、教員や備品、通学手段等の必要な教育環境整備等を行った上で受入れ準備を行う
- 転入学時の教育委員会間、学校間、保護者との手続について、これまでの自然災害に関する対応等を踏まえ、可能な限り弾力的に取扱い、速やかな受入れを行う
- 学齢簿編製、指導要録作成等の手続について、弾力的に対応する
- 必ず児童生徒等の在籍関係を明確にした上で受け入れるよう留意する
- 特別支援学校の児童生徒は、食形態や医療的ケア、スクールバス等の通学支援など、個別具体的な対応を検討する

- 避難元自治体からの要請等を踏まえ、施設所有者・管理者等との交渉や避難先地域住民への説明等各種調整や手続等における支援・助言を行う
- 受入れ施設が学校等公共施設の場合における使用許可や借用・契約手続等について弾力的に対応する
- スクールバスや学校給食の手配等に関する地元情報等、地域のネットワーク等を共有する
- 様々な民間団体からの支援希望がある場合、支援内容の確認や支援の受入れ可否について検討する

# 【検討項目 2 : 児童生徒の受入れ】

## 児童生徒の受入に当たり勘案すべき事項

### ○避難期間（当初1か月／1か月を超える場合等）

- ▶ 避難直後には、避難先収容施設（ホテル等）の近隣施設（学校等）の臨時的な利用等の応急的な対応が予想されることから、これらの実施のために必要な協力・支援等（利用可能施設紹介等の調整・手続）について、速やかに対応する。
- ▶ 避難後1か月以降は、居住地が変わることが見込まれることを踏まえ、本格的な就学再開を速やかに行うことができるよう、避難元地域に対する協力や支援等について検討を進める。
- ▶ 避難先にある高等学校等の教室を借りて、避難児童生徒がオンラインで避難元地域の学校の教育活動に参加する場合、その間の管理責任や事故があった場合の保険の支払いは誰が負うのか等を検討する。

### ○居住地（避難先収容施設）との関係

- ▶ 就学の再開に際しては、居住地との関係を踏まえることが必要不可欠であり、転入学・学校再開いずれの場合においても、まず最初に、居住地を特定した上で、通学区域や通学方法等を勘案しつつ、受入れ可能な学校・施設等について検討していく必要がある。
- ▶ 現時点では、避難当初の収容施設（ホテル等）の後の中長期収容施設等（住宅、要配慮者の受入れ施設等）が未確定であるため、中長期収容施設等に関する検討状況等を踏まえ、今後検討を進める必要がある。

### ※避難期間や居住地等を想定した受入計画の概略（例・イメージ）

区分		▶▶▶ 避難後1か月間 ▶▶▶		▶▶▶ 避難後1か月以降 ▶▶▶	
避難元地域と避難先地域との連携		速やかに連携・協力体制を整備、相談や問合せ等に対応	●避難元地域との連絡・調整等連携・協力体制構築 ●役割分担整理 ●児童生徒に関する情報共有 など	避難元地域との意見交換や相談対応、情報共有等を継続	
短期・中長期で居住地が大きく変わる場合	避難先収容施設（ホテル等）に居住する期間の教育活動	避難後、速やかな教育活動を再開するための協力・支援等を実施	本格的な就学再開までの応急的な対応等を実施（利用可能な施設やオンラインを活用した教育活動の実施など）		
	中長期収容施設以降後の期間の教育活動	転入学の場合	転入学に関する避難元地域からの要請を踏まえ、受入先学校候補の調査を実施し、情報を提供 受入手続においては、弾力的・速やかに対応	避難先地域への転入学	※途中で対応が変更となる場合も想定
		学校再開の場合	学校再開に関する避難元地域からの要請を踏まえ、受入先施設候補の調査を実施し、情報を提供 学校再開手続等について、可能な限り協力・支援	避難元地域による学校再開	
短期・中長期で居住地があまり変わらない場合	中長期収容施設以降後の期間の教育活動	避難後、速やかな教育活動を再開するための協力・支援等を実施	本格的な就学再開までの応急的な対応等を実施	速やかに、避難先地域への転入学・学校再開を実施	
就学再開の際に必要な児童生徒への支援		避難後の状況や要請等を踏まえ速やかに対応	●学用品（教科書含む）の給与 ●スクールバス等による通学支援 ●学校給食の提供 ●オンライン教育環境の整備 ●障害のある児童生徒への配慮（学校で日常生活を送ることができる環境の提供、障害に応じた個別の給食の提供、医療的ケアの実施 等） ●家計が急変した児童生徒に対する就学支援 ●心のケアや学習支援等の教職員加配 ●スクールカウンセラーによる支援 など		

## 【検討項目3：児童生徒への支援に当たり留意すべき事項】

### 国民保護法における救援及び過去の自然災害の際における支援、調整・手続等を踏まえて必要な事項

#### ○児童生徒・教職員の心のケア、負担等への配慮に関する調整・手続

- 避難先地域の学校への転入学の場合における児童生徒に対する心のケア、負担等への配慮に関する対応として、スクールカウンセラーの配置等による心のケアやスクールバス等による通学支援、家計が急変した世帯への経済的支援等の対応を行う。
- 避難先地域において教育活動を再開した避難元学校が実施する児童生徒の心のケア等に係る協力・支援として、避難元学校からの要請等を踏まえ、スクールカウンセラーの配置やスクールバス等による通学支援等各種手続等に関する支援・助言、情報提供や、避難先地域の医療機関の紹介など、地域の情報等を共有する。
- 避難元学校の教職員に対する健康管理（健康診断、心のケア等）、衛生管理等について、避難元地域の福利厚生部門からの要請等を踏まえ、支援・援助、情報提供等について検討を行う。

#### ○学校種に応じた配慮事項

- 高等学校の転入学に関しては、義務教育とは異なり、修得した単位に応じて相当学年に転入することができることや、専門高校の場合、実習室等の不足も考えられることなどを踏まえ、調整・手順についての検討を進める。
- 避難元地域の高等学校は石垣市、宮古島市にあるため、避難先が複数県・複数市に分散することも踏まえ検討を進める。
- 特別支援学校は障害の種類や程度が様々で、必要な支援・配慮は多岐にわたることが予想されるため、教員数や専門性などを踏まえ検討を進める。

#### ○進級、進学、卒業等における配慮

- 児童生徒の各学年の課程の修了または卒業の認定等に当たっては、弾力的に対応し、進級、卒業等に不利益が生じないよう配慮する。
- 卒業年次の高校生等については、大学等への進学に際して利用できる経済的支援を周知するなど、必要な配慮について検討を進める。
- 障害のある生徒の高等部卒業後については、福祉・就労関係の機関と十分に連携する。
- 障害のある児童生徒の学びの場は、小・中学校の通常の学級や特別支援学級、特別支援学校と複数にまたがるとともに、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒もいるため、県教委と市教委が十分に連携する。
- 沖縄県での就職を希望する生徒に対して、求人開拓や就職情報の共有等、両県の学校間で連携できる仕組みの検討を進める。

#### ○設置者・学校種等に応じて今後整理すべき事項（私立学校についての整理）

- 本検討における基本的な調整・手続は、公立学校を想定して整理しているが、例えば、避難元地域の私立学校についての対応や、避難先地域において私立学校を希望する保護者や児童生徒への対応についても想定しつつ、今後検討を進める。

#### ○設置者・学校種等に応じて今後整理すべき事項（就学前施設についての整理）

- 幼稚園や認定こども園、保育所等就学前施設に関しては、本年度の検討成果等を踏まえた上で、今後検討を進める。

## 【検討項目4：課題・留意点等の把握】

### モデル検討の各事項等における実行上の課題や留意点等の把握

#### ○受入れ県・市町村の担当部署等に対する意見聴取等による児童生徒の受入れや就学支援等に関する課題・留意点等の整理

- 就学再開における児童生徒の受入れ・支援等に係る調整・手続きの各検討項目について、実際に対応する上で想定される課題や、その対応方策、留意点等について、県教育庁及び「モデル検討の対象となる受入れ地域」の山口市教育委員会に対して、意見照会を実施。

#### ○意見聴取結果

区 分		課題や留意点等
避難元地域と避難先地域との連携		<ul style="list-style-type: none"> <li>・手続きや対応のフロー等を作成し、保護者等が情報を取得できるよう県教委のウェブサイトに掲載することが必要。</li> <li>・児童生徒の個人情報（氏名・生年月日・住民登録地等）や学籍情報（学年等）の確認方法の検討が必要。</li> <li>・障害のある児童生徒は、受入先の決定にあたり必要となる情報や、受入先で行う支援の参考となる情報をどのように共有・審議していくのか検討が必要。</li> </ul>
児童生徒の受入	避難先地域の学校への転入学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難元自治体からの相談等については、居住地等も含めた包括的な支援が必要であり、避難元自治体において各部局が連携して情報を集約し提供することが必要。</li> <li>・通学可能範囲の高校に避難元学校と同じ学科が設置されていないことが考えられるため、対応の検討が必要。</li> <li>・特別支援学校の児童生徒の支援や対応に必要な情報をどのように共有するのか検討が必要。</li> <li>・スクールカウンセラーの確保、配置に係る旅費や報酬等の負担者の検討が必要。</li> <li>・就学援助（医療費・学校給食費）の認定基準には、武力による要避難に該当する項目がないため、認定基準の見直しが必要。</li> </ul>
	避難先地域における避難元学校の教育活動再開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育環境整備を行う際に必要となる費用はどこが負担するか検討が必要。</li> <li>・民間施設を利用する際の使用料や廃校舎を利用する際の整備費用、オンライン授業の整備費用はどこが負担するか検討が必要。</li> <li>・避難先地域の学校に転入学した生徒が、避難元学校の教育活動再開に伴い、避難元学校の教育活動に参加することとなる場合など、様々なケースを想定して転入学に係る対応の検討が必要。</li> </ul>
児童生徒への支援に当たり留意すべき事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業の進度や教材等の違いに留意することが必要。</li> <li>・居住地と学校の位置関係によっては、遠距離通学に係る補助等の費用負担者について検討が必要。</li> <li>・特別支援学校の児童生徒に対する支援を行う上で必要となる、障害に関する情報や避難元で行われていた支援内容の共有方法の検討が必要。</li> <li>・特別支援学校は、避難者の障害等に基づく支援状況によって受入れ校が決定し、その学校の対応方針に沿って医師の診断等も踏まえて個別対応するため、避難元の学校の個別対応状況を共有し、保護者と綿密に打ち合わせることが必要。</li> <li>・学校給食について、既存の調理場からの配送に係る調整や、必要物資の手配等、市の学校給食運営状況の情報を得ながら実施に向けた検討が必要。</li> <li>・就職慣行の違い（例：山口県一人一社制、沖縄県一人三社制）について対応方法の検討が必要。</li> </ul>
上記以外（自由意見含む）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・進級や卒業等に不利益が生じないよう、弾力的な対応について、国の方針が示されることが必要。</li> </ul>

## 【検討項目 5 : 課題・留意点等の検証・分析】

### 就学再開に関する課題・留意点等の検証・分析及び次年度の検討に向けた課題等の整理

#### ○意見聴取結果等を踏まえた次年度の検討に向けた課題等の整理

次年度の検討に向けた課題等	課題の解決方策や調整・手続に係る改善方策
情報の共有	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難元児童生徒や教職員等の個人情報や学籍情報など、必要な情報を迅速に共有する方策を検討</li><li>・手続きや対応のフロー等を整理し、保護者等が迅速に情報を得るための方策を検討</li><li>・授業の進度や教材の違い、就職慣行の違いなど、避難元地域と必要な情報を共有し、弾力的な対応を検討</li></ul>
費用負担	<ul style="list-style-type: none"><li>・児童生徒の受入れや支援に係る費用負担について、国において方針を検討</li></ul>
転入学等に係る手続き等の弾力的な対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・転入学等に係る手続き等の洗い出し、簡素化の検討</li><li>・進級や進学、卒業等に不利益が生じないよう、国において弾力的な対応を検討</li></ul>
学校再開に係る受入候補施設の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・受入候補施設の確保や、施設整備、オンライン授業の整備、費用負担に関する対応を検討</li></ul>
心のケア等の支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・児童生徒だけでなく、教職員への健康管理（心のケア等）に必要な対応を検討</li></ul>

# 【検討項目 5 : 課題・留意点等の検証・分析】

## 就学再開に関する課題・留意点等の検証・分析及び次年度の検討に向けた課題等の整理

### ○検証・分析における参考データ① : 避難元地域の学校数・児童生徒数・教員数

#### 《 市町村立小学校・中学校 》

- 小学校は、「初期的な計画」における受入先市町村に対応する避難元市町村・コミュニティ（小学校区等）を参考に記載。
- 中学校は、上記の小学校区との関係を踏まえ、受入先市町村に対応する避難元市町村・コミュニティ（中学校区等）を想定し記載。
- 一部、避難先が分散する小学校・中学校も存在するが、現時点では、当該学校の生徒数について、受入先市町村毎の詳細情報（内数）が確認できないため、暫定的に学校全体の総数を記載（他の受入先市町村と生徒数が重複するため、全ての児童生徒が受入対象ではないことに留意）。
- 教員については、勤務地学区内に居住しているとは限らないため、実際の受入先市町村が異なる可能性があることに留意。

初期的な計画 における 受入先市町村	避難元 市町村	小学校				中学校			
		学校数	児童数	教員数	備考	学校数	生徒数	教員数	備考
山口市	石垣市	4	159	35		4	78	34	
下関市		1	379	25		1	542	37	
宇部市		3	141	27		2	966	66	
防府市		3	48	26		1	23	12	
山陽小野田市		2	45	14		1	28	12	

#### 《 県立高等学校・特別支援学校 》

- 高等学校及び特別支援学校は、「初期的な計画」における受入先市町村に対応する避難元市（石垣市）に所在する学校について記載。
- 当該学校のうちの一定数について受け入れる可能性があるが、現時点では、当該学校の児童生徒数・教員数について、受入先市町村毎の詳細情報（内数）が確認できないため、暫定的に学校全体の総数を記載（他の受入先市町村と生徒数・教員数が重複するため、全ての児童生徒・教員が受入対象ではないことに留意）。

初期的な計画 における 受入先市町村	避難元 市町村	高等学校				特別支援学校			
		学校数	生徒数	教員数	備考	学校数	児童生徒数	教員数	備考
山口市	石垣市								
下関市									
宇部市		4 (※)	1,459	154	左記の生徒数等のうち一定数について受入可能性あり	1	63 (幼1/小15/中16/高31)		左記の児童生徒数等53のうち一定数について受入可能性あり
防府市									
山陽小野田市									

(※) 全日制高校に併設されている定時制課程も1校としてカウント

## 【検討項目5：課題・留意点等の検証・分析】

### 就学再開に関する課題・留意点等の検証・分析及び次年度の検討に向けた課題等の整理

#### ○検証・分析における参考データ②：県内受入れ先市町村に所在する学校数

- 「初期的な計画」における受入れ先市町村に所在する小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の数は以下の通り。
- 実際の受入れにおいては、各学校の実状や避難元地域の意向、児童生徒の居住地・通学区域（学校区）等、様々な条件を踏まえた上での調整が必要となるため、全ての学校が受入対象ではないことに留意する必要がある。

（令和7年5月1日現在）

区分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
山口市	国立	1校	1校	－	1校 (小1、中1、高1)
	公立	31校	18校(分校1)	5校	3校(うち分校1) (幼1、小3、中3、高2)
	私立	－	1校	3校	－
	合計	32校	20校	8校	4校 (幼1、小4、中4、高3)

# 就労支援に関する作業部会検討方針(案) (山口労働局・山口県)

## 就労支援の検討方針

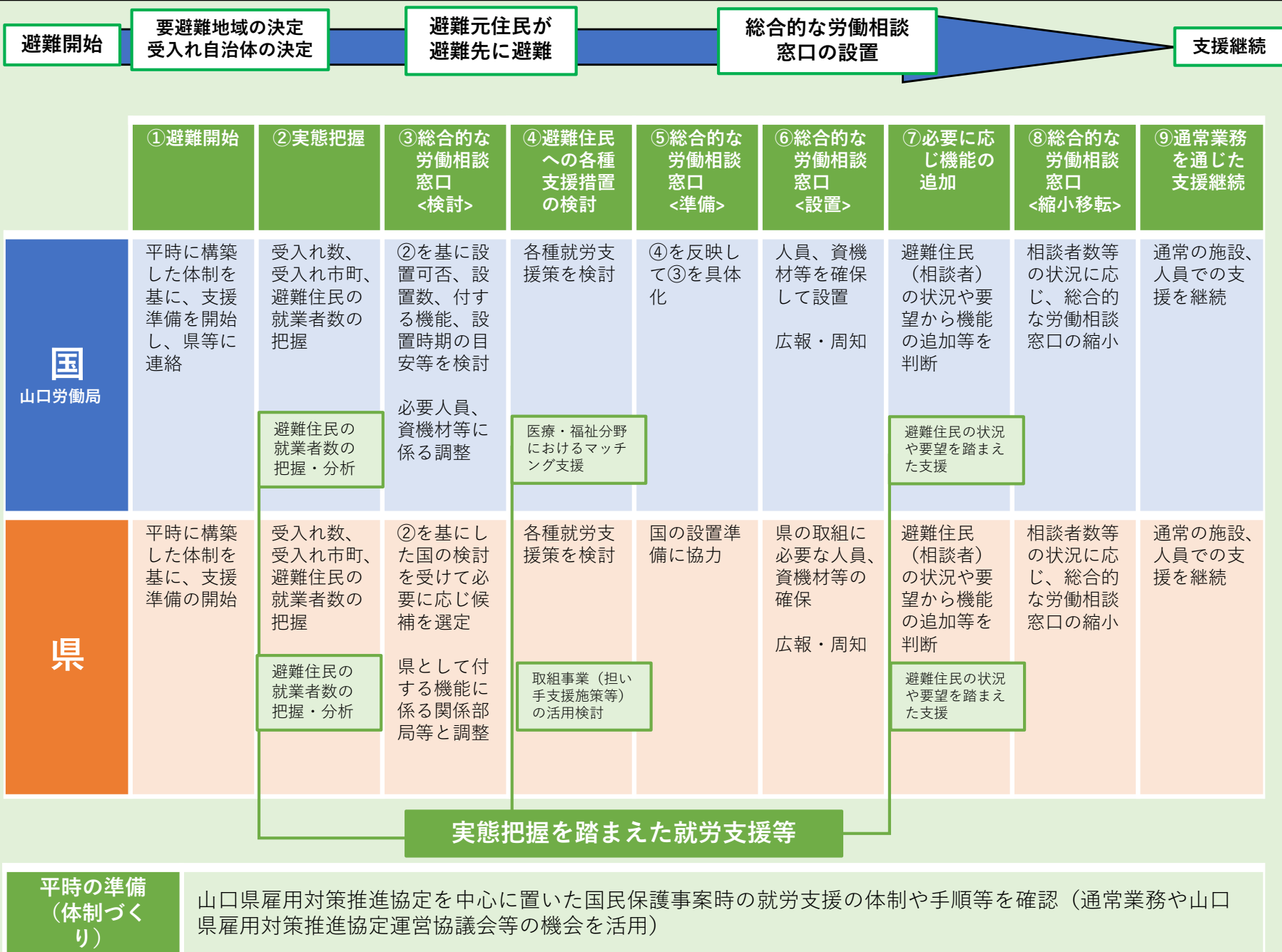
### 就労支援の 検討に係る 基本的な 考え方

- 国民保護基本指針等に定めるとおり、職業紹介等の雇用対策の中心は厚生労働省であり、都道府県は厚生労働省の施策、措置に協力し、被災地域等の実情に応じた雇用確保等を実施する役割であることから、令和7年度における九州・山口各県における避難住民の方々の就労支援の検討は、避難先地域の自治体と都道府県労働局とが協力して行う。
- 令和7年度の山口県における就労支援の検討については、「避難住民や避難先地域の実情に応じた雇用確保」に主眼を置き、石垣市で就業している方々の職業等を考慮するとともに、山口県の避難先地域の労働市場、就労支援等の状況を踏まえた上で、避難先地域の自治体と山口労働局における平素からの連携、協力といった仕組みを活用した体制等を整理するほか、就労をはじめ多岐にわたる労働関連の相談窓口の設置や雇用吸収ができないと予想される分野、避難により生じる雇用機会に対して、避難先地域の自治体と山口労働局との間で準備できることについて検討していく。

### 前提事項

- 避難元の石垣市から避難先の山口県に約12,600人の住民が避難する。
- 避難先の山口県では、通常为社会経済活動が行われているものとする。
- 職業紹介をはじめ就労支援は、国が主体となる業務が多く、国（山口労働局）と県との役割を明確にした上での検討を行う。
- 石垣市の就業者数と山口県内のハローワーク等関連施設の情報等から、実態把握と課題の抽出等を行うほか、本想定時における総合的な労働相談窓口の設置可否検討の材料とする。
- 個別のマッチングによるコミュニティ配慮、中長期の収容住宅の提供、就学再開との整合性までは検討しないが、避難住民が山口県において就労できるよう支援する。
- 障害者、高齢者、母子・父子家庭の就労支援に配慮する。
- 費用負担は、これまでの自然災害に関する対応も参考に、政府において引き続き検討する。

# 就労支援のフロー



# 実態把握による課題の抽出案

## 受入れ市町・人数とハローワーク等関連施設の分布状況の把握

避難元自治体	受入れ市町と受入れ人数	
石垣小(石垣・大川地区)	下関市	3,782
名蔵小		459
宮良小		1,751
石垣小(新川地区)	山口市	2,224
富野小		189
白保小		1,573
崎枝小		122
大本小		106
川平小		678
伊野田小		429
平久保小	防府市	113
明石小		266
野底小		385
吉原小		262
川原小	山陽小野田市	272
合計	5市	12,611

突 合

ハローワーク等関連施設
山口労働局を含む5箇所
下関市：ハローワーク下関1箇所
宇部市：ハローワーク宇部1箇所
山口市：ハローワーク山口1箇所
防府市：ハローワーク防府1箇所
山陽小野田市：ハローワーク宇部1箇所
受入れ市町以外の県内施設5箇所

総合的な労働相談窓口の設置検討資料として活用

## 統計資料の突合による実態把握と課題の抽出

石垣市の職業別就業者数（令和2年国勢調査住民ベースを按分）	
管理的職業従事者	113人
専門的・技術的職業従事者	724人
事務従事者	814人
販売従事者	429人
サービス職業従事者	869人
保安職業従事者	166人
農林漁業従事者	380人
生産行程従事者	360人
輸送・機械運転従事者	193人
建設・採掘従事者	248人
運搬・清掃・包装等従事者	371人
分類不能の職業	222人
合計	4,889人

突 合

5市の月間有効求人数（R7.9）	
	23人
	3,578人
	1,387人
	1,645人
	3,080人
	445人
	82人
	1,514人
	1,081人
	1,155人
	1,463人
	0人
合計	15,453人

課題の抽出

## モデル検討の対象となる受入れ地域の選定

- ・「初期的な計画」で検討した受入れ市町の中から、モデル検討の対象となる受入れ地域として、山口市を選定する。
- ・受入れ地域における就労支援に関する担当部署・役割は以下のとおり。

### モデル検討の対象となる受入れ地域 山口市（※避難元の市町村：石垣市）

	担当部署	役割
国 (山口労働局)	総務課	情報提供・広報体制の整備、ハローワークの窓口機能の維持と人員再配置
	職業安定課	情報収集・分析、就労支援情報の周知、関係部署との連絡調整
	職業対策課（助成金センター）	雇用調整助成金等に関する総合相談
	ハローワーク山口	受入れ地域（山口市）における就労支援の実働の中核
	山口労働基準監督署	労働関係・労災保険給付に関する相談
	総合労働相談コーナー	労働問題をワンストップで相談
山口県	労働政策課	県内の支援体制構築に向けた総合調整 県における就労支援体制の調整、関係機関・関係部署との連絡調整（人員調整含む）、情報収集・伝達、就労支援の周知
山口市	ふるさと産業振興課	市内の支援体制構築に向けた総合調整 山口市における就労相談の受付、各種専門機関の紹介、就労支援の周知、就労支援関係部署との連絡調整

## モデル市町の選定（関係者の整理）

## 体制づくりに係る検討内容案

### 平時の協力体制の活用

- ・ 非常時にのみ設置し連携して該当都道府県全域にわたる就労支援を展開する性質上、平時からの連携強化や非常時に取り得る活動等の確認は必須である。
- ・ 山口労働局と山口県とは雇用対策協定を締結しており、非常時における就労支援に関しても一層役割分担を明確しておくことが肝要である。
- ・ 雇用対策協定に基づく運営協議会等の機会を有効活用しての連携強化と非常時に取り得る活動等の確認を図っていく。
- ・ また、非常時における運営協議会をはじめとした関係者への連絡方法等は対面、メール等を用いて確立する。
- ・ 国（山口労働局）及び県等は、それぞれ関係部局等に対して本取組の周知を図る。

### 体制の性質

- ・ 国（山口労働局）が主体となり県等と連携を図って就労支援を行う。
- ・ 県は国（山口労働局）が行う就労支援に協力するほか、県独自の就労支援にも並行して取り組む。

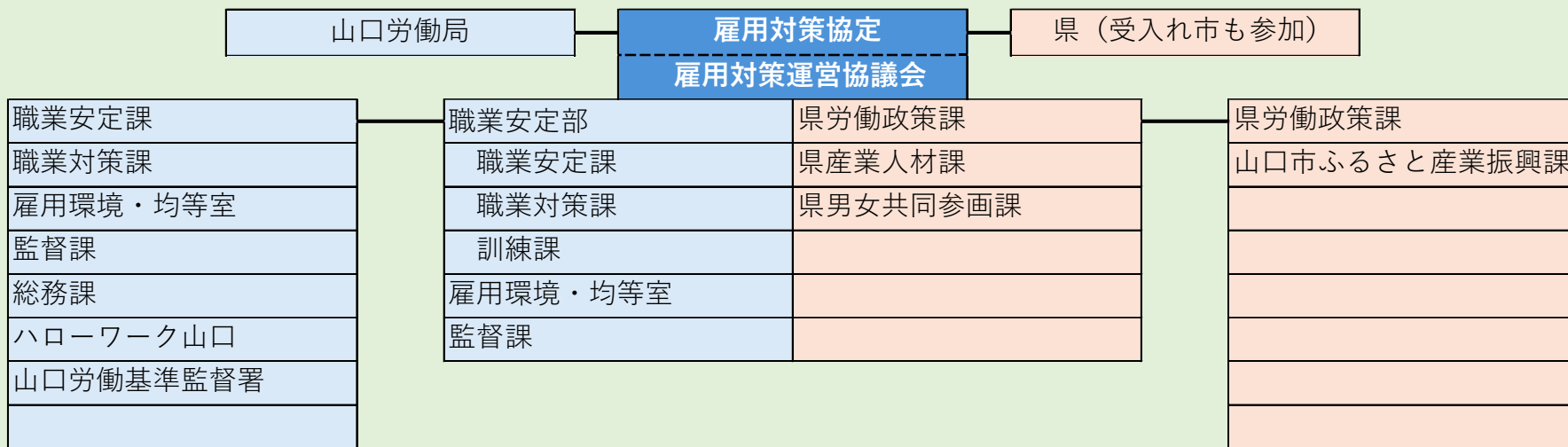
### 立ち上がりの時期

- ・ 避難元都道府県に対し、九州・山口各県を避難先地域と指定した「避難措置の指示」の発令を契機とする。

# 体制づくりに係る検討内容案

- 山口県雇用対策推進協定運営協議会を中心としたメンバー等（山口市）

## メンバー等



- 平時から、通常業務や山口県雇用対策推進協定運営協議会の機会を通じ、国民保護事案発生時の就労支援の体制や手順の確認を行う。

## 本体制が就労支援で果たそうとする役割

実態把握① 就労支援に係る事前準備のための実態把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救援の指示発令直後に受入れ数、受入れ市町を把握するほか、避難先住民のうちの就業者数の概数等を統計資料等から分析して国、県や市等で共有し、課題を抽出する。</li> <li>・ 実態把握は断絶させることなく、避難住民の需要を把握してその解決を図る。</li> </ul>
総合的な労働相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置の必要性の判断</li> <li>・ 設置場所、設置数、付する機能、縮小・移転等の時期の判断</li> <li>・ 総合的な労働相談窓口に適した施設の選定</li> </ul>
人員等の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応援職員の派遣調整（国・県）、全国からの応援職員の派遣申請等（国）</li> <li>・ 就労支援活動に必要な資機材の検討及び調整</li> </ul>
実態把握② 避難住民の状況や要望を踏まえた就労支援のための実態把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統計資料等の傾向から事前に準備しておく就労支援の検討</li> <li>・ 総合的な労働相談窓口における実態把握を基にした就労支援の検討</li> </ul>

- 避難者からの労働に関する相談について、ニーズに応じた的確に対応するため、**①総合的な労働相談窓口**、**②特別労働相談窓口**の設置を検討する。

### ①総合的な労働相談窓口：

(想定される対象者)

労働に関する問題を抱えているが、どこに相談したらいいのかわからない方

(有する機能)

相談者の抱えている問題を丁寧に聞き取り、問題を切り分けて問題ごとに適切な相談窓口を整理し教示すること

### ②特別労働相談窓口：

(想定される相談者)

自身の抱えている労働に関する問題について、どこに相談すればいいのかわかっている方

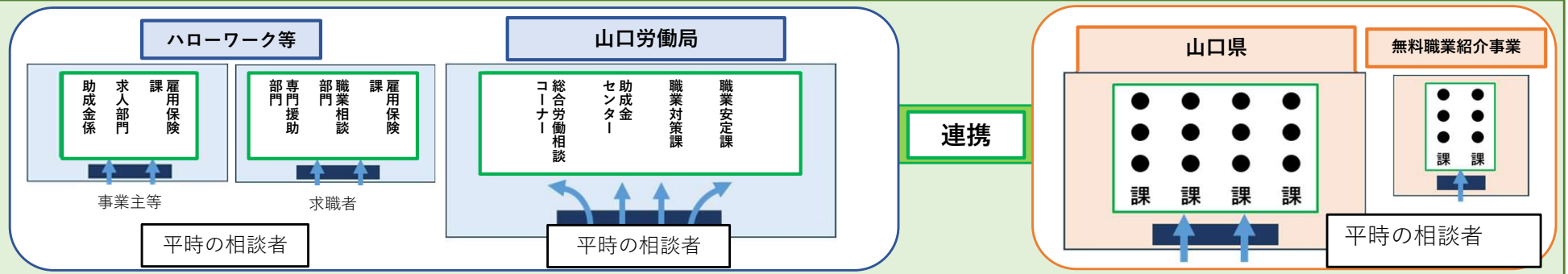
※ 総合的な労働相談窓口を経由して案内される方もいれば、総合的な労働相談窓口を経由せず直接利用する方もいる想定

(有する機能)

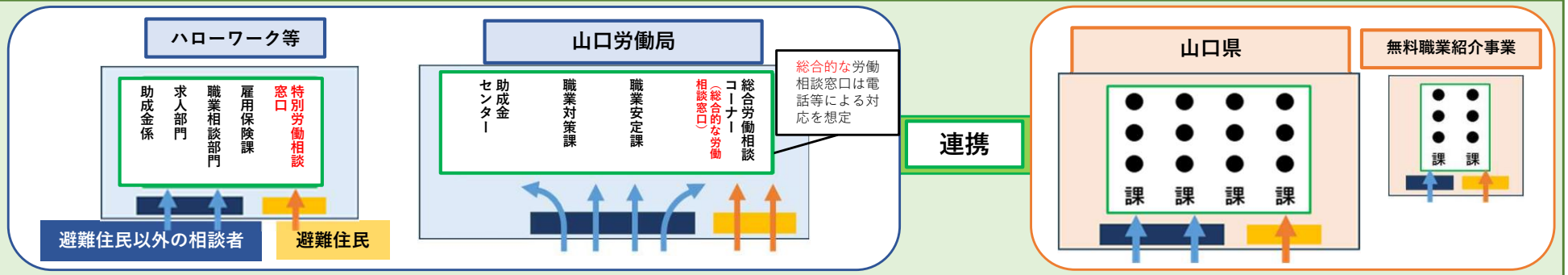
相談者の抱えている問題を解決するため、専門的な支援を実施すること

# 総合的な労働相談窓口等のイメージ

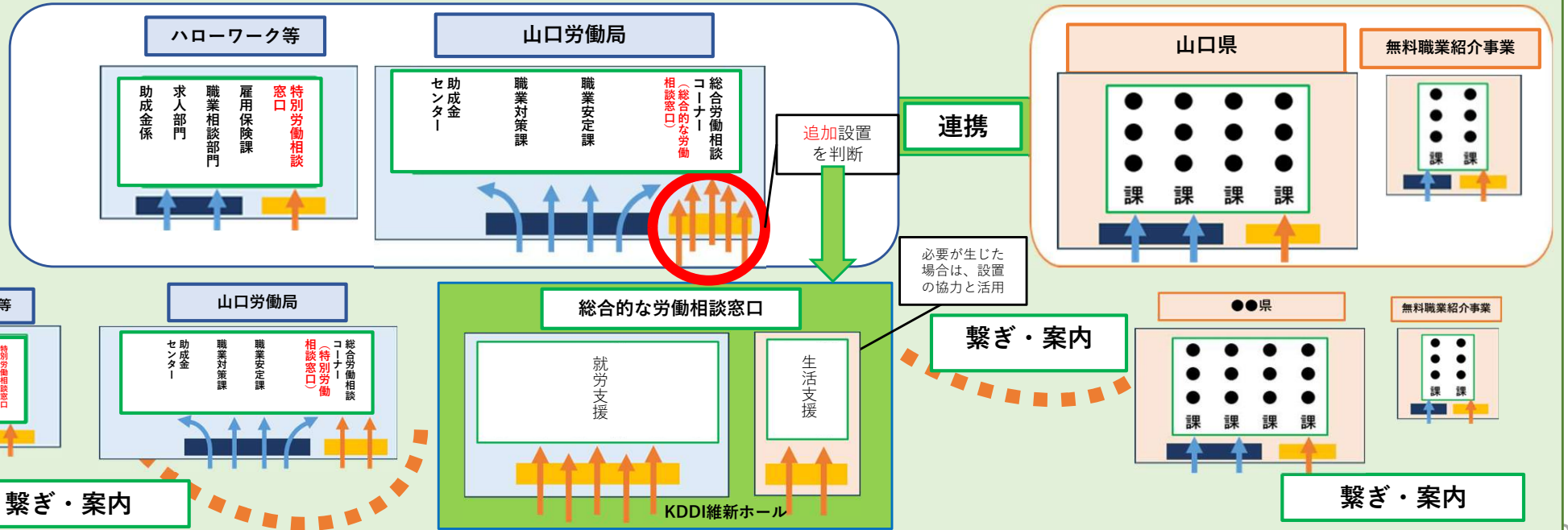
平時の連携と相談者の流れ



総合的な労働相談窓口等(未設置)と相談者の流れ



総合的な労働相談窓口等(設置)と相談者の流れ



# 総合的な労働相談窓口等に係る検討内容案

## 労働局等の既存関連施設での運営可能性

山口労働局（山口県山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館） 担当区域：山口県全域					
受入れ数	相談対応が可能なスペース等	相談対応に専従可能な職員	1日に対応可能な相談者の概数	交通利便性	人員の調整等
山口県全域で石垣市から約12,600人を受入れ	電話対応： 雇用環境・均等室	電話対応： 1人～2人	1人当たり15分と想定して、 30～60人	・JR山口駅から徒歩約12分 ・バス停（山口西京橋・美術館前）から徒歩約2分	必要
総合的な労働相談窓口を設置する判断	<p>・山口労働局においては、避難住民を必要な支援に迅速に繋ぐため、まずは避難施設やSNS等により特別労働相談窓口を周知することとし、さらに、電話による一次対応として、就労相談や雇用保険手続の案内等を行うことを検討している。総合的な労働相談窓口では、電話による相談が中心と見込まれるところ、基本的には電話による対応とする旨を事前周知することで雇用環境・均等室での運営が可能であると思われる。</p> <p>・また、避難住民の利便性も考慮し、KDDI 維新ホールへの設置も検討する。</p>				

ハローワーク山口（山口県山口市神田町1-75） 担当区域：山口市					
受入れ数	相談対応が可能なスペース等	相談対応に専従可能な職員	1日に対応可能な相談者の概数	交通利便性	人員の調整等
山口市で約2,600人を受入れ（うち約1,500人の来所見込） <small>※石垣市の生産年齢人口の概算</small>	通常窓口およびハローワーク山口の隣の貸会議室（防長青年館） 大ホール：100～200人程度 中ホール：50～100人程度	1～2人	1人当たり約60分と想定して、 7～14人	・JR湯田温泉駅から徒歩約25分 ・バス停（総合庁舎前・朝倉中央）から徒歩約3分	必要
特別労働相談窓口を設置する判断	<p>・ハローワーク山口においては、近隣の貸会議室を活用し、避難住民向けに集合形式で初回相談・受付を実施する。</p> <p>・集合形式での対応後は、必要に応じて応援派遣職員を配置し通常業務と導線を分離した対応を継続し、段階的に平準化を図る。</p>				

#### 【総合的な労働相談窓口（雇用環境・均等室）】

- ・労働局（雇用環境・均等室）においては、労働局に寄せられる電話相談への一次対応を実施する。
- ・事務室内での対面相談が困難であるため、電話対応を中心とした最小限の人員で体制を整えるが、問い合わせが増加した場合には、局内の体制見直しや追加的な応援配置を検討し、必要な人員を確保する。

#### 【総合的な労働相談窓口】

- ・KDDI維新ホールに設置する窓口は、原則として取次を中心とした簡易な窓口として運営し、1人体制を基本とする。
- ・相談の専門的判断を行わないことから、常駐職員1名を安定的に配置すれば対応が可能である。
- ・当該窓口は県の窓口と併設される予定であり、必要に応じて相互に協力しながら住民対応を行える体制が見込まれる。繁忙時においても、業務内容が取次・案内に限定されていることから、原則として追加的な職員配置を前提としないこととする。

#### 【特別労働相談窓口（ハローワーク山口）】

- ・ハローワーク山口においては、避難住民に対する初回相談・受付を集合形式で実施することから、可能な限り多くの人員を確保する必要がある。
- ・受入れ市町を担当しない周辺ハローワークの職員を、繁忙が見込まれる窓口へ柔軟に応援派遣できるように、派遣手順および調整方法をあらかじめ整理しておく。
- ・相談件数が増大し、県内の応援のみでは対応が困難となる場合には、全国からの応援職員の派遣を要請する。

# 総合的な労働相談窓口等に係る検討内容案

## 第2 総合的な労働相談窓口に適した施設の検討

### 施設の条件

総合的な労働相談窓口の候補施設	KDDI 維新ホール（山口県山口市小郡令和一丁目1番1号）
・ 収容数	総収容人数約2,600人 メインホール1/会議室12室
・ 備品（机・椅子等）	施設付属の机、椅子を使用
・ 通信設備	あり
・ 空調（冷暖房） など	あり
交通利便性	山口市役所から約16キロに位置し、JR新山口駅から徒歩3分（直結）であり、交通利便性は良い。 また、同施設から約半径15キロ圏内に、予定している避難住民の宿泊施設（ホテル等）のほとんどが所在している。
避難先連絡所への併設	山口県で想定している避難先連絡所はKDDI 維新ホールであり、上記総合的な労働相談窓口の候補施設と同一である。
複数設置の必要性	労働局（雇用環境・均等室）に加え、避難住民への利便性を考慮し、KDDI 維新ホールでの運用を検討している。

# 総合的な労働相談窓口等に係る検討内容案

## 第3 総合的な労働相談窓口に付する機能、県職員等の応援派遣調整、資機材の調整

### 付する機能

国（山口労働局）	
想定される相談事項	繋げる支援機関
<ul style="list-style-type: none"> <li>労働問題に関する相談</li> <li>相談先がわからない労働関係の相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働局（総合労働相談コーナー）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>就職に関する相談</li> <li>雇用保険に関する相談</li> <li>各種助成金に関する相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハローワーク山口</li> <li>労働局（助成金センター）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>労働関係に関する相談</li> <li>労災保険に関する相談等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働基準監督署</li> </ul>

連携

山口県	
想定される相談事項	繋げる支援機関
<ul style="list-style-type: none"> <li>就職に関する相談</li> <li>合同就職説明会等の実施</li> <li>関係部局との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山口しごとセンター</li> <li>やまぐち農林振興公社</li> <li>山口県漁業就業者確保育成センター</li> <li>山口県ナースセンター</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者等の就職に関する相談</li> <li>関係部局との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者就業・生活支援センター</li> <li>山口県母子・父子福祉センター</li> <li>山口県福祉人材センター</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>労働問題に関する相談等</li> <li>情報提供 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山口県労働委員会</li> </ul>

国（労働局）の支援機関と県の支援機関の情報（支援内容、所在地、連絡先等）をお互いで共有することにより、総合的な労働相談窓口における避難住民の相談を適切な支援に繋ぐ機能を整備する。

※国（山口労働局）は、各種労働関連の相談窓口等といった総合的な労働相談窓口に付する機能を検討する。

※県は、職業紹介のほか、県として総合的な労働相談窓口に付する機能を検討する。

### 人員・資機材の調整

人員の調整	(国)	※国（山口労働局）の記載例は、前述の「人員の確保」に同じ
	(県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の関係部局や受入れ市町の関係部局から、総合的な労働相談窓口やハローワーク等に応援職員を派遣して、国と連携して県や市が担当する就労支援業務を担わせる。</li> <li>業務継続を避難住民の就労等相談対応専従職員等の指名</li> <li>受入れ市町以外の自治体からの応援職員の派遣を検討</li> </ul>
資機材の調整	(国)	—
	(県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合的な労働相談窓口等で使用する資機材の検討</li> <li>会場付属の設備以外の業務に関連する資機材を持ち込む。</li> </ul>

## 第4 特別労働相談窓口に付する機能

### 付する機能

国（山口労働局）	
職業相談・紹介	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職業相談</li> <li>・ 求人情報の提供・紹介</li> <li>・ 合同就職面接会の実施（県と共同開催）</li> <li>・ 医療・福祉分野のマッチング支援</li> </ul>
配慮を要する方への就労支援（障害者・高齢者・母子家庭の母等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害のある方に対する専門相談</li> <li>・ 障害特性に配慮した求人情報の提供</li> <li>・ 関係支援機関との連携支援の案内</li> <li>・ 高齢者の再就職支援に関する相談</li> <li>・ ひとり親家庭の母等に対する就労相談</li> <li>・ 子育てと両立可能な求人情報の提供</li> </ul>
職業訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共職業訓練に関する相談</li> <li>・ 職業訓練の情報提供</li> <li>・ 訓練受講中の生活支援制度に関する案内</li> </ul>
労働関係の各種相談対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用保険（失業等給付）に関する相談</li> <li>・ 雇用調整助成金等に関する相談</li> <li>・ 労働保険に関する相談</li> </ul>

# 総合的な労働相談窓口等に係る検討内容案

## 第5 設置時期等

設置時期等	設置時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難措置の指示の発令に伴い、設置の可否を確認し、設置となる場合に備えて準備を開始する。</li> <li>・必要に応じてKDDI維新ホールに案内・取次専用の総合的な労働相談窓口の設置を検討する。</li> <li>・設置となった場合は、人員等の確保状況を踏まえ可能な範囲で速やかに開始する。</li> </ul>
	縮小・移転時期	<p>◇山口労働局 問い合わせ件数の減少や臨時対応の収束を踏まえ、段階的に縮小・移転し、通常体制へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・縮小・移転する場合は周知を徹底する。</li> <li>・応援派遣人員の縮小、解除などの判断・申請 労働局所属職員の応援派遣縮小、解除の判断とその手順を整理する。 全国からの応援派遣職員の縮小、解除の申請やその手順を整理する。</li> </ul> <p>◇県</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県労働局の措置に応じた応援派遣人員の縮小、解除 県関係部局の応援派遣縮小、解除の判断とその手順を整理する。</li> <li>・縮小・移転する場合の周知方法の検討と事前周知の徹底</li> </ul>

## 第6 総合的な労働相談窓口の周知方法の検討

周知の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口労働局と県、市町が共同して総合的な労働相談窓口の周知にあたり、設置前、設置中、縮小・移転前、縮小・移転後などの節目を捉えた効果的な広報を行う。</li> <li>・周知・広報の方法 公式ホームページ、自治体広報紙の活用 避難住民の宿泊施設での広報（チラシの各戸配布、説明会の実施） プレスリリース（情報ツール（新聞、インターネット等）の活用） 協力的な事業者との連携強化及び新規開拓</li> </ul>
-------	--

# 実態把握を踏まえた就労支援等に係る検討内容案

避難住民の  
状況や要望  
を踏まえた  
就労支援等

統計資料の  
傾向等から  
事前に準備  
しておく  
就労支援の  
検討

避難元地域の要配慮者  
への支援（つきそい、  
訪問などの支援）状況  
等を踏まえた医療・福  
祉分野のマッチング  
支援

**【医療・福祉分野におけるマッチング支援】**

要配慮者の収容状況や避難先のニーズ等を把握し、実態に応じて医療・福祉分野  
における就職支援を行うもの。  
マッチング支援の一例) 県と労働局が協働し、就職フェアなどのイベント開催等

要配慮者の収容状況や避難先のニーズ等を把握し、実態に応じて医療・福祉分野  
における就職支援を行うもの。  
マッチング支援の一例) 労働局と県が協働した就職フェアなどのイベント開催等

避難先地域における  
取組事業の活用

**【担い手施策（農業・林業・漁業）の活用可否】**

山口県農林水産部において、高齢化や人手不足が深刻化している担い手の確保・  
育成対策を強化するため、成長を支える多様な人材や中核経営体の確保・育成を図  
る施策を実施している。本県は、石垣市民47,637人のうち12,611人（全体の26%）の  
住民を受け入れる想定であり、石垣市全体の農業林業漁業従事者約2,100人（令和2  
年国勢調査）のうち、26%にあたる555人を受け入れたと仮定すると、本県の農業林  
業漁業に係る令和7年4月の有効求人数は187件であり、単純比較で368件が不足す  
ることになる。

先島5市町村からの避難住民を受け入れる際は、募集人員の拡大を視野に関係各  
部と調整を図るほか、山口労働局との連携を密に農林業就業者への支援を拡充する  
必要がある。

**【移住施策の活用可否】**

山口県では、総合企画部中山間・地域振興課等において、移住施策を推進してい  
る。ただし、現状、東京都内居住者等からの移住を想定しており、先島5市町村か  
らの避難住民に対応していないため、非常時における同施策の柔軟な活用について  
中山間・地域振興課を含めた関係各部と調整していく。

**【農林振興公社や漁業就業者確保育成センター等との連携】**

公益財団法人やまぐち農林振興公社（防府市）、山口県漁業就業者確保育成セン  
ター（山口市）等と連携し、第一次産業における求人の拡大を目指すほか、これら  
の団体は、県の担い手施策と密接な関係があることから、より一層、協力体制を強  
化していく。

**【無料職業紹介事業の活用・連携】**

山口県には、現在、49の無料職業紹介事業所があり、そのうち自治体が事業主で  
あるものが7事業所、団体等が事業主であるものが42事業所である。これらの中  
には農業、医療などの求人もある。避難住民の雇用機会の創出のため連携する必  
要がある。

避難住民の  
状況や要望  
を踏まえた  
就労支援等

相談窓口における  
実態把握を基にした就労支援  
に向けて情報収集・共有等の  
あり方の検討

- ・雇用対策協定に基づく運営協議会等の仕組みを用いた国（山口労働局）と県との初期的な情報共有のほか、相談窓口等で把握した避難住民の実態、需要等について、国（山口労働局）は確実に把握した上で、それを県等と共有し、有効な就労支援活動を展開する必要がある。  
また、県が相談窓口等で把握した情報についても同様である。

#### 1 相談窓口等で入手した情報の集約と報告

- ・情報集約担当を設置し、各窓口・宿泊拠点からの情報を日次で取りまとめる。
- ・緊急性の高い案件は、集約を待たず速やかに関係機関へ連絡する。
- ・取りまとめ結果は、日次速報と週次に分け、メール等を用いて国（山口労働局）と県が互いに報告・共有する。

#### 2 情報の分析

- ・避難開始後の初動として、概ね3日以内に簡易分析を行い、需要を把握する。
- ・以降は、日次の簡易分析と週次の詳細分析を継続し、需要を整理する。
- ・国（山口労働局）は分析結果を集約し、県と共有して広域の実態把握を行う。

#### 3 分析結果の情報共有

- ・雇用対策協定に基づく運営協議会等の仕組みを用い情報共有する。

#### 4 分析結果の活用

- ・国（山口労働局）と県は、分析結果に基づいた就労支援の強化や新規取組等の実施に向けた検討を行う機会を設ける。
- ・需要が一定以上になった場合に速やかに動けるよう、対応メニュー（出張相談、説明会、FAQ等）を用意する。

## 検討により見えてきた課題と対応方針

	項目等	課題と方針 (※令和8年度の検討課題、検討方針)
課題と対応	避難住民の就労に関連する課題	<p><b>【検討課題】</b></p> <p>1 各種手続きの負担軽減            避難先でも途切れず求職活動が行えるよう、            ・各種手続き（例：雇用保険の受給手続き）を整理した情報提供方法の整備（国）            ・手続きに関する案内資料や必要書類を整理し、関係機関で共有する仕組みの整備（県・国）            など、避難住民の手続き負担を軽減する取組を検討する。</p> <p>2 求人とのマッチング支援            避難住民が働きやすい職を見つけられるよう、            ・避難住民向け求人情報の整理・提供（国）            ・無料職業紹介事業者等との連携強化（県・国）            など、求人との出会いやすさを高める取組を検討する。</p> <p>3 関係機関の連携強化            支援が途切れないよう、            ・関係機関の連携会議等の開催（国）            ・避難住民支援に関する情報共有の仕組みの整備（県・国）            など、連携し支援を進める体制の構築を検討する。</p> <p><b>【検討方針】</b>            避難生活が一定期間継続することを前提に、避難住民が円滑に就労できるよう、自治体、無料職業紹介事業者、行政機関等が連携し、「各種手続き」と「求人とのマッチング」を一体的に支援する体制を構築する。</p>